

課題別指針

法整備支援



平成 23 年 3 月

独立行政法人 国際協力機構

課題別指針
法整備支援



平成 23 年 3 月

独立行政法人 国際協力機構

課題別指針目次

序文	1
本指針の利用ガイドライン	2
体系図について	4
開発課題体系全体図	5
基本チェック項目	8
第1章 法整備支援の概況	22
1-1 法整備支援の現状	22
1-2 法整備支援の目的	23
1-3 国際的援助動向	33
1-4 日本の援助動向	34
第2章 法整備支援に対するアプローチ	37
2-1 法整備支援の領域と開発戦略目標	37
2-2 法整備支援に対する効果的アプローチ	38
第3章 JICA の協力の基本方針と留意点	54
3-1 基本方針	54
3-2 留意点	56
3-3 今後の検討課題	68
付録	
1. 主な協力事例	71
2. 主要ドナーの法整備に対する取り組み	87
引用・参考文献	115
参考 Web サイト	119
用語集	123

序文

本課題別指針(法整備支援)は、法整備支援に関する概況や援助動向、アプローチや手法を整理したうえで、JICA 事業による協力の方向性や留意点を示すためにJICA が作成したものです。

JICA では、1996 年に開始した「ベトナム社会主義共和国 法整備支援プロジェクト」を皮切りに、法整備支援分野における技術協力を本格的に開始し、市場経済化に向けた法整備が必要とされている途上国や、法司法制度の再構築・人材育成が必要とされている紛争終結国に対する支援などを実施しています。また、分野としては、民事分野の法整備(ベトナム、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、中国)、競争法などの経済法整備(ベトナム、中国、インドネシア)、行政法分野の法整備(ベトナム、ウズベキスタン)、紛争解決機関の実務改善(ベトナム)、民事紛争の和解調停制度整備(モンゴル、インドネシア)、弁護士会の能力向上(ベトナム、カンボジア、モンゴル)、立法担当者の能力向上(ラオス、東ティモール)、法曹の人材育成(ベトナム、カンボジア、ラオス)などの支援を行っています。

この間、わが国では、平成 20 年1月の第 13 回海外経済協力会議において、法整備支援を経済協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくことが合意され、これに基づき平成 21 年4月に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」において、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴルの7カ国は、わが国の法整備支援の重点国に位置づけられ、法整備支援の重要性、関心はますます高まっています。

本指針が、JICAの法整備支援に関する基本的な情報の共有、およびJICA事業計画の計画・立案及び案件の審査や実施の際の参考となれば幸いです。

また、本指針を JICA ナレッジサイト等を通じて外部に公開することにより、広く一般の方々に JICA の法整備支援に対する基本的な考え方を知って頂くことを祈念しています。

平成 23 年 3 月

本指針の利用ガイドライン

(1) 法整備支援と本指針の対象範囲

法整備支援は、実施国・機関等により様々な様相を持つが、JICAが実施するODAとしての法整備支援は、グッド・ガバナンスに基づく発展途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる法制度構築や人づくりに協力するものである¹。

これまで JICA が支援を行ってきた法整備支援には、民法などの基本的な法令の整備や裁判実務改善、法曹人材養成などに対する支援(基本的な法整備支援)と、基本的な法・司法制度を前提とする特定分野の法整備支援(例えば、経済政策の実現のための法整備支援²や、刑事政策の実現のための法整備支援、社会政策の実現のための法整備支援など)がある。本指針では、基本的な法整備支援に比重をおきつつ、特定の政策課題に対応するための法整備支援についても総論的に扱った。

ただし、近代国家における「法律による行政」の原理に基づく限り、あらゆる分野の開発政策の実現には必然的に法律の整備を伴うことになる。例えば、教育政策の実現には教育に関連する法整備が必要であり、保健政策の実現にも、同様に、保健に関連する法整備が必要である。しかしながら、こうした個別分野の法令については、いわゆる法整備支援ではなく、各分野の中で扱われていることが多いため、本指針の中でも取り上げてはいない。こうした課題に関し、特に個別の施策の実施(各分野の特別法の運用)などについては、それぞれの課題別指針の該当部分を参照されたい。

(2) 他の開発課題への貢献

また、法整備支援は、本文中で述べるように、発展途上国における「法の支配」そしてグッド・ガバナンスの確立を目指すものであるが、「法の支配」の内容には、民主的なプロセスに基づいた明確なルールの制定や、透明性の高い法令の運用システム、中立的な紛争解決システム、正義へのアクセスの保障システムといった諸制度の構築が含まれており、これらを整備することは、同時に、他のさまざまな開発課題の解決手段の一つともなりうるものである。

すなわち、基本的な法整備そのものを目的とする場合や、特定の分野の法整備に取り組む場合に加えて、以下のような開発課題を検討する際に考慮されるべき支援策の一つである。(1-2-3で詳述する。)

¹ ODA大綱(2003年改訂)。

² 知的財産法、競争法、金融法、税法などのいわゆる経済法分野における起草支援や運用支援(いわば「経済基盤構築系」法整備支援というべきもの)は、本文中にも触れる経済海外協力会議が策定した「法制度整備支援に関する基本方針」において、基本的な法整備支援と並んで、海外経済協力の重点分野と位置づけられている。

- ・ 格差是正
- ・ 平和構築³(紛争の予防、対立当事者間の紛争の平和的解決等)
- ・ 民主的制度の強化(民主的な統治機構の構築、市民の政治参加等)
- ・ 汚職防止
- ・ 民間セクター活性化⁴(中小企業振興、投資貿易促進、健全な企業活動の保障、不公正な取引の排除等)

(3) 本指針の利用について—3つの目的別のガイドライン

上記のような法整備支援が持つ多義的な性格を踏まえ、本指針は、以下の3つを目的として作成した。

- 1) 発展途上国への協力事業に携わる者が、特定の途上国への法整備支援を具体的に検討・実施するにあたり、案件形成や案件実施監理に必要となる基本的な事項を理解するための参考資料となること。
- 2) 発展途上国への協力事業に携わる者が、当該国の様々な開発課題に対して法・司法制度面での環境整備や人材育成、法令の運用の改善といった観点から何を行なうことが適当であり可能であるかを検討するための資料とすること。
- 3) 広く一般の方々へJICAの法整備支援に対する考え方を理解いただくための資料となること。

上記1)を目的に本書を利用される場合には、本指針の本文のみでなく、「課題体系全体図」や開発戦略目標ごとの「課題体系図」、基本的な法整備支援(及びそれを前提とする特定分野の法整備支援)に関する「調査項目」(表1-2~6)、付録1「主な協力事例」等を参照することにより、支援内容のイメージや支援の検討にあたって調査すべき事項の具体的なイメージを得られるよう試みた。

上記2)を目的に本書を利用される場合については、本文1-2-3にて法整備支援と他の主要開発課題との関係を整理した。また、平和構築、汚職対策、民間セクター活性化といった開発課題に対する法整備支援からのアプローチを検討するための「調査項目」(表2-1~3)を追加した。(かかる視点からの検討の結果、法整備支援を具体的に検討・実施する段階になれば、上記1)を目的とする利用をすることになる。)

上記3)の目的については、本文の第一章・第二章を中心に法整備支援の概観や日本の支援の特徴などで全体像の整理を試みた。

³ 平和構築に関し、課題別指針「平和構築」要約2(3)、本文p17、18参照。

⁴ 課題別指針「民間セクター開発」のうち、中小企業振興の開発戦略目標1、貿易投資促進の開発戦略目標1をそれぞれ参照

課題体系全体図及び調査項目について

次ページの課題体系全体図は、法整備支援が、①具体的な法案の起草や、起草された草案の立法化の促進などの「ルールの整備」、②法を執行・運用する機関や法を適用して紛争を解決する機関の機能の改善などの「法運用組織の機能強化」、③人々の法制度・司法制度へのアクセスの向上などの「リーガル・エンパワーメント」、④法曹、法務・司法関係機関職員の能力の向上などの「人材育成支援」、の4つの対象に便宜上分類することができることを踏まえ、①から④を開発戦略目標として設定した場合の見取り図である。

一方、「基本チェック項目」では、およそ法整備支援と呼ばれるものを検討する場合に必要な「基礎調査項目(表1-1)」に加えて、基本的な法令及び支援の対象となり易い特定分野の法令の起草支援をカバーする調査項目となる「法案の起草支援及び起草担当職員の人材育成支援を検討する場合の調査項目」(表1-2)のほか、「裁判制度の機能強化」(表1-3)、「和解・調停制度の機能強化」(表1-4)、「法曹養成機関の機能強化」(表1-5)に関する支援を検討する場合の調査項目を作成した。表1-2～5を見れば明らかなように、上記①から④の便宜上の開発戦略目標は相互に関連し合っており、ある課題に対処するためには、複数にまたがったアプローチが必要となる。

さらに、他の開発課題に貢献する法整備支援を考慮する場合に検討すべき「対象」を明らかにするために、「平和構築」(表2-1)、「汚職削減／防止」(表2-2)、「民間セクター活性化(経済成長)」(表2-3)に関連する法整備支援を検討する場合の調査項目を作成した。これにより、各開発課題の検討において、法・司法制度面からのアプローチに関し、課題体系全体図のどの部分が開発課題に関係するのかが明確になろう。

開発課題体系全体図

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動例	
ルールの整備 (ルールの整備を担う人材の育成)	憲法草案の起草	憲法草案が起草される。 ① 憲法起草に必要な情報が整理される。 ② 憲法が起草される。	比較憲法セミナー支援 憲法草案に関するコンサルティング支援 制憲会議議員のトレーニング(国内/国外) 論点に関するワークショップ支援	
	個別法令の起草	民事分野の法令が起草される。 ① 民法(所有権等の財産権、契約、家族関係、相続等に関する法律) ② 担保法/商取引法 ③ 不動産法/不動産登記法 ④ 会社法/NGO法/法人登記法	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		刑事分野の法令が起草される。 ① 刑法 ② 少年法 ③ 特別刑法(サイバー犯罪等)	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		経済法分野の法令が起草される。 ① 競争法/独占禁止法 ② 投資関連法 ③ 金融関連法 ④ 知的財産法	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		行政法が起草される。 ① 行政手続法 ② 行政救済法 ③ 情報公開法	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		社会法が起草される。 ① DV法 ② 人身売買防止法 ③ 売春防止法 ④ 児童虐待防止法 ⑤ 障害者福祉法	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		民事手続法が起草される。 ① 民事訴訟法 ② 民事執行法 ③ 倒産法	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		刑事手続法(刑事訴訟法等)が起草される。 ① 刑事訴訟法 ② 更生保護に関する法令 ③ 被害者保護制度に関する法令	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		ADR(裁判外紛争解決)に関する法令が起草される。 ① 和解・調停に関する法令 ② 仲裁法	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		組織法が起草される。 ① 裁判所法 ② 検察庁法 ③ 弁護士(会)法	起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 草案に対するコメント提供/意見交換 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	
		法制度に関する情報の整理	法令情報が整理される。 ① 法令データベースが作成される。 ② 法令鳥瞰図が作成される。(現行法令リストが整備される) ③ 法令アセスメントが実施される。	ニーズ調査(サーベイ)支援 外国法・国際法研究支援 法令アセスメント実施支援 法令鳥瞰図・法令データベース作成支援
		法制度改革プランの策定	法制度改革プランが策定される。 ① 立法計画が策定される。 ② セクター全体の改革計画が策定される。	ワークショップ・セミナーの開催支援 計画書作成支援
		起草・立法能力の向上	起草能力が向上する。 ① 起草者の能力が向上する。 ② 起草担当省庁の起草技術が向上する。	起草マニュアル作成支援 起草に関するトレーニングの実施
			立法能力が向上する。 ① 立法プロセスが改善する。 ② 法案審査能力が向上する。	立法過程に関する研究支援 立法審査マニュアル作成支援 ニーズ調査(サーベイ)支援 法令アセスメント実施支援

法運用組織の機能強化 (法運用組織の機能強化を担う人材の育成)	司法省及び関連機関の機能強化	法令の運用に関する資料が整備される。 ① データベースが整備される。 ② 法令の解説書・注釈書が整備される。 ③ マニュアルが整備される。	データベース構築支援 解説書・注釈書作成・普及支援 マニュアルの作成支援	
		司法省及び関連機関の機能が向上する。 ① 中央の組織の指導・監督能力が向上する。 ② 地方の組織の実務能力が向上する。 ③ 職員の能力が向上する。	マニュアル作成・普及支援 解説書・注釈書作成・普及支援 職員のトレーニングの実施(国内/国外)	
	経済法分野の法令の運用を担う組織の機能強化	独占禁止法/競争法の運用を担当する機関の機能が向上する。 ① マニュアルが整備される。 ② 職員の能力が向上する。	マニュアル作成・普及支援 解説書・注釈書作成・普及支援 職員のトレーニングの実施(国内/国外)	
		知的財産法の運用を担当する機関の機能が向上する。 ① 事務処理機能が向上する。 ② マニュアルが整備される。 ③ 職員の能力が向上する。	IT化支援/データベース構築支援 マニュアル作成・普及支援 解説書・注釈書作成・普及支援 職員のトレーニングの実施(国内/国外)	
	民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化	裁判所の機能が向上する。 ① 裁判所の事務処理が改善する。 ② 最高裁判所の機能が向上する。 ③ 下級裁判所の機能が向上する。 ④ 裁判官の能力が向上する。	裁判所のIT化支援 裁判手続ハンドブック作成・普及支援 Q&A集作成支援 裁判官のトレーニング(国内/国外)	
		判決が改善する。 ① 判決書が改善する。 ② 判例制度が整備される。	判決書マニュアル作成・普及支援 判例制度に関する研究支援 判例集の出版支援	
		倒産処理機関の機能が向上する。 ① 破産裁判所の機能が向上する。 ② 管財人の能力が向上する。	倒産処理機関のIT化支援 倒産処理手続ハンドブックの作成・普及支援 管財人マニュアル作成・普及支援 管財人のトレーニング(国内/国外)	
		ADR機関(*1)の機能が向上する。 ① 和解・調停機関の機能が向上する。 ② 調停人の能力が向上する。 ③ 仲裁機関の機能が向上する。 ④ 仲裁人の能力が向上する。	ADR機関のIT化支援 手続ハンドブックの作成・普及支援 マニュアル作成・普及支援 調停人のトレーニング(国内/国外) 仲裁人のトレーニング(国内/国外)	
		検察庁の機能が向上する。 ① 検察庁の事務処理が改善する。 ② 最高検察庁の機能が向上する。 ③ 下級検察庁の機能が向上する。 ④ 検察官の能力が向上する。	検察庁のIT化支援 検察官マニュアル作成・普及支援 Q&A集作成支援 検察官のトレーニング(国内/国外)	
		弁護士会の機能が向上する。 ① 弁護士会が組織され、運営される。 ② 弁護士会の弁護士に対するサポート機能が向上する。	弁護士会規則の作成支援 弁護士名簿の作成支援 弁護士会報の作成支援 弁護士のトレーニング(国内/国外)	
		民事執行機関の機能が向上する。 ① 民事執行担当組織の機能が向上する。 ② 執行官の能力が向上する。	民事執行マニュアルの作成支援 刑務所の運営改善支援 トレーニングの実施(国内/国外)	
		刑務所その他の矯正機関の機能が向上する。 ① 刑務所の機能が向上する。 ② 少年院の機能が向上する。 ③ 刑務官等の職員の能力が向上する。	マニュアルの作成支援 刑務所/少年院の運営改善支援 トレーニングの実施(国内/国外)	
	リーガル・エンバウメント (リーガル・エンバウメントを担う人材の育成)	市民社会の法知識の向上	法令・裁判手続・その他の紛争解決手続に関する知識が獲得される。 ① 法情報ネットワークが構築される。 ② 法情報端末が整備される。 ③ 告知キャンペーンが行われる。 ④ 告知媒体が開発される。	マスメディアで公知する資料の作成支援 告知キャンペーンのための媒体(パンフレット等)の開発支援 法情報ネットワークの構築支援
			法学教育が行われる。 ① 教材が開発される。 ② 教授法が開発される。 ③ 講師人材が養成される。	法学教育のための教材開発支援 教授法に関する資料作成支援 トレーナーズトレーニングの実施
		アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築	公益訴訟/民衆訴訟(*2)に関する制度が構築される。 ① 公衆訴訟/民衆訴訟に関するルールが整備される。 ② 公衆訴訟/民衆訴訟の運用マニュアルが整備される。	公益訴訟/民衆訴訟に関する法令の起草支援 公益訴訟/民衆訴訟の運用マニュアル/QA集作成支援 裁判官等のトレーニング
		簡易裁判手続(*3)が構築される。 ① 民事に関する簡易裁判手続のルールが整備される。 ② 民事に関する簡易裁判手続の運用マニュアルが整備される。 ③ 刑事に関する簡易裁判手続のルールが整備される。 ④ 刑事に関する簡易裁判手続の運用マニュアルが整備される。	簡易裁判手続に関する法令の作成支援 簡易裁判手続の運用マニュアル/QA集作成支援 裁判官等のトレーニング	
		ADR機関が整備される。 ① 和解・調停手続に関するルールが整備される。 ② 和解・調停手続の運用ノウハウが取得される。 ③ 調停人育成 ④ 仲裁手続のルールが整備される。 ⑤ 仲裁手続の運用ノウハウが取得される。	ADRに関する法令の作成支援 ADR機関の運用マニュアル/QA集作成支援 運用DVDの作成支援 調停人のトレーニング 仲裁人のトレーニング	
	法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備	法律扶助制度(*4)が構築される。 ① 法律扶助に関するルールが整備される。 ② 法律扶助制度の運用ノウハウが取得される。	法律扶助制度に関する規則の作成支援 法律扶助制度の運営支援	
		弁護士会等のプロボノ活動(*5)(公益活動)が行われる。 ① プロボノ活動に関するルールが整備される。 ② プロボノ活動の促進に関するノウハウが取得される。	プロボノ活動に関する規則の作成支援 弁護士会の運営支援	
		無料法律相談が行われる。 ① 無料法律相談の運用ノウハウが取得される ② 財源確保のノウハウ ③ 無料法律相談に携わる弁護士のスキルが向上する ④ リーガルクリニック(*6)の運用ノウハウが取得される。 ⑤ リーガルクリニックに携わる弁護士のスキルが向上する。	リーガルクリニックに関する規則の作成支援 リーガルクリニックの運営支援 弁護士のトレーニング	

人材の育成	法曹等の養成	<p>法曹養成機関の機能が向上する。</p> <p>① 法曹養成機関のマネジメントが向上する。 ② 教官、講師人材が育成される。 ③ 教材が開発される。 ④ カリキュラムが改善する。 ⑤ 教授法が改善する。</p>	<p>養成機関の組織マネジメント改善支援 トレーナーズトレーニング カリキュラムの作成・改善支援 教材の作成支援 教授法マニュアル作成支援</p>
		<p>法務関係者の養成機関の機能が向上する。</p> <p>① 職員養成機関のマネジメントが向上する。 ② 教官、講師人材が育成される。 ③ 教材が開発される。 ④ カリキュラムが改善する。 ⑤ 教授法が改善する。</p>	<p>養成機関の組織マネジメント改善支援 トレーナーズトレーニングの支援 カリキュラムの作成・改善支援 教材の作成支援 教授法マニュアル作成支援</p>
		<p>法曹が養成される。</p> <p>① カリキュラム・教材が開発される。 ② 対象国内でトレーニングが実施される。 ③ 外国でトレーニングが実施される。</p>	<p>トレーニングの実施 カリキュラムの作成・改善支援 教材の作成支援</p>
		<p>司法省及び関連機関の職員が養成される。</p> <p>① カリキュラム・教材が開発される。 ② トレーニングが実施される。 ③ 外国でトレーニングが実施される。</p>	<p>トレーニングの支援 カリキュラムの作成・改善支援 教材の作成支援</p>
	大学／大学院の法学教育の実施・改善	<p>大学／大学院の法学教育が改善する。</p> <p>① 教授、講師の能力が向上する ② 教材が開発される。 ③ カリキュラムが改善する。 ④ 教授法が改善する。</p>	<p>トレーナーズトレーニング カリキュラムの作成・改善支援 教材の作成支援 教授法マニュアル作成支援</p>
		<p>法学部生／大学院生に法学教育が行われる。</p> <p>① 対象国内で教育が行われる。 ② 外国で教育が行われる。</p>	<p>教育の実施 留学の支援</p>

- *1 ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略であり、訴訟によらない紛争解決の仕組みである。本図では、裁判手続に付随する和解・調停もADRに含めるものとする。
- *2 公益訴訟／民衆訴訟とは、個人の具体的権利に関する紛争ではなく、行政の違法行為の是正を求める訴訟である。環境訴訟などが代表例である。
- *3 簡易裁判手続とは、比較的軽微な事件に関し、通常の裁判手続よりも簡易な手続で事件を処理する手続である。
- *4 法律扶助制度とは、経済的理由のために法律問題を解決できない人に、裁判費用の立替えなどの援助を行う制度である。
- *5 プロボノ活動とは、弁護士などがその知見・ノウハウを活用して無報酬で行う公益活動である。本図では、無報酬で行う弁護士会の委員会活動も含むものとする。
- *6 リーガルクリニックとは、資格のある弁護士の指導・監督の下、学生が無料で法律相談に応じ、必要な助言をする制度である。

基本チェック項目

(表1-1) 基礎調査項目

ある国において法整備支援を検討する場合には、当該国の法制度・司法制度に関する基礎的な情報が必要であり、また、支援の方向性を検討するにあたっては、当該国の法制にかかる政策・方針（マスタープラン等）に関する情報が不可欠である。下のチェック項目は、法整備支援に関する基礎的な調査事項をまとめたものである。これらの調査は、現地事務所及び本部主管部署において行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考
憲法	<ul style="list-style-type: none"> 現行憲法の内容 憲法制定・改正の資料 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法の内容 国民の権利に関する情報・資料 統治機構に関する情報・資料 	日本国内に情報リソースがある場合は、本部において調査する。
法体系に関する基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 法体系 	<ul style="list-style-type: none"> 立法機関の定める規範 判例法に関する情報・資料 慣習法に関する情報・資料 	日本国内に情報リソースがある場合は、本部において調査する。
	<ul style="list-style-type: none"> 法形式 	<ul style="list-style-type: none"> 法形式の種類 効力・序列 	
	<ul style="list-style-type: none"> 法の継受 	<ul style="list-style-type: none"> 旧宗主国その他からの継受 法制史（概要） 	
法情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> 法令集（法令データベース） 法令鳥瞰図 法令アセスメント資料 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ・目的 作成主体 刊行・運用状況 改訂頻度 利用・アクセス状況 	法令集が編纂されていないケースがたいへん多い。法律専門家による情報アクセスと一般市民による情報アクセスの二つを考える必要がある。
法令整備に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 法令整備に関するマスタープラン 立法計画（中長期計画・短期計画） 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 現行プランの執行状況 過去のプランのレビュー内容 	
法案起草・法案起草担当機関の改善に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 法案起草・法案起草担当機関の改善に関する計画（マスタープラン、ブループリント、5か年計画等） 		
立法・立法担当機関の改善に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 立法・立法担当機関の改善に関する計画（マスタープラン、ブループリント、5か年計画等） 		
統治機構	<ul style="list-style-type: none"> 統治システムに関する資料 政府組織図 司法の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法及びその他の組織法 国の組織の全体像に関する情報・資料 各機関の関係に関する情報・資料 司法の独立に関する情報・資料 	日本国内に情報リソースがある場合は、本部において調査する。
司法省（又はこれと同等の機関）	<ul style="list-style-type: none"> 権限 組織・機構 職員 	<ul style="list-style-type: none"> 司法省の権限・機構等を定める法令 司法省の組織の全体像に関する情報・資料 各組織の所掌に関する情報・資料 職員の人数・資格に関する情報・資料 	
司法省が所掌する事項の改革に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 起草業務の改善に関する計画 法令の執行に係る業務の改善に関する計画 その他司法省所管業務の改善に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 現行プランの執行状況 過去のプランのレビュー内容 	
司法制度改革に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 裁判制度改革に関する計画 執行制度、倒産処理制度、ADR制度等の改善に関する計画 検察制度、弁護士制度等の改善に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 現行プランの執行状況 過去のプランのレビュー内容 	
裁判所以外の司法に関する政策を司る機関（司法改革委員会等）	<ul style="list-style-type: none"> 機関の存否 役割・位置づけ 組織・機構 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法及びその他の組織法 司法機関の全体像に関する情報・資料 各組織の関係に関する情報・資料 各組織ごとの情報・資料 	
裁判所の組織・構成・管轄	<ul style="list-style-type: none"> 通常裁判所の組織・構成 特別裁判所（憲法裁判所等）の組織・構成 審級 各種（各級）裁判所の数・所在地 裁判官の人数・任用 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法 裁判所法その他の組織法 裁判官に関する情報・資料 	
紛争解決手段	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の利用状況 裁判所以外のフォーマルな紛争解決手段 インフォーマルな紛争解決手段 	<ul style="list-style-type: none"> 司法統計 調停法その他の組織法 インフォーマルな紛争解決手段に関する情報・資料 	
市民のリーガル・エンパワーメントに関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民社会の法的知識向上に関する計画 司法アクセス改善に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 現行プランの執行状況 過去のプランのレビュー内容 	
弁護士制度	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士の人数・資格要件 弁護士会 市民に対する法的サポートの状況 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士法その他の関連法令 弁護士に関する統計 弁護士会に関する情報・資料 弁護士のリーガルサービスに関する情報・資料 	

法務人材・法曹人材の育成に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> >法務人材育成に関する計画 >法曹人材育成に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> >各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 >現行プランの執行状況 >過去のプランのレビュー内容 	
大学／大学院の法学教育	<ul style="list-style-type: none"> >法学部／法科大学院（ロースクール）を設置している大学の数 >カリキュラム >教材 >教員 	<ul style="list-style-type: none"> >高等教育の統計・資料 >大学／大学院の教育に関する情報・資料 	
法務人材を養成する機関の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> >存否 >カリキュラム >教材 >教員 	<ul style="list-style-type: none"> >設置法その他の関連法令 >養成機関の教育に関する情報・資料 	
法曹を養成する機関の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> >存否 >カリキュラム >教材 >教員 	<ul style="list-style-type: none"> >設置法その他の関連法令 >養成機関の教育に関する情報・資料 	

(表1-2) 法案の起草支援及び起草担当職員の人材育成支援を検討する場合の調査項目

法案の起草支援及び起草担当職員の人材育成支援を考える場合、「ルール」はそれが作成されること自体が目的ではなく、作成されたルールが適切に運用され、ルールを設ける目的（立法趣旨）が達成されることが最終的な目標であることを忘れてはならない。そのため、草案がどのように作成されるかに加え、草案がどのようなプロセスを経て立法化されるか、他の法令との整合性はどのように確保されるか、法令を運用する機関のキャパシティはどの程度なのか、法令の内容はどのように国民に周知されるか、といった事情も念頭に置かなければならない。また、法案の内容の改善（向上）に重きを置くか、起草担当者のキャパシティ・デベロップメントに重きを置くかは、相手国のニーズ及びキャパシティの程度を踏まえ、決定されなければならない。調査は、専門家の助言が必要であるところ、必要に応じ、協力準備調査等の枠組みを利用して行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考	
法令整備に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> ➢法令整備に関するマスタープラン ➢立法計画（中長期計画・短期計画） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 ➢現行プランの執行状況 ➢過去のプランのレビュー内容 	プロジェクトの妥当性と深く関連する。	
起草及び立法化プロセス	法案作成プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ➢法案の起草システム ➢起草主体 ➢関係機関の役割 ➢法案の議会上程プロセス ➢法案内容のチェックプロセス 	<ul style="list-style-type: none"> ➢憲法その他法案の起草・立法化プロセスを定める法令 ➢起草・立法化プロセスに関する情報・資料 	起草を担当するのが、主管官庁か、議会附属機関か、省庁横断的な機関かによって、CPとすべき機関が異なる。（又は、活動内容が異なる。） CP作成草案の内容が、議会の審議以外で変更されるか否かも、成果（目標）に関わる。
	立法過程	<ul style="list-style-type: none"> ➢法案審議のプロセス（国会上げ前） ➢法案審議のプロセス（国会上げ後） ➢公布手続 	<ul style="list-style-type: none"> ➢憲法その他法案審議プロセスを定める法令 ➢法案審議プロセスに関する情報・資料 	法案作成後も、審議のプロセスにおけるカウンターパートの活動をサポートする場合も多い。プロジェクトの外部条件となり得る。
	法令間の調整	<ul style="list-style-type: none"> ➢整理体系化責任官庁 ➢省庁間の協議システム ➢法案審議のプロセスにおける調整システム 	<ul style="list-style-type: none"> ➢憲法その他の組織法 ➢整理体系化を司る機関の組織法 ➢法案審議プロセスを定める法令 ➢法案審議プロセスに関する情報・資料 	法令間の調整のシステムが確立していない場合には、起草支援の対象となった法令の内容と矛盾・抵触する法令の起草が行われ、立法の目的を達し得ない場合がある。
	立法関与機関	<ul style="list-style-type: none"> ➢立法府以外の国家機関の関与 ➢パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ➢憲法その他の組織法 ➢国会法 ➢立法化プロセスを定める法令 ➢立法化プロセスに関する情報・資料 	
民事法に関する支援を検討する場合	<p>民法（民法通則、所有権法、担保法、契約法、不法行為法、家族法、相続法又はこれらに相当する法令）</p> <p>不動産法（土地法、建物法、不動産登記法又はこれらに相当する法令）</p> <p>会社法（各種会社法、各種企業法等）</p> <p>商取引法（消費者法、各種契約法等）</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 制定・改正の経緯（法継受の状況を含む） ➢ 内容 ➢ 改正ニーズ・方向性 <p>【実施面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 起草に関するルール ➢ 起草責任機関 ➢ 起草主体 ➢ 起草主体のキャパシティ ➢ 草案開示の有無 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 立法計画 ➢ 関連する国際条約（多国籍・二国間）等の加盟・締結状況 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 旧法・現行法の条文 ➢ 当該分野のドナーの協力の確認 ➢ 当該分野の戦略・政策に関する文書 ➢ 起草に関するルール ➢ 立法計画 ➢ 草案の開示についての方針 ➢ 起草主体のキャパシティに関する情報 ➢ 関連する国際条約（多国籍・二国間） 	法継受、ドナー協力は、優位性と関連する。国際条約の履行状況は妥当性と関連し得る。
刑事法に関する支援を検討する場合	刑法 少年法 特別刑法（サイバー犯罪に関する法令等）	同上	同上	
競争法に関する支援を検討する場合	競争法（又はこれに相当する法令） 投資法（又はこれに相当する法令） 金融法（又はこれに相当する法令） 知的財産法（又はこれに相当する法令）	同上	同上	
行政法に関する支援を検討する場合	行政手続法 行政救済法 情報公開法等	同上	同上	
社会法に関する支援を検討する場合	DV法、人身売買防止法、売春防止法、児童虐待防止法、障害者福祉法（又はこれらに相当する法令）	同上	同上	
民事手続法に関する支援を検討する場合	民事訴訟法	同上	同上	
	民事執行法			
	側産法			
刑事手続法に関する支援を検討する場合	刑事訴訟法	同上	同上	
	更生保護に関する法令			
ADRに関する法令について支援を検討する場合	和解・調停に関する法令	同上	同上	
	仲裁に関する法令			
組織法に関する支援を検討する場合	裁判所法 検察庁法 弁護士（会）法	同上	同上	
法案起草・法案起草担当機関の改善に関する政策・方針	➢法案起草・法案起草担当機関の改善に関するマスタープラン	➢各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 ➢現行プランの執行状況 ➢過去のプランのレビュー内容		
立法・立法担当機関の改善に関する政策・方針	➢立法・立法担当機関に関する改革計画（ブループリント、マスタープラン等）	➢各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 ➢現行プランの執行状況 ➢過去のプランのレビュー内容		

支援対象となる法律の起草担当機関	組織・業務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 組織・機構・人員 ➢ 各組織・機構の役割・所掌範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 司法省の権限・機構等を定める法令 ➢ 司法省の組織の全体像に関する情報・資料 ➢ 各組織の所掌に関する情報・資料 ➢ 職員の数・資格に関する情報・資料 	
	法案起草業務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 起草担当者 ➢ 起草業務 ➢ 問題点・課題 ➢ 改善の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法案起草プロセスを定める法令 ➢ 法案起草プロセスに関する情報・資料 	
	起草担当者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資格 ➢ 養成・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法案起草担当者に関する情報・資料 	
支援対象となる法律の運用機関	組織・業務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 組織・機構・人員 ➢ 各組織・機構の役割・所掌範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 司法省の権限・機構等を定める法令 ➢ 司法省の組織の全体像に関する情報・資料 ➢ 各組織の所掌に関する情報・資料 ➢ 職員の数・資格に関する情報・資料 	
	対象法令運用業務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 運用担当者 ➢ (予期される) 運用業務 ➢ (予期される) 問題点・課題 ➢ 問題点・課題の改善の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援対象法令 ➢ 法令運用プロセスに関する情報・資料 	
	運用担当者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資格 ➢ 養成・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令運用担当者に関する情報・資料 	
市民のリーガル・エンパワメントに関する政策・方針		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民社会の法的知識向上に関する計画 ➢ 司法アクセス改善に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 ➢ 現行プランの執行状況 ➢ 過去のプランのレビュー内容 	
市民社会の法知識	法令へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公布手続 ➢ 責任官庁 ➢ 官報・ウェブサイト 		
	法律書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 種類・内容 ➢ 出版・頒布状況 		
	法教育	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 初等、中等教育における法教育 ➢ 市民向け教育プログラム ➢ 法情報へのアクセスポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法制度、憲法の内容、国民の権利義務等 ➢ 提供主体、重点分野 ➢ 図書館、地方公共団体 	

(表1-3) 裁判制度の機能強化支援を検討する場合の調査項目

裁判制度の機能強化支援を検討する場合、ルールの整備支援、法運用組織の機能強化支援、リーガル・エンパワメント支援、人材育成支援を適宜組み合わせることを検討しなければならない。ただし、あらゆる分野での支援は不可能であるため、相手国政府の戦略・政策、相手国のニーズ、ドナーの動向、我が国の政策等の観点から、支援対象を絞り込まなければならない。下の各事項に関する調査は、専門家の助言が必要であるところ、必要に応じ、協力準備調査等の枠組みを利用して行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考	
司法制度改革に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 中長期計画・短期計画 裁判制度改革 執行制度改革 矯正制度改革 倒産処理制度改革 A D R制度改革 検察制度改革 弁護士制度改革 市民社会の法的知識向上 司法アクセス改善 法曹の継続教育 法曹養成 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 起案に関するルール 立法計画 草案の開示についての方針 起草主体のキャパシティに関する情報 関連する国際条約（多国間・二国間） 		
民事手続法に関する支援を検討する場合	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法 民事執行法 倒産法 	<ul style="list-style-type: none"> 【内容】 制定・改正の経緯 内容 改正ニーズ・方向性 【実施面】 起案に関するルール 起草責任機関 起草主体 起草主体のキャパシティ 草案開示の有無 【その他】 立法計画 関連する国際条約（多国間・二国間）等の加盟状況 	<ul style="list-style-type: none"> 旧法・現行法の条文 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 起案に関するルール 立法計画 草案の開示についての方針 起草主体のキャパシティに関する情報 関連する国際条約（多国間・二国間） 	
刑事手続法に関する支援を検討する場合	<ul style="list-style-type: none"> 刑事訴訟法 更生保護に関する法令 	<ul style="list-style-type: none"> 【その他】 立法計画 関連する国際条約（多国間・二国間）等の加盟状況 		
A D Rに関する法令について支援を検討する場合	<ul style="list-style-type: none"> 和解・調停に関する法令 仲裁に関する法令 			
組織法に関する支援を検討する場合	裁判所法			
裁判所の機能強化に関する支援を検討する場合	<ul style="list-style-type: none"> 司法府の位置付け 裁判所以外の司法に関する政策を司る機関（司法改革委員会等） 裁判所の組織・構成・管轄 司法行政権 裁判官 裁判所の運営 訴訟審理 裁判統計 	<ul style="list-style-type: none"> 他の国家機関との関係（監督機関の存在・報告義務） 機関の存在 役割・位置づけ 組織・機構 通常裁判所の組織・構成 特別裁判所（憲法裁判所等）の組織・構成 審級 各種（各級）裁判所の数・所在地 裁判官の人数・任用 裁判官の人事権 職員の人事情 監督機関の存在・報告義務 資格 養成・教育 任用 任期 種類 人数 身分保証（罷免、評価、昇進） 事件配点 給料 予算 施設 IT ウェブサイト 職員の資格 職員の養成・教育 裁判体（陪審制、参審制等） 裁判の公開 受理件数 既済率 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法及びその他の組織法 国の組織の全体像に関する情報・資料 各機関の関係に関する情報・資料 司法の独立に関する情報・資料 憲法及びその他の組織法 司法機関の全体像に関する情報・資料 各組織の関係に関する情報・資料 各組織ごとの情報・資料 憲法 裁判所法その他の組織法 裁判官に関する情報・資料 憲法 裁判所法その他の組織法 裁判所の種類ごと、審級ごとの左記事項に関する情報 裁判所法その他の組織法 裁判所に関する情報・資料 憲法及びその他の組織法 訴訟法その他の手続法 左記事項に関する情報 審級ごと、種類ごとの統計情報 左記事項に関する情報（裁判制度改革に関するプラン等）に含まれている情報など 憲法及びその他の組織法 訴訟法その他の手続法 左記事項に関する情報 民事執行機関に関する組織法 訴訟法その他の手続法 左記事項に関する情報 訴訟法その他の手続法 裁判所法その他の組織法 左記事項に関する統計 左記事項に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 全権の構成員が裁判官のみか、政治部門の高位者ないし経験者等も含まれるか。裁判官メンバーの就任形式はどうか（職位制、任命制、選挙制）。司法行政に關するかの。
判決書の改善に関する支援を検討する場合	判決書	<ul style="list-style-type: none"> 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 左記事項に関する情報（裁判制度改革に関するプラン等）に含まれている情報など 	
判例制度の整備に関する支援を検討する場合	判例	<ul style="list-style-type: none"> 判例の位置づけ（法源か否か） 判例へのアクセス（判例集の発刊状況等） 判例整備のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法及びその他の組織法 訴訟法その他の手続法 左記事項に関する情報 	
執行機関の機能強化に関する支援を検討する場合	<ul style="list-style-type: none"> 民事執行機関 執行官 	<ul style="list-style-type: none"> 所掌範囲と役割 機構 職員の数・身分・資格 民事執行統計 人数・身分・資格 権限 監督・懲戒 	<ul style="list-style-type: none"> 民事執行機関に関する組織法 訴訟法その他の手続法 左記事項に関する情報 	
A D R制度の機能強化に関する支援を検討する場合	A D R制度	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が関与する和解・調停 裁判所が関与しないADR ADR機関職員の資格・地位・身分 ADR機関職員の養成・教育 統計 執行力 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟法その他の手続法 裁判所法その他の組織法 左記事項に関する統計 左記事項に関する情報 	

検察機関の機能強化に関する支援を検討する場合	検察機関	役割、所掌範囲 機構 職員の数・身分・資格 職員の養成・教育・研修	>憲法 >検察庁法その他の組織法 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
	検察官	人数・身分・資格 養成・教育・研修 任用 権限 (訴追裁量権) (捜査指揮監督権) (民事裁判への関与)	>憲法 >検察庁法その他の組織法 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
弁護士会の機能強化に関する支援を検討する場合	弁護士会	数・種類 強制加入・任意加入 活動内容	>弁護士法その他の組織法 >左記事項に関する情報	
	弁護士	人数 身分 資格 監督・懲戒 養成・教育 研修	>弁護士法その他の組織法 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
市民社会の法知識向上に関する支援を検討する場合	法令へのアクセス	公布手続 責任官庁 書報・ウェブサイト	>公布に関する法令 >官報 >官公庁のウェブサイト	
	判例へのアクセス	判例公開制度 判例集・ウェブサイト	>判例公開に関する法令 >判例集 >裁判所のウェブサイト	
	法律書	種類・内容 出版・頒布状況	>法律書 >左記事項に関する情報	
	法教育	>初等、中等教育における法教育 >市民向け教育プログラム	>内容 >提供主体	
市民社会の司法アクセス向上に関する支援を検討する場合	法律相談	種類・主体 方法	>内容 >提供主体	
	公益訴訟・集団訴訟	種類・主体 主体 手続 統計	>訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
	簡易裁判手続	種類・手続 統計	>訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
市民社会の司法アクセスへのサポートの向上に関する支援を検討する場合	プロボノ活動	活動内容 活動参加義務	>弁護士法その他の組織法 >弁護士会内部規定 >左記事項に関する情報	
	法律扶助	制度内容 主体・財源 範囲	>法律扶助に関する法令 >左記事項に関する情報	
	訴訟救助	制度内容 統計	>訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
	公的弁護制度 (公選弁護士) (公設事務所)	制度内容 機構 役割、所掌範囲 弁護士の人数・身分・資格 職員の数・身分・資格 統計	>公的弁護制度に関する法令 >左記事項に関する情報	
法曹等の能力強化に関する支援を検討する場合	裁判官の継続教育	> 制度 > カリキュラム > 教材 > 現状の問題点 > 改善のニーズ・方向性	> 制度の状況に関する情報 > カリキュラム > 教材 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 当該分野のドナーの協力の確認	
	裁判所職員(書記官等)の継続教育			
	民事執行機関職員の継続教育			
	司法省及び関連機関職員の継続教育			
	A D R 機関職員(調停人、仲裁人等)の継続教育			
	検察官の継続教育			
	弁護士の継続教育			
法曹等の養成に関する支援を検討する場合	法曹養成制度	法曹人材育成プロセス 資格試験	> 法曹養成に関する法令 > 左記事項に関する情報	
	法曹養成機関	> 制度 > 組織・機構 > カリキュラム > 教材 > 教官の人数・資格 > 現状の問題点 > 改善のニーズ・方向性	> 制度の状況に関する情報 > 組織・機構図 > カリキュラム > 教材 > 教官に関する情報 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 当該分野のドナーの協力の確認	
	司法・法務関係機関職員養成機関			

(表1-4) 和解・調停制度の機能強化支援を検討する場合の調査項目

和解・調停制度の機能強化支援を検討する場合、ルールの整備支援、法運用組織の機能強化支援、リーガル・エンパワメント支援、人材育成支援を適宜組み合わせることを検討しなければならない。ただし、あらゆる分野での支援は不可能であるため、相手国政府の戦略・政策、相手国のニーズ、ドナーの動向、我が国の政策等の観点から、支援対象を絞り込まなければならない。
下の各事項に関する調査は、専門家の助言が必要であるところ、必要に応じ、協力準備調査等の枠組みを利用して行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考
調停制度の構築／改革に関する政策・方針 (裁判所で行う調停制度に関する政策・方針は、司法制度改革に関する政策・方針に含まれている場合がある。) (裁判所外で行う調停制度に関する政策・方針は、国民の融和促進、紛争の平和的解決促進、地方分権化といった政策・方針に含まれている場合がある。)	<ul style="list-style-type: none"> 中長期計画・短期計画の内容 中長期計画・短期計画の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 現行プランの執行状況 過去のプランのレビュー内容 	
既存の調停機関、仲裁機関	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁機関(商事仲裁所等)の有無 行政、民間、コミュニティ等の調停機関の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 運営主体 内部規則 その他下段に記された項目 	
和解・調停に関する法令 民事訴訟法の中の和解・調停に関する規定 裁判所規則の中の和解・調停に関する規定 弁護士法・弁護士会規則の中の和解・調停に関する規定(弁護士会が調停機関を設置している場合、又は弁護士が裁判所や弁護士会で調停人としての役割を果たしている場合)	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> 制定・改正の経緯 内容 改正ニーズ・方向性 【実施面】 <ul style="list-style-type: none"> 起草に関するルール 起草責任機関 起草主体 起草主体のキャパシティ 草案開示の有無 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 立法計画 関連する国際条約(多国間・二国間)等の加盟状況 	<ul style="list-style-type: none"> 旧法・現行法の条文 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 起草に関するルール 立法計画 草案の開示についての方針 起草主体のキャパシティに関する情報 関連する国際条約(多国間・二国間) 	
和解・調停の担当者(裁判官、調停人等)	<ul style="list-style-type: none"> 資格 養成・教育・研修 任用 任期 人数 身分保証(罷免、評価、昇進) 事件配転 報酬 	<ul style="list-style-type: none"> 左記事項に関する情報・資料 	
和解・調停機関(裁判所、裁判所以外の機関等) 統計	<ul style="list-style-type: none"> 予算 施設 IT ウェブサイト 職員の資格 職員の養成・教育 和解・調停の効力(強制執行の可否等) <ul style="list-style-type: none"> 受理件数 既済率 	<ul style="list-style-type: none"> 左記事項に関する情報・資料 左記事項に関する情報・資料 	
市民社会の和解・調停へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 手続 代理人 費用 費用のサポート制度 	<ul style="list-style-type: none"> 左記事項に関する情報・資料 	市民社会からのアクセスしやすさの観点からのチェックを行う。
和解・調停の担当者(裁判官、調停人等)の継続教育 和解・調停の担当者(裁判官、調停人等)の養成に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 制度 カリキュラム 教材 <ul style="list-style-type: none"> 志望者のプロセス 資格試験 <ul style="list-style-type: none"> 役割、所掌範囲 機構 教官の人数・身分・資格 職員の数・身分・資格 カリキュラム 教材 	<ul style="list-style-type: none"> 左記事項に関する情報・資料 左記事項に関する情報・資料 左記事項に関する情報・資料 	

(表1-5) 法曹養成機関の機能強化に関する支援を検討する場合の調査項目

法曹養成機関の機能強化に関する支援については、ルールの整備支援、法運用組織の機能強化支援、リーガル・エンパワーメント支援、人材育成支援を適宜組み合わせることを検討しなければならない。ただし、あらゆる分野での支援は不可能であるため、相手国政府の戦略・政策、相手国のニーズ、ドナーの動向、我が国の政策等の観点から、支援対象を絞り込まなければならない。
下の各事項に関する調査は、専門家の助言が必要であるところ、必要に応じ、協力準備調査等の枠組みを利用して行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考
法曹養成制度の構築／改革に関する政策・方針 (司法制度改革に関する政策・方針の中に含まれている場合がある。)	中長期計画・短期計画の内容 中長期計画・短期計画の実施状況	各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等 現行プランの執行状況 過去のプランのレビュー内容	
法曹養成機関に関する情報	制度 組織・機構 カリキュラム 教材 教官の人数・資格 現状の問題点 改善のニーズ・方向性	制度の状況に関する情報 組織・機構図 カリキュラム 教材 教官に関する情報 当該分野の戦略・政策に関する文書 当該分野のドナーの協力の確認	
法曹養成に関する法令	【内容】 制定・改正の経緯 内容 改正ニーズ・方向性 【実施面】 起草に関するルール 起草責任機関 起草主体 起草主体のキャパシティ 草案開示の有無 【その他】 立法計画 関連する国際条約(多国間・二国間)等の加盟状況	旧法・現行法の条文 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 起草に関するルール 立法計画 草案の開示についての方針 起草主体のキャパシティに関する情報 関連する国際条約(多国間・二国間)	
裁判所法中の裁判官養成に関する規定			
検察庁法中の法曹養成に関する規定			
弁護士法中の弁護士養成に関する規定			
法曹の継続教育に関する事項	裁判官の継続教育 検察官の継続教育 弁護士の継続教育	制度の状況に関する情報 カリキュラム 教材 当該分野の戦略・政策に関する文書 当該分野のドナーの協力の確認	
	制度 カリキュラム 教材 現状の問題点 改善のニーズ・方向性		

他の開発課題に貢献する法整備支援を検討する場合の基本チェック項目

(表2-1) 平和構築の一環としての法整備支援を検討する場合の調査項目

平和構築の一環としての法整備支援に関しても、ルールの整備支援、法運用組織の機能強化支援、リーガル・エンパワメント支援、人材育成支援を適宜組み合わせることを検討しなければならない。ただし、あらゆる分野での支援は不可能であるため、相手国政府の戦略・政策、相手国のニーズ、ドナーの動向、我が国の政策等の観点から、支援対象を絞り込まなければならない。

平和構築のための支援は、統治機能の回復への支援のみならず、社会資本の復興や治安の強化に対する支援も重要であり、法整備支援は、平和構築のための支援の一環として、他の分野の支援と組合せながら、効果的な支援を行う視点が必要である。

下の各事項に関する調査は、専門家の助言が必要であるところ、必要に応じ、協力準備調査等の枠組みを利用して行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考	
紛争終結国における法整備に関する政策・方針	<ul style="list-style-type: none"> 法令整備に関する計画 司法制度改革に関する計画 リーガル・エンパワメントに関する計画 人材育成に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ・目的・課題の分析 作成主体 執行監督機関 	<ul style="list-style-type: none"> プラン、ブループリント等 左記に関する報告書等 	
憲法	<ul style="list-style-type: none"> 現行（暫定）憲法の内容 憲法制定・改正の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 現行（暫定）憲法の内容 国民の権利に関する憲法制定・改正の方向性 統治機構に関する憲法制定・改正の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 	紛争終結国においては、憲法改正や新憲法制定への支援ニーズがある。
法令に関する基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 法体系 法起草担当機関 立法機関 	<ul style="list-style-type: none"> 法体系 法形式 法の継受 起草のプロセス 立法化のプロセス 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 	法整備支援の基礎調査項目に含まれる内容であるが、紛争終結国においては、法定されている制度と実態の乖離が大きい場合が多く、実情についての把握が必要であるほか、新しい統治の仕組みについての情報の入手が必要である。
統治機構に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 統治システム 政府組織図 司法の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 現行（暫定）憲法及びその他の組織法 国の組織の全体像に関する情報・資料 各機関の関係に関する情報・資料 司法の独立に関する情報・資料 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 	
裁判制度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の組織・構成 各種（各級）裁判所の数・所在地 裁判官の人数・任用 	<ul style="list-style-type: none"> 現行（暫定）憲法の内容 裁判所法その他の組織法 裁判官に関する情報・資料 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 	
紛争解決手段に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の利用状況 裁判所以外のフォーマルな紛争解決手段 インフォーマルな紛争解決手段 	<ul style="list-style-type: none"> 司法統計 調停法その他の組織法 インフォーマルな紛争解決手段に関する情報・資料 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 	
市民のリーガル・エンパワメントに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 市民社会の法的知識向上 司法アクセス改善 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等の内容 法情報へのアクセス 司法へのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 	
法務人材・法曹人材の育成に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 法務人材育成 法曹人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> 各種マスタープラン、ブループリント、5か年計画等の内容 人材育成の実績 人材育成機関 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 	
個別法令に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 民法 刑事法 経済法 社会法 民事手続法 刑事手続法 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制定・改正の経緯 内容 改正ニーズ・方向性 <p>【実施面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 起草に関するルール 起草責任機関 起草主体 起草主体のキャパシティ 草案開示の有無 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立法計画 関連する国際条約（多国間・二国間）等の加盟状況 	<ul style="list-style-type: none"> 旧法・現行法の条文 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 起草に関するルール 立法計画 草案の開示についての方針 起草主体のキャパシティに関する情報 関連する国際条約（多国間・二国間） 	紛争終結国では、適切な民事賠償や刑事処罰がなされないことが新たな風潮の要因とならう。
和解・共存促進に関する法令	<ul style="list-style-type: none"> 真実和解委員会等に関する法令 紛争の平和的解決に関する法令 			
和解・共存促進を所管する機関	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構 業務 職員 下部機関（地方機関）の組織・機構 下部機関（地方機関）の業務 下部機関（地方機関）の職員 	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構・人員 各組織・機構の役割・所掌範囲 現状の問題点 改善の方向性 資格 養成・教育 	<ul style="list-style-type: none"> 組織法の条文 組織図 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 職員のキャパシティに関する情報 職員のトレーニングに関する情報 	
裁判所の機能強化に関する支援を検討する場合	<ul style="list-style-type: none"> 司法府の位置付け 裁判所以外の司法機関（司法改革委員会、司法長官府、裁判官評議会等） 裁判所の組織・構成・管轄 司法行政権 裁判官 	<ul style="list-style-type: none"> 他の国家機関との関係（監督機関の存在・報告義務） 裁判所以外の司法機関の存否（役割）（組織・機構）（地位） 通常裁判所の組織・構成 特別裁判所（憲法裁判所等）の組織・構成 審級（何審制、上訴の種類） 各種（各級）裁判所の数・所在地 裁判官の人事権 職員の人事権 監督機関の存在・報告義務 資格 養成・教育 任用 任期 種類 人数 身分保証（罷免、評価、昇進） 事件配点 給料 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に関する情報、資料 左記に関する情報、資料 左記に関する情報、資料 左記に関する情報、資料 左記に関する情報、資料 	汚職のない、独立した公正な司法制度は、法の支配に対する信頼の育成には絶対に不可欠であり、平和の構築に極めて重要な役割を果たし得る。

裁判所の機能強化に関する支援を検討する場合	裁判所の運営	予算 施設 IT ウェブサイト 職員の資格 職員の養成・教育	> 左記に関する情報、資料	汚職のない、独立した公正な司法制度は、法の支配に対する信頼の育成には絶対に不可欠であり、平和の構築に極めて重要な役割を果たし得る。	
	訴訟審理	裁判体（陪審制、参審制等） 公開の実態	> 左記に関する情報、資料		
執行機関の機能強化に関する支援を検討する場合	裁判統計	受理件数 既済率	> 左記に関する情報、資料		
	民事執行機関	所掌範囲と役割 機構 職員の人数・身分・資格 民事執行統計	> 左記に関する情報、資料		
ADR制度の機能強化に関する支援を検討する場合	執行官	人数・身分・資格 権限 監督・懲戒	> 左記に関する情報、資料		
		裁判所が関与する和解・調停 裁判所が関与しないADR ADR機関職員の資格・地位・身分 ADR機関職員の養成・教育 統計 執行力	> 左記に関する情報、資料		
検察機関の機能	検察機関	役割、所掌範囲 機構 職員の人数・身分・資格 職員の養成・教育・研修	> 憲法 > 検察庁法その他の組織法 > 訴訟法その他の手続法 > 左記事項に関する情報		
	検察官	人数・身分・資格 養成・教育・研修 任用 権限 (訴訟裁量権) (捜査指揮監督権) (民事裁判への関与)	> 憲法 > 検察庁法その他の組織法 > 訴訟法その他の手続法 > 左記事項に関する情報		
弁護士会の機能強化に関する支援を検討する場合	弁護士会	数・種類 強制加入・任意加入 活動内容	> 弁護士法その他の組織法 > 左記事項に関する情報		
	弁護士	人数 身分 資格 監督・懲戒 養成・教育 研修	> 弁護士法その他の組織法 > 訴訟法その他の手続法 > 左記事項に関する情報		
市民社会の法知	法令へのアクセス	公布手続 責任官庁 官報・ウェブサイト	> 公布に関する法令	一般市民による監視と参加は平和構築の取組みにとって重要である。	
	判例へのアクセス	判例公開制度 判例集・ウェブサイト	> 判例公開に関する法令		
	市民社会の司法アクセス向上に関する支援を検討する場合	法律相談	種類・主体 方法		> 内容 > 提供主体
	市民社会の司法アクセスへのサポートの向上に関する支援を検討する場合	プロボノ活動	活動内容 活動参加義務		> 弁護士法その他の組織法 > 弁護士会内部規定 > 左記事項に関する情報
市民社会の司法アクセスへのサポートの向上に関する支援を検討する場合	法律扶助	制度内容 主体・財源 範囲	> 法律扶助に関する法令 > 左記事項に関する情報		
	訴訟救助	制度内容 統計	> 訴訟法その他の手続法 > 左記事項に関する情報		
法曹等の能力強化に関する支援を検討する場合	裁判官の継続教育	> 制度 > カリキュラム > 教材 > 現状の問題点 > 改善のニーズ・方向性	> 制度の状況に関する情報 > カリキュラム > 教材 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 当該分野のドナーの協力の確認	有能な法務人材及び法曹を確保することは、平和構築の観点からも重要である。	
	裁判所職員（書記官等）の継続教育				
	民事執行機関職員の継続教育				
	司法省及び関連機関職員の継続教育				
	ADR機関職員（調停人、仲裁人）				
	検察官の継続教育				
法曹等の養成に関する支援を検討する場合	法曹養成制度	> 制度 > 組織・機構 > カリキュラム > 教材 > 教官の人数・資格 > 現状の問題点 > 改善のニーズ・方向性	> 制度の状況に関する情報 > 組織・機構 > カリキュラム > 教材 > 教官に関する情報 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 当該分野のドナーの協力の確認		
	法曹養成機関				
	司法・法務関係機関職員養成機関				

(表2-2) 汚職削減／防止を実現する法的基盤整備支援を検討する場合の調査項目

汚職削減／防止を実現する法的基盤整備支援に関しても、ルールの整備支援、法運用組織の機能強化支援、リーガル・エンバウメント支援、人材育成支援を適宜組み合わせることを検討しなければならない。ただし、あらゆる分野での支援は不可能であるため、相手国政府の戦略・政策、相手国のニーズ、ドナーの動向、我が国の政策等の観点から、支援対象を絞り込まなければならない。
 汚職は数々の経済的な側面を持つ広範な体系的な問題であるため、犯罪と法執行の側面は重要であるが、新しい法律の問題に限られるものでも、制度の確立の問題に限られるものでもないことに注意を要する。
 下の各事項に関する調査は、専門家の助言が必要であるところ、必要に応じ、協力準備調査等の枠組みを利用して行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考
汚職防止に関する政策・方針	>汚職防止に関するマスタープラン、短期又は中長期計画	>各種マスタープラン、フルプリント、5か年計画等 >現行プランの執行状況 >過去のプランのレビュー内容	
国際条約	国際腐敗防止条約 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約	>批准状況 >条約の遵守（国内法による担保）状況	>左記に関する情報
汚職取締法令	汚職防止法／汚職規制法 贈賄に関する刑事法規 マネーロンダリングに関する法令 不正競争に関するルール（公務員に対する利益供与の禁止） 会計に関するルール（簿外勘定の禁止、架空取引の禁止、帳簿・財務諸表に関する虚偽記載の禁止等のルール） 捜査共助・犯罪人引渡に関するルール 政治家・立候補者に対する贈賄の規制に関するルール 公務員の倫理に関するルール 公務員の金融情報開示ルール	【内容】 > 制定・改正の経緯 > 内容 > 改正ニーズ・方向性 【実施面】 > 起草に関するルール > 起草責任機関 > 起草主体 > 起草主体のキャパシティ > 草案開示の有無 【その他】 > 立法計画 > 関連する国際条約（多国間・二国間）等の加盟状況	> 旧法・現行法の案文 > 当該分野のドナーの協力の確認 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 起草に関するルール > 立法計画 > 草案の開示に関する情報 > 起草主体のキャパシティに関する情報 > 関連する国際条約（多国間・二国間）
行政法	行政手続法 ライセンズ法 情報公開法	同上	同上
貿易・投資に関するプロセスについてのルール	調達に関する法令 通関に関する法令	同上	同上
民事手続法	民事訴訟法 民事執行法	同上	同上
刑事手続法	刑事訴訟法	同上	同上
A D Rに関する法令	和解・調停に関する法令 仲裁に関する法令	同上	同上
汚職防止を所管する機関 公務員倫理を所管する機関	組織・機構 業務 職員 下部機関（地方機関）の組織・機構 下部機関（地方機関）の業務 下部機関（地方機関）の職員	> 組織・機構・人員 > 各組織・機構の役割・所掌範囲 > 現状の問題点 > 改善の方向性 > 資格 > 養成・教育	> 組織法の案文 > 組織図 > 当該分野のドナーの協力の確認 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 職員のキャパシティに関する情報 > 職員のトレーニングに関する情報
裁判所の機能強化に関する支援を検討する場合	司法府の位置付け 裁判所以外の司法に関する政策を司る機関（司法改革委員会等） 裁判所の組織・構成・管轄 司法行政権	他の国家機関との関係（監督機関の存在・報告義務） 機関の存否 役割・位置づけ 組織・機構 通常裁判所の組織・構成 特別裁判所（憲法裁判所等）の組織・構成 審級 各種（各級）裁判所の数・所在地 裁判官の人数・任用 裁判官の人事権 職員的人事権 監督機関の存在・報告義務	> 憲法及びその他の組織法 > 国の組織の全体像に関する情報・資料 > 各機関の関係に関する情報・資料 > 司法の独立に関する情報・資料 > 憲法及びその他の組織法 > 司法機関の全体像に関する情報・資料 > 各組織の関係に関する情報・資料 > 各組織ごとの情報・資料 > 憲法 > 裁判所法その他の組織法 > 裁判官に関する情報・資料 > 憲法 > 裁判所法その他の組織法

	裁判官	資格 養成・教育 任用 任期 種類 人数 身分保証（罷免、評価、昇進） 事件配点 給料	>裁判所の種類ごと、審級ごとの左記事項に関する情報	
	裁判所の運営	予算 施設 IT ウェブサイト 職員の資格 職員の養成・教育	>裁判所法その他の組織法 >裁判所に関する情報・資料	
	訴訟審理	裁判体（陪審制、参審制等） 裁判の公開	>憲法及びその他の組織法 >訴訟法その他の手続法	
	裁判統計	受理件数 既済率	>審級ごと、種類ごとの統計情報	
判決書の改善に関する支援を検討する場合	判決書	現状の問題点 改善のニーズ・方向性	>左記事項に関する情報（裁判制度改革に関するプラン等）に含まれている情報など	透明性・予測可能性が高まると、司法の汚職の機会が減る。
判例制度の整備に関する支援を検討する場合	判例	判例の位置づけ（法源か否か） 判例へのアクセス（判例集の発刊状況等） 判例整備のニーズ・方向性	>憲法及びその他の組織法 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
執行機関の機能強化に関する支援を検討する場合	民事執行機関 執行官	所掌範囲と役割 機構 職員の数、身分・資格 民事執行統計 人数、身分・資格 権限 監督・懲戒	>民事執行機関に関する組織法 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	同上
ADR制度の機能強化に関する支援を検討する場合	ADR制度	裁判所が関与する和解・調停 裁判所が関与しないADR ADR機関職員の資格・地位・身分 ADR機関職員の養成・教育 統計 執行力	>訴訟法その他の手続法 >裁判所法その他の組織法 >左記事項に関する統計 >左記事項に関する情報	当事者の合意による紛争解決は、適切に運用されれば、司法の汚職の機会を減少させる。
検察機関の機能強化に関する支援を検討する場合	検察機関 検察官	役割、所掌範囲 機構 職員の数、身分・資格 職員の養成・教育・研修 人数、身分・資格 養成・教育・研修 任用 権限 （訴追裁量権） （捜査指揮監督権） （民事裁判への関与）	>憲法 >検察庁法その他の組織法 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報 >憲法 >検察庁法その他の組織法 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
市民社会の法制向上に関する支援を検討する場合	法令へのアクセス 判例へのアクセス	公布手続 責任官庁 官報・ウェブサイト 判例公開制度 判例集・ウェブサイト		一般市民による監視と参加が汚職防止には重要。
市民社会の司法アクセス向上に関する支援を検討する場合	法律相談	種類・主体 方法	>内容 >提供主体	
市民社会の司法アクセスへのサポートの向上に関する支援を検討する場合	プロボノ活動 法律扶助 訴訟救助	活動内容 活動参加義務 制度内容 主体・財源 範囲 制度内容 統計	>弁護士法その他の組織法 >弁護士会内部規定 >左記事項に関する情報 >法律扶助に関する法令 >左記事項に関する情報 >訴訟法その他の手続法 >左記事項に関する情報	
法曹等の能力強化に関する支援を検討する場合	裁判官の継続教育 裁判所職員（書記官等）の継続教育 民事執行機関職員の継続教育 司法省及び関連機関職員の継続教育 ADR機関職員（調停人、仲裁人等）の継続教育 検察官の継続教育 弁護士の継続教育	> 制度 > カリキュラム > 教材 > 現状の問題点 > 改善のニーズ・方向性	> 制度の状況に関する情報 > カリキュラム > 教材 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 当該分野のドナーの協力の確認	有能な法務人材及び法曹を確保することは、汚職防止の観点からも重要である。
	法曹養成機関 司法・法務関係機関職員養成機関	> 制度 > 組織・機構 > カリキュラム > 教材 > 教官の人数・資格 > 現状の問題点 > 改善のニーズ・方向性	> 制度の状況に関する情報 > 組織・機構図 > カリキュラム > 教材 > 教官に関する情報 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 当該分野のドナーの協力の確認	

(表2-3)

民間セクター活性化(経済成長)のための法的基盤整備支援を検討する場合の調査項目

民間セクター活性化(経済成長)のための法的基盤整備支援に関しても、ルールの整備支援、法運用組織の機能強化支援、リーガル・エンパワーメント支援、人材育成支援を適宜組み合わせ実施することを検討しなければならない。ただし、あらゆる分野での支援は不可能であるため、相手国政府の戦略・政策、相手国のニーズ、ドナーの動向、我が国の政策等の観点から、支援対象を絞り込まなければならない。
下のチェック項目は、絞り込んだ支援対象(中項目)を検討する場合に、その調査事項をまとめたものである。なお、下の各事項に関する調査は、専門家の助言が必要であるところ、必要に応じ、協力準備調査等の枠組みを利用して行う。

調査項目	調査事項	入手資料・情報	備考
民間セクター活性化(経済成長)を支える法的基盤整備に関する政策・方針	マスタープラン 中長期計画・短期計画 ・民法法令の整備 ・経済法令の整備 ・運用機関の整備 ・人材養成	ニーズ・目的・課題分析の内容 作成主体 執行監督機関 現行プランの執行状況 過去のプランのレビュー	プラン 計画 報告書 執行監督機関へのインタビュー
民法法に関する支援を検討する場合	民法(民法通則、所有権法、担保法、契約法、不法行為法、家族法、相続法又はこれらに相当する法令)及び関連法令 不動産法(土地法、建物法、不動産登記法又はこれらに相当する法令)及び関連法令 会社法(各種会社法、各種企業法等)及び関連法令 商取引法(消費者法、各種契約法等)及び関連法令	【内容】 > 制定・改正の経緯 > 内容 > 改正ニーズ・方向性 【実施面】 > 起草に関するルール > 起草責任機関 > 起草主体 > 起草主体のキャパシティ > 草案開示の有無 【その他】 > 立法計画 > 関連する国際条約(多園間・二園間)等の加盟状況	> 旧法・現行法の条文 > 当該分野のドナーの協力の確認 > 当該分野の戦略・政策に関する文書 > 起草に関するルール > 立法計画 > 草案の開示についての方針 > 起草主体のキャパシティに関する情報 > 関連する国際条約(多園間・二園間)
経済法に関する支援を検討する場合	競争法(又はこれに相当する法令)及び関連法令 投資法(又はこれに相当する法令)及び関連法令 金融法(又はこれに相当する法令)及び関連法令 知的財産法(又はこれに相当する法令)及び関連法令	同上	同上
行政法に関する支援を検討する場合	行政手続法(又はこれに相当する法令)及び関連法令 行政教養法(又はこれに相当する法令)及び関連法令 情報公開法(又はこれに相当する法令)及び関連法令	同上	同上
民事手続法に関する支援を検討する場合	民事訴訟法(又はこれに相当する法令)及び関連法令 民事執行法(又はこれに相当する法令)及び関連法令 倒産法(又はこれに相当する法令)及び関連法令	同上	同上
A D Rに関する法令について支援を検討する場合	和解・調停に関する法令及びその関連法令 仲裁に関する法令及びその関連法令	同上	同上

民事法の運用を担う機関	組織・機構	<ul style="list-style-type: none"> 組織・機構・人員 各組織・機構の役割・所掌範囲 現状の問題点 改善の方向性 資格 養成・教育 	<ul style="list-style-type: none"> 組織法の案文 組織図 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 職員のカンパシティに関する情報 職員のトレーニングに関する情報 	
	業務			
	職員			
	下部機関（地方機関）の組織・機構			
	下部機関（地方機関）の業務			
	下部機関（地方機関）の職員			
経済法分野の法令の運用を担う機関	経済政策課題別指針／知的財産課題別指針参照			
裁判所（民事・経済紛争を解決する裁判所）の機能強化に関する支援を検討する場合	裁判官	<ul style="list-style-type: none"> 資格 養成・教育 任用 任期 人数 	<ul style="list-style-type: none"> 組織法の案文 組織図 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 裁判官のカンパシティに関する情報 裁判官のトレーニングに関する情報 	透明性・予測可能性の向上の観点から。
	事件管理	<ul style="list-style-type: none"> 事件管理の状況 IT化の状況 現状の問題点 改善の方向性 職員のカンパシティに関する情報 職員のトレーニングに関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事件管理状況に関する情報 IT関係の情報 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 職員のカンパシティに関する情報 職員のトレーニングに関する情報 	
判決書の改善に関する支援を検討する場合	判決書	<ul style="list-style-type: none"> 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 当該分野の戦略・政策に関する文書 民事・経済紛争に関する判決書 当該分野のドナーの協力の確認 	
判例制度の整備に関する支援を検討する場合	判例	<ul style="list-style-type: none"> 判例の位置づけ(法源か否か) 判例へのアクセス(判例集の発刊状況等) 判例整備のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟法の案文等、判例の位置づけに関する情報 判例集・判例データベース等 当該分野の戦略・政策に関する文書 当該分野のドナーの協力の確認 	
執行機関の機能強化に関する支援を検討する場合	民事執行機関・執行官	<ul style="list-style-type: none"> 所掌範囲と役割 機構 執行官の人数・身分・資格・権限 民事執行統計 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 組織法の案文 組織図 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 執行官のカンパシティに関する情報 執行官のトレーニングに関する情報 	
倒産処理機関の機能強化に関する支援を検討する場合	倒産処理機関・管財人	<ul style="list-style-type: none"> 所掌範囲と役割 機構 管財人の人数・身分・資格・権限 倒産事件の統計 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 組織法の案文 組織図 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 管財人のカンパシティに関する情報 管財人のトレーニングに関する情報 	
A DR制度の機能強化に関する支援を検討する場合	A DR機関・ADR担当者	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が関与する和解・調停制度の状況 裁判所が関与しない和解・調停制度の状況 仲裁制度の状況 調停人の資格・地位・身分 調停人の養成・教育 統計 執行力 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 関連法の案文 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 調停人のカンパシティに関する情報 調停人のトレーニングに関する情報 	
市民社会の法知向上に関する支援を検討する場合	法令へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 法令の公布手続 官報・ウェブサイト 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 関連法の案文 当該分野のドナーの協力の確認 当該分野の戦略・政策に関する文書 	透明性・予測可能性の向上の観点から。
	判例へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 判例公開制度 判例集・ウェブサイト 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟法の案文等、判例の位置づけに関する情報 判例集・判例データベース等 当該分野の戦略・政策に関する文書 当該分野のドナーの協力の確認 	
法曹等の能力強化に関する支援を検討する場合	裁判官の継続教育	<ul style="list-style-type: none"> 制度 カリキュラム 教材 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の状況に関する情報 カリキュラム 教材 当該分野の戦略・政策に関する文書 当該分野のドナーの協力の確認 	
	裁判所職員（書記官等）の継続教育			
	執行官の継続教育			
	管財人の継続教育			
	司法省及び関連機関職員の継続教育			
	A DR機関職員（調停人、仲裁人等）の継続教育 弁護士士の継続教育			
法曹等の養成に関する支援を検討する場合	法曹養成機関	<ul style="list-style-type: none"> 制度 組織・機構 カリキュラム 教材 教官の人数・資格 現状の問題点 改善のニーズ・方向性 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の状況に関する情報 組織・機構 カリキュラム 教材 教官に関する情報 当該分野の戦略・政策に関する文書 当該分野のドナーの協力の確認 	
	司法・法務関係機関職員養成機関			

第1章 法整備支援⁵の概況

1-1 法整備支援の現状

法整備支援は、近年、開発援助の文脈において、国際機関、各国政府、NGO 等により非常に活発に行われている。

1980年代後半、社会の制度的基盤の脆弱さが発展途上国の発展の障害となっているという認識を基にした「良い統治(グッド・ガバナンス)」という概念が登場したことにより、発展途上国の制度自体の改革に向けた支援が重視されるようになり、法整備支援は、発展途上国の法制度・司法制度の改革に対する直接的な支援として、重要な意義を認められるようになった。一方、国際金融機関は、融資の際のコンディショナリティとして、特に金融関連法令及び関連制度の改革を迫るようになり、途上国において、コンディショナリティを充たすために法整備支援を広く受け入れる動きが加速した。加えて、ソビエト連邦崩壊に伴い、計画経済を前提とした制度から市場経済を前提とする法制度・司法制度への転換を急速に図る国々、いわゆる体制移行国が増加し、これらの国々においては市場経済化に向けた法整備支援に対するニーズが一気に高まった。このような背景の下、法整備支援は世界各地で活発な展開を見せている。

これらの法整備支援の実践及びその成果を踏まえ、今日では、発展途上国の発展のためには法律分野・司法分野の整備が不可欠であるとの理解が国際的に一般化している。例えば、2000年の国連ミレニアム宣言においては、「法の支配」が重要な価値として位置づけられており⁶、2006年には、国連総会において「国家のおよび国際的レベルにおける法の支配」(A/RES/61/39)が採択されている⁷。また、「世界開発報告 2002年」においては、開発を実効的に進めるうえでの制度改革の重要性が強く意識されており⁸、「人間開発報告 2002年」においても、民主的な制度構築のための公平な司法・法の支配の役割が強調されている⁹。

このような理解に基づき、開発援助においても、援助全般の実効性を高め、途上国のオーナーシップを醸成し、開発を確実に進めるためには、その国の法制度・司法制度を整備することが必要不可欠であるとの認識が広く共有されてきており¹⁰、この理解は法整備支援が世界中の支援機

⁵ なお、本指針では、「法整備支援」という用語を用いているが、これは、政府の基本方針や海外経済協力会議等で使用されている「法制度整備支援」の語と同義であって、わが国のODAとして行われる法整備支援を指す。国際機関や各国政府による支援についても、便宜上、「法整備支援」の語を用いているが、その場合は、内容や外延が若干異なるので注意が必要である。

⁶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html

⁷ <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N06/496/77/PDF/N0649677.pdf?OpenElement> 「国家のおよび国際的レベルにおける法の支配の前進が、持続的経済成長、持続可能な発展、貧困と飢餓の撲滅、すべての人権と基本的自由の保護にとって本質的なものであることを確信し(松尾訳)」

⁸

http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTDEC/EXTRESEARCH/EXTWDRS/0,,contentMDK:20313941~menuPK:607028~pagePK:478093~piPK:477627~theSitePK:477624,00.html#2002_Building_Institutions_for_Markets

⁹ <http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2002/>

¹⁰ わが国の「政府開発援助大綱」でも、法整備支援を、良い統治(グッド・ガバナンス)を実現する手段の一つと位置づけ、この分野における発展途上国の自助努力を支援することは「ODAの最も重要な考え方」としている。

関(国)において活発に行われる理論的基礎を構成している。

1-2 法整備支援の目的

1-2-1 「法整備」とは

「法整備」とは、国全体にまたがる極めて広範な様々な分野で、①ルールが整備され、②法運用組織の機能が強化され、③市民のリーガル・エンパワーメントが行われ、かつ、④それらを支える人材が適切に育成され、確保されることである。このうちのどの要素が欠けても、最終的な目標であるグッド・ガバナンス及びその構成要素である「法の支配」を実現することはできない。しかも、「法整備」それ自体は、国全体のあらゆる分野(領域)において、社会の変化や発展の段階に応じて、永続的な改革を行なっていかなければならないものである。「法整備」は、終わりのない国家の取組みであり、国全体が長期間にわたって努力を継続すべきチャレンジである¹¹。

1-2-2 法整備「支援」の目的

既述のとおり、JICAでは、法整備支援を、支援受入国が行う法・司法制度及びこれに関連する諸制度の整備のための諸努力(上記でいう「国家の継続的な努力」、すなわち「法整備」)を「支援」することとしている。

法整備(支援)は、グッド・ガバナンスを実現する手段の一つ(ODA大綱)であり、法整備(支援)がその確立を目指す「法の支配」は、グッド・ガバナンスの不可欠の要素である。

発展途上国の安定と持続的な発展のためには、発展途上国が、自らの力で、自国の資源を効率的に、かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できることが重要であり、発展途上国の政府¹²の取り組みだけでなく、国民・民間部門も含めた社会全体が運営される仕組み、いわゆる「ガバナンス」¹³が改善され、改善された望ましい状態(グッド・ガバナンス)が構築され、維持されることが鍵となる。そして、グッド・ガバナンスの構築のためには、「法の支配」¹⁴の確立、すな

¹¹ この意味で、国全体の「法の支配」の確立を開発戦略目標と設定すると、開発戦略目標を達成するために行われるべき取組みは膨大なものとなる。PDMに即して言えば、「法の支配」の実現を上位目標として設定すると、上位目標を達成するための外部条件が膨大なものになるため、これを上位目標として設定することは適切ではない。

¹² ここでいう「政府」とは、立法・行政・司法を含む統治機構全体を指す。以下、特に断りの無い限り、本文中における「政府」は、この意味で用いる。

¹³ JICA「JICAにおけるガバナンス支援－民主的な制度づくり、行政機能の向上、法整備支援－」(2004)

http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/field/200411_gov.html

¹⁴ 「法の支配」の概念はきわめて多義的であるが、およそ定着している定義としては、次の2つがある。①法または法システムに関する特定かつ観察可能な指標による「形式的定義」(例えば、形式上独立し、かつ、公平な司法部門、公にされた法律、特定の個人や階級にのみ適用される法律の不存在、遡及的な法律の不存在、政府の行為に対する司法審査に関する規定などの必要最低限の形式)、②法システムの正義や公正などの実体的価値の実現への貢献でみる「実体的定義」。(松尾弘(2005)「国際開発援助と「法の支配」」『社会科学研究』第56巻代5・6合併号 p.109-137)(Stephenson A. (2001)“Rule of Law as a Goal of Development Policy”

<http://www1.worldbank.org/publicsector/legal/ruleoflaw2.htm>)。

わち、ルールがその内容と成立過程において妥当であり、適正にルールが運用され、公正・中立な紛争解決のシステムが構築され、かつこうしたルール・システムへのアクセスが市民に保障されることが不可欠の要素である。

なぜなら、政府がルールを適正に整備せず、恣意的にルールを運用し、恣意的に紛争を解決し、国民に司法アクセスを保障しなければ、国民・民間部門は政府との間に良好な均衡を保ちつつ協働できないからである。こうした社会では、政府により国民の人権は侵害され、民間部門の健全な発展も期待できない。「法の支配」は、適正なルールと適正な手続により個々の国民の人権を保障することをその本質的な内容とするシステムである。この「法の支配」が実現されることにより、開発途上国の国民は政府からの人権侵害を免れ、健全に民間部門を発展させることができるのである。そして、このような国民と民間部門が政府と均衡を保ちつつ協働することにより、途上国の資源は効率的に投入され、そこから得られた利益は適切に配分・管理されるのである。¹⁵。

そして、「法整備」自体はあくまで主権国家がその責任で行なうべきことであり、当該国自身による「終わりのない国家の取組み」であることから、法整備「支援」は、その重要な一時期に、双方で合意した対象分野と範囲について協力をを行い、将来的に当該国自身が自立的に「法整備」を行なうことができるように支援するものである。支援する国・分野にもよるが、支援受入国において、今後の法改正や人材育成を自ら行なうことができる環境が整備され、中核人材が育成されれば、ODAとしての法整備「支援」は卒業し、より対等な関係に基づいた司法関係機関・法学教育研究機関間の「交流」へと発展することが望まれる。

1-2-3 法整備支援と他の開発課題の関係

上記のとおり、法整備支援は、グッド・ガバナンスの不可欠の要素である「法の支配」の実現を目指すものであるが、その取り組みは、グッド・ガバナンスの構築を開発課題として基本的な司法制度の整備に取組む場合や、特定の分野の政策課題に取組む場合に加えて、様々な開発課題を検討する際にも考慮されるべき支援策の一つである。

すなわち、グッド・ガバナンスの不可欠の要素である「法の支配」が実現されていない国では、政府が開発課題の解決に向けて様々な施策を実施しても、「人の支配」・「力の支配」による強い者勝ち・狡賢い者勝ちの結果、国民・民間部門に効果が裨益しない。さらに、こうした国では、国民（社会的弱者）及び民間部門は政府に対する信頼を失い、国民及び民間部門が「ガバナンス」へ参加しようとする意欲は減退する。その結果、既得権益を有する者はますます不当に利益を得、社会的弱者はますます不利益を被る、という負のスパイラルが発生する。

こうした負のスパイラルを断ち切り、開発課題の解決に向けた施策の効果を国民・民間部門に

¹⁵ 松尾弘「開発法学の根本問題—法の支配と良い統治との関係を中心に—」Law & Practice 第2号(2008)25頁以下。同『良い統治と法の支配』(日本評論社2009年)9頁以下。

裨益させ、その正のスパイラルを持続する手段の一つが「法の支配」の構築である。上記のとおり、「法の支配」は、適正なルールと適正な手続により利害対立を予防する(解決する)ことを通じて、強い者勝ち・狡賢い者勝ちを排除することをその本質的な内容としており、「人の支配」・「力の支配」を許さないシステムである。開発課題の解決に向けた施策は、このシステムの下で実施されて初めて、その成果が最終的な裨益者に還元されるのである。

以下、いくつかの開発課題について、具体的に検討する。

(1) 格差是正への貢献

発展途上国では、①不透明なルールが恣意的に運用され本来の機能を果たさない¹⁶、②裁判が機能しない¹⁷、③市民が法令の内容を知らず、司法システムにアクセスできない¹⁸、といった問題が生じる。このような問題は、格差是正に向けた取組みに負の影響を与えるだけでなく、社会的弱者の不利益を増大させ、貧富の差を更に拡大する。

すなわち、①ルールが政策実現に向けた機能を果たさないため、格差是正に向けた新しいルールを策定しても、格差是正を図ることができない。また、恣意的なルールの運用は、力(金)のある人が不当な利益を得る一方で、社会的弱者の不利益を増大させることにつながる。そして、②裁判が機能しないことから、市民間の利害対立や紛争は、暴力や金の力によって解決されることになり、社会的弱者、特に貧困層の権利は守られず、格差是正は期待できない。さらに、③一部の者にしかアクセスできない法令や司法システムは、それを悪用することにより、アクセスできない者(貧困層を中心とする社会的弱者)の不利益を生じさせることになる¹⁹。

(2) 平和構築及び民主的な国づくりへの貢献

①不透明なルールが恣意的に運用される、②裁判が機能しない、③司法アクセスが保障されていない、といった問題は、平和構築及び民主的な国づくりにとって、大きな制約要因となるばかりでなく、紛争の再発にもつながる大きな問題である。

すなわち、①ルールが機能を果たさなければ、憲法を始めとする基本的な法令の制定による新しい国づくりへの取組みは国民の支持を得られないばかりか、機能しないルールを制定することは、国民のルールに対する信頼を失い、ルールを軽視するという状況(法ニヒリズム)も生じる。また、紛争終結国においては、②司法システムの再構築及び③司法アクセスの保障は、治安維持及び紛争に戻らない国づくりのために、常に重要な課題である。こうした国では、紛争が終結したとは言え、紛争中に行われた人権侵害による被害の回復は途上にあり、対立グループ

¹⁶ 発展途上国では、ルールが不透明(恣意的な解釈の余地を多分に残す。)であったり、恣意的な運用に対して国民及び民間部門からの監視やコントロールが効かなかつたり(国民に対する説明責任が果たされていない。)することが多く、ルールを運用する組織(人)がルールを恣意的に運用するという問題が生じる。

¹⁷ 司法制度を通じた適正な民事紛争の解決や、適正な刑事処罰が行われぬという問題であり、これは、私人による人権の侵害があるにもかかわらず、正義が実現されないという問題とすることもできる。

¹⁸ 発展途上国では、対立当事者間の双方に相応の理由があり、いずれか一方が他方の権利を侵害していると決められないタイプの問題が生じた場合の調整のシステムが存在しないため、調整が非常に困難である。

¹⁹ カンボジアの土地法(1992)を悪用する者による農民の立退き請求の事例などが典型的な事例である。

間の反目も継続していることが多い。このような状況において、住民間の利害対立や紛争が、適正な司法手続によらずに暴力や金の力によって解決されることは、新たな紛争の要因となり、平和構築の実現に向けた取組みの大きな障害となる。

また、紛争影響国において、ルールが整備され、それが機能するということは、「公共の福祉」の精神を醸成することにつながり、国民の国づくりへの「参加」を可能とする。

紛争終結後には、政府が、新しい憲法を制定し、それまで国民が享受できなかった人権が享受できるようになることを喧伝することがある。もちろん国が人権を保障することは極めて重要だが、紛争終結後は、国民のむき出しの権利意識が相互に衝突する可能性が大きく、紛争時の権利侵害に対する報復や、暴力的行為による権利の拡大等、何でもしてよい自由が認められるのだ、という謝った理解を醸成する可能性がある（特に、抑圧されていたグループにおいては、そのような反応がありえる。）。

このような試みは新たな紛争要因となるだけではない。「公共の福祉」という概念を理解できなければ、国民が国づくりのプロセスに真の意味で「参加」することにならない。自らの権利を振り回すだけではなく、他者の権利との衝突があること、その調整が必要であることを理解し、その調整の理念である「公共の福祉」の意義を理解してはじめて、「公共」の一員であるという意識が生まれ、何が「公共の福祉」なのかを主体的に考えることができるようになる。

このような意識の醸成のためには、人権教育を施すだけでは十分ではなく、むしろ、民法といった基本的なルールが整備され、こうしたルールが機能することによってこそ、権利には義務を伴うことに対する意識や、権利が公共の福祉による制限を受けることに対する理解が進むのである。例えば、民法は、個人の財産権と他者の財産権との衝突を調整するルールを定める法律であるところ、財産権の範囲を定める規定（隣り合う土地の所有権どうしはそれぞれ一定の制限を受けること等）は、権利（その中でも極めてプリミティブな所有権）も無制限ではないことを国民に教えるであろうし、契約に関する規定は、権利を行使するのであれば自らの義務を履行しなければならないという、権利と義務の関係を国民に教えるであろう。民法といった基本法は、国民の日常生活に密着しているものであり、そうした日常生活のルールが整備されることを通じて、対象国の国民の公共の福祉の精神を高めることにもつながる。

さらに、法整備支援は、民族、言語、宗教が異なっている国において、その国の国民であるアイデンティティを何によって得るか、という問題への答えの一つにもなりうる。すなわち、紛争影響国における異なるグループが、「国」への帰属意識や、「国民」としての意識を共有することには、しばしば困難を伴うが、ルールが整備され、それが適切に運用されることによって、憲法を頂点とする特定の「規範理念」を共有しているということが、国民としてのアイデンティティになりうるといえる。

これは支援の直接の目的よりも少し先の問題であるが、紛争影響国において「法整備」を必要とする根源的な理由はここにある。紛争終結後、どの国も憲法制定をしようとするのは、上記の理由からである。

(3) 汚職防止への貢献

①不透明なルール of 恣意的な運用、②機能しない裁判制度、③国民の司法へのアクセスの制限は、汚職防止に対する取組みの障害になり、かつ、一層の汚職の拡大にもつながる。

すなわち、①不透明なルールを恣意的に運用できることは正に汚職の温床である(逆に言えば、恣意的な運用を許さない透明なルールを整備することが汚職撲滅の第一歩である。)。また、②裁判制度が機能しないことは、司法汚職を招くだけでなく、汚職による不適切な公権力の行使が事後的に規制されないということにつながる。さらに、③司法アクセスの保障は、国民が公権力に対する監視やコントロールを行うために不可欠なものである。

汚職防止に関して、法整備支援の分野で考えられる直接的な支援対象として、汚職防止法の整備、汚職防止委員会の設置、汚職に対する罰則の強化、政治家・政府高官の資産調査、汚職防止の啓発といったアプローチがあるが、上記の問題への対処をせず、こうした新しいルールや制度を策定し、そのための特別な機関を設置しても、汚職防止は達成されない。ルールや機関がその機能を果たすためには、①当該ルール自体が恣意的な運用を許さないものであることが重要であり、②取締りを実効的に行うための裁判制度が重要であり、③国民及び民間セクターが監視することが必要であるところ、①汚職を規制する法令が恣意的に運用されては元も子もなく、②裁判が機能しなければ罰則も適用できず、③規制強化が国民の監視の届かないところであれば有名無実化しよう。汚職防止は、そのための特別な方策の整備のみでは達成されず、むしろ、さまざまなルールの透明化(透明性のあるルールの整備)や国民がアクセスできる司法制度が機能することによって、実現に近づいていくと言えよう。

加えて、公務員の裁量を制限するルールや仕組みづくりも重要である。この観点からは、公共サービスの実施に関するルールの整備や、こうしたルールに則った業務を行う機関及び人材の能力強化も、汚職対策の一環として重要な支援内容である。例えば、行政手続法は、公務員が行う、国民からの申請に対する処分や不利益処分等の手続に関するルールを定めることによって、不当な処分がなされることを事前に回避し、行政運営における公正の確保と透明性を確保する法律であるが、このルールが明確に定められ、適切に運用されれば、公務員が恣意的な裁量を行う余地は限定され、汚職の機会が減少することになる。

さらに、公務員が汚職により不当な処分をした際に事後的に救済するルールが整備され、適切に運用されることも、汚職防止の観点から重要である。例えば、行政事件訴訟法が整備されれば、汚職による不当な行政処分の取消しを国民が求めることが可能となる。また、汚職による公権力の行使で損害を生じた場合の国家賠償を定めるルール(国家賠償法)が整備され、民事訴訟手続によって適切に賠償されることは、汚職に関する抑止効果を期待できる。

なお、汚職防止においては、賄賂を要求する側(官)だけでなく、贈賄側(民)に対する対策も重要である。すなわち、汚職に対する監視・監督を可能とする企業活動の透明化、企業のコミットメントを確保するための対策(企業の自主的な行動規範設置、企業の社会的責任に関する啓発と協力体制の構築)などの取り組みが必要なのであり、こうした施策に配慮して企業法に関

する法整備を行うことは、汚職を防止する重要な手段である。

以上のとおり、汚職防止を直接の目的とするルールや制度、機関の整備のみならず、行政手続を定める各種ルールの透明化、行政手続に関する一般的ルールの整備、民事訴訟や行政訴訟の機能の強化、国民及び民間セクターが不当な行政行為を監視できるシステムの整備、コーポレートガバナンスを強化する企業法整備といった「法整備」が、汚職防止に貢献するのである²⁰。

(4) 市場経済化の促進及び民間セクターの活性化への貢献

上記(3)の①から③の問題は、市場経済化の促進及び民間セクターの活性化に向けた取組みについても重大な影響を及ぼす。

すなわち、①ルールがその文言どおりの機能を果たさないことによる予測可能性の欠如は、取引のコスト(トラブルに備えるための費用、トラブル解決のための過大な費用、法を超えた解決のために支払う費用など)を増大させる結果を招く。さらには、ビジネスに伴うリスクの大きさが予測できないことから、投資や経済活動を自粛せざるをえない場合も生じる。このような状況下では、経済の活性化による持続的発展は達成されない。また、②紛争の解決が不透明であったり、③公平・中立な司法制度へのアクセスが制限されたりすることは、ビジネスリスクの増大に直結する問題であり、民間部門が安心して経済活動を行うことは不可能である(持続的発展も見込めない)。

市場経済化の促進及び民間セクターの活性化に関し、法整備支援の分野では、いわゆる「経済法」²¹分野の法整備に対する支援アプローチがある²²が、このアプローチは、民法などの基本的な法令の整備や裁判実務改善、法曹人材養成などに関する「法整備」が進まなければ、「経済法」は機能しない。

例えば、市場経済を機能させるための健全な競争を目的とする独占禁止法(競争法)は、そもそも対等な当事者間の取引がある社会において、その競争を阻害するような力のある事業主体の行為を規制しようというものであるところ、基本的な民事法令が整備されていない国では、その前提が成り立たず、例外的な事項を規制するルールのみが存在するという自体になる。また、こうした例外的事項の規制に関する紛争は、最終的には中立・公正な司法判断により解決されるべきところ、裁判官がそもそも健全な競争の何たるかを知らなければ、適切な紛争解決は望めない。

²⁰ 以上に関し、JICA「汚職対策アプローチ」(2011年)も参照されたい。

²¹ 「経済法」に関して、明確な定義は存在しない。ここでは、これまでのJICAの法整備支援の実績に鑑み、市場経済を機能させるための競争環境整備を中核とするルール群(中心となる実定法は独占禁止法であり、その他、消費者保護に関する法令、中小企業に関する法令などが含まれる。)に加え、投資・金融関係法、市場・流通関係法及び知的財産関係法を含むものとして、「経済法」という用語を用いる。

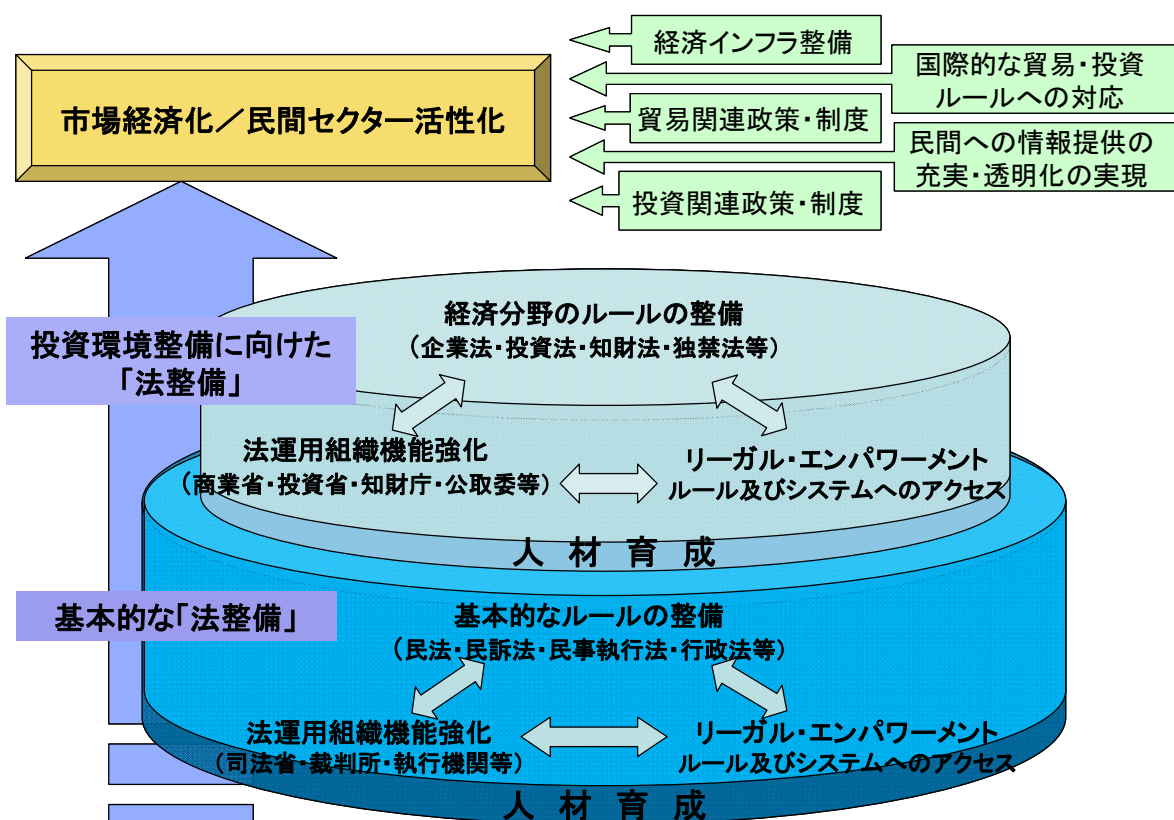
²² このアプローチに関しては、脚注3に記載のとおり、課題別指針「民間セクター開発」の該当部分を参照のこと。

また、知的財産権法は、いわば財産法(民法)の特別法であって、これを活用するためには、まずは基本的な法令において、「財産」や「財産権」の帰属主体、権利の発生、収益、処分のルールが定められていることが前提となるといつてよい。財産権のひとつである以上、権利の実現のためには民事訴訟制度が機能することが求められるし、実効的な保障のためにその侵害に対するサンクションとして刑事罰を設けるとすれば、それは刑法の特別法である。

このような意味で、民法などの基本的な法令の整備や裁判実務改善、法曹人材養成などに関する「法整備」は、「経済法」に関する「法整備」の基盤となるのであり、基本的な「法整備」なくして、市場経済化の促進及び民間セクターの活性化は実現できないといえることができる。

これを図で表したのが、図1-1である。

図 1-1 法整備支援と市場経済化及び民間セクター活性化



さらに、民法などの基本的な法令の整備や裁判実務改善、法曹人材養成などに関する「法整備」は、それ自体が、市場経済化の促進及び民間セクターの活性化にとって、極めて重要な役割を果たす。

企業家にとって、投資を決定しビジネスを展開するに当たり、最も重要なことは、投資をして得られる利益と、失敗した場合に生じる損失を見積もることができることである。ある国において、

①ルールに記載されていることと運用が異なったり、②公平・中立な司法による適正な紛争解決が期待できなかったりする場合、利益と損失が全く予測できず、企業家は投資を躊躇せざるを得ない。

ここで、リスクを判断できない極端な事例としては、「経済法」分野のルール及び運用の不透明さによる、高収益企業に対する不利益な取扱いや、外国企業と内国企業との間の不合理な差別なども考えられる。独占禁止法で外国企業が狙い打ちに合うようなケースがこれであり、このような取扱いを排除する経済法分野の「法整備」も重要である。

しかし、そのような極端な事例に限らずとも、そもそも民事の基本的な法令が整備・運用され、民事紛争が適切に解決できなければ、民間部門がビジネスを発展させることはできないのである。

例えば、担保制度が存在しなかったり、法律に規定されていても実際に機能しなければ、企業家は、取引に当たり常に現金での決済が必要となり、手持ち資金の範囲でしか取引を行うことができない。また、法人制度・会社制度が実際に機能していなければ、投資を募り、ビジネスを拡大していくことができない。さらに、取引に当たりどのような注意義務を尽くせば自分の権利が保護されるのかが分からなければ（それを定めたルールどおりに紛争が解決しなければ）、相手を信用して取引をすることができない。もし、取引の主体や担保制度、契約に関する基本的なルールが定められておらず、ルールどおりに紛争が解決もされない社会でビジネスを展開しようとするれば、トラブルに備えるための費用、すなわち、取引相手の財務状況を調べたり、取引の対象となる財産の権利関係を調べたりする費用が増大するのであり、いったんトラブルが生じれば、その結果は全く予測できず、場合によっては、法を超えた解決のために本来支払う必要のない費用の支払いを甘受しなければならないことも考えられよう。

さらに、こうした国では、「契約は守られるべきである」といった、ビジネスを支える根本的な感覚が共有されていないことも多く、そうした共通理解の欠如は、目に見えるものではないが、外国の企業家はその国でビジネスを行うに当たって、大きな萎縮効果を生じさせる。こうしたマインドセットは、取引に関する基本的なルールが整備され、そのルールどおりに紛争が解決されるという実績が積み重ねられ、そうした法への信頼に基づいて徐々に変更されるものであり、「法整備」が進めば一気に解決されるものではないが、基本的な「法整備」のプロセスを通じて、あるべき姿に近づいていく、変化していくことは、当該国のビジネス環境の改善に大きく貢献する要因となろう。

以上のように、経済法分野の「法整備」のみならず、むしろそれ以上に、民法などの基本的な法令の整備や裁判実務改善、法曹人材養成などに関する「法整備」は、民間セクターによる経済活動を促進し、経済の活性化による持続的発展のために欠かせない要素であり、ビジネス環境整備にとって不可欠である。

【事例】 外国進出企業はどのような法分野を利用するか？

例：日本のビール会社がA国で発泡アルコール飲料（日本国内では「第三のビール」として消費者の認知度が高い）を製造販売する。

1 どのような法人形態（投資スキーム）を使うか。

(1) 自社の現地法人（100%子会社）を設立する。

- ・ A国における法人形態にはどのようなものがあるか。（民法）
- ・ A国の会社にはどのようなものがあるか。（民法、企業法）
- ・ 外国人が法人を設立できるか。（企業法、外国投資規制関連制度）

(2) 現地飲料メーカーと合併企業を設立する。

- ・ A国における法人形態にはどのようなものがあるか。（民法）
- ・ A国の会社にはどのようなものがあるか。（民法、企業法）
- ・ 外国人が会社の株式・持分を保有できるか。（企業法、外国投資規制関連制度）
- ・ 会社の経営にどのように参加できるか（企業法）
- ・ 株主間契約（合併契約）の準拠法、法的効力（民法）
- ・ 合併契約の解約の可否（民法）

(3) 現地ビール会社に発泡アルコール飲料のブランドと製造方法をライセンスする。

- ・ 商標権の確保（知的財産権法（商標法））
- ・ 特許権の確保（知的財産権法（特許法））
- ・ ライセンス契約の準拠法、法的効力（民法）
- ・ ライセンス契約の解約の可否（民法）
- ・ 債務不履行の対応（民法、民事訴訟法、民事裁判手続きその他紛争解決制度）

2 現地オペレーション・業務インフラ

(1) 事務所、工場を賃貸する（賃貸借契約・民法）

(2) オフィス什器備品を購入（売買契約・民法）

(3) オフィス什器備品をリース（賃貸借契約・民法）

(3) 製造機器を日本から運び込む（＝輸入）（輸入関税法、通関手続・関税に係る下位法令、行政手続法）

(4) 現地スタッフ雇用（労働契約・民法、労働法）

(5) 日本人スタッフ派遣（入管制度、ビザ取得に係る下位法令、行政手続法）

(6) 以上についてのトラブルの対応（民法ほか各根拠法上の救済規定、民事裁判手続その他紛争解決手続、行政行為に対する不服申立て、行政訴訟手続その他救済手続）

(7) 納税する（所得税法をはじめとする各種税法・下位法令全般）

3 発泡アルコール飲料の製造、販売

- (1) 製造免許取得(各種許認可制度、行政手続法)
- (2) 販売免許取得(各種許認可制度、行政手続法)
- (3) 売買契約(民法)
- (4) 輸送契約(民法)
- (5) 商標ライセンス(民法、商標法)
- (6) 販売代理店をつくる(民法、独占禁止法(競争法))
- (7) 日本にA国から製品を輸出(輸出関税法、通関手続に係る下位法令、原産地証明手続、行政手続法)

4 上記の取引、営業におけるトラブル

- (1) 売掛債権が焦げ付く(契約法(民法)、民事訴訟法、民事執行法)
- (2) 代理店契約を解除(契約法(民法))
- (3) 新代理店に融資(契約法(民法))
- (4) 店舗を担保にとる(担保法(民法)、担保登録関連制度)
- (5) 代理店経営者に人的保証をさせる(契約法・担保法(民法))
- (6) 返済がなされず担保権実行(担保法(民法)、民事訴訟法、民事執行法)
- (7) 返済がなされず代理店経営者の財産差押(契約法、担保法、民事訴訟法、民事執行法)
- (8) 製造免許・販売免許が発行されない、更新されない、理由もなく剥奪された(該当許認可制度、行政手続法、行政不服申立制度、行政訴訟法、国家賠償法)

5 業務拡大・現地工場建設

- (1) 日系金融機関から融資をうける(契約法(民法)、商法(金銭消費貸借契約の準拠法上のもの))
- (2) 工場を担保にいれる(担保制度、契約法(民法)、担保登録関連制度)
- (3) 製造機器を担保にいれる(同上)

6 現地オペレーションにおけるトラブル

- (1) 現地スタッフが入社時の約束に反して同業他社に転職(契約法(民法)、労働法、民事訴訟法)
- (2) 現地スタッフが会社の金を横領して逃亡(民法、刑法、刑事訴訟法)
- (3) 現地工場でストライキと労働争議が発生(労働法、民事訴訟法)
- (4) B 国製の偽ブランド類似商品が大量に売られていることが発覚。(商標法、民法、民事訴訟法、民事執行法、関税法(通関制度、水際措置)、刑事訴訟法)
- (5) 製造・販売免許を取得するために贈賄したとの嫌疑をかけられる。(刑法、刑事訴訟法、我が国の不正競争防止法)
- (6) 上記が悪質な嫌がらせであったことが発覚。(不法行為(民法)、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)
- (7) 製造・販売免許更新にあたり担当者に裏金を要求され、拒否したところ手続が滞りやむなく営業停止。(行政手続法、行政不服申立制度、行政訴訟法、国家賠償法、刑法、刑事訴訟法)

1-3. 国際的な援助動向

法整備支援は、上述のとおり、1980年代後半以降、各開発援助機関により活発に行われてきているが、法整備支援を巡る国際的な援助の潮流としては、以下に述べるようなものがある。

まず、投資に適した法環境の整備のために行われる経済分野の法改革がある。世界銀行などは、1980年代の構造調整の失敗の教訓として、経済発展のための制度的基盤の改善の必要が認識されると同時に、R.Coase や D.North に代表される新制度派経済学の影響を背景に、法制度改革が経済発展にプラスの影響を与えるというコンセンサスがあることを前提として、移行経済国を含め多くの途上国において、私的所有権、契約法、企業法、倒産法、税法などの制度構築への支援を積極的に行っている。

他方、2000年の国連ミレニアムサミットを受けまとめられたミレニアム開発目標(MDGs)において貧困削減が目標として掲げられて以降、貧困削減に向けた取組みの一環としてグッド・ガバナンスを捉える動きも顕著となっている。ここでは、法整備支援は、法の支配の確立を通じて途上国政府におけるガバナンスを改善し、公平な資源配分を実現することによって貧困を削減しようとする協力の施策としての位置づけを与えられている。

さらに、より市民社会に視点を移すと、特に1994年のルワンダにおける虐殺以降、万民の人権が擁護され、また万民が人権を行使することができるような、透明性と実効性の確保された公平な社会制度の実現に焦点が当てられるようになってきている。そこで、法整備支援においても、貧困層、女性やエスニックマイノリティなど社会的に脆弱な人々の司法アクセス向上支援、市民社会に向けた権利に関する啓蒙活動などが行われている。

以前の法整備支援においては、1990年代にしばしば指摘された「助言戦争」、「制度間競争」という状況に象徴されるように、統一のとれない支援がもたらすモザイク的な法整備や異なるドナーの支援による法制度間の矛盾等の問題を生じることも稀ではなかった。しかし、こうした混乱状況を経て、近年では様々なドナーが相互にその経験から学び合い、より効率的な相互調整や定期的な情報交換の必要性を次第に認識し合おうとする傾向も見出される。また、2008年には、国連副事務総長の下に、「法の支配ユニット」が設置され、情報交換の場として活動を行っている。

法整備支援協力における主要なドナーの協力概要は付録2のとおりである。

1-4. 日本の援助動向

1-4-1 法整備支援に係る日本の援助方針

日本では、1960年代から国連極東アジア犯罪防止研究所(UNAFEI)における刑事分野の研修が行われてきたが、援助方針の中で明確に整理されてはいなかった。しかし、国際的にガバナンスの重要性が注目され、日本の援助においても制度・政策に対する支援の重要性に対する認識が高まってきたことを背景に、1990年代半ばから、重要政策に対する支援として法整備支援に関するJICA技術協力プロジェクトが本格的に開始され、以降、市場経済化や「グッド・ガバナンス」構築に向けた改革に対する支援として、アジア地域を中心に様々な法制度・司法制度の整備に関する協力が行なわれている。

2003年に改訂された「政府開発援助(ODA)大綱」での位置づけは前述のとおりであるが、近年の国際社会での法整備支援の重要性に対する認識の拡大を受け、法整備支援の活性化が政策として提言されることが増加している²³。すなわち、「法制度整備支援に関する基本的考え方(第13回海外経済協力会議合意事項)」(2008年1月)において、法整備支援は、「海外経済協力の重点分野」として「戦略的に進めていくべきである」とされている。さらに、この基本的な考え方に基づき、「法制度整備支援に関する基本方針」(2009年4月)が、政府の法制度整備支援に関する局長級会議において策定されている。同方針においては、ODA大綱・ODA中期政策等に基づき、①発展途上国における法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、及び③日本の経験・制度の共有、日本との経済連携強化の観点から、民事・刑事法制などの基本法分野及び経済法分野の発展途上国の取組みを積極的に支援することが定められている。また、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国及びモンゴルの7か国が法整備支援の重点国に位置づけられるとともに、これ

²³ この動きは、2000年代に入ってから顕著である。本文に記した政策提言に先立つものとしては、2001年6月に発表された司法制度改革審議会最終意見書において、法整備支援の推進が提言され、また、司法制度改革推進本部の議論をまとめた『『弁護士(法曹)の国際化への対応強化・法整備支援の推進等』について(議論の整理メモ)』(2003年7月)においても、法整備支援の推進が提言されている。さらに、2006年10月に打ち出された「自由と繁栄の弧」構想及び「価値の外交」構想においても、法整備支援は重要な位置づけを与えられていた。

ら以外のアジア・アフリカ諸国においても支援の需要を汲み取ることでとされている。さらに、同方針では、支援の充実を図るための人材の育成・確保のための基盤整備や、官民連携強化を通じたオールジャパンによる支援体制強化を図ることが定められている。

1-4-2 JICAの法整備支援の動向

(1) JICAの法整備支援の経緯・対象

JICA では、1996 年に開始した「ベトナム社会主義共和国 法整備支援プロジェクト」を皮切りに、法整備支援分野における技術協力を本格的に開始し、市場経済化に向けた法令の整備が必要とされている途上国や、司法制度の再構築・人材育成が必要とされている紛争終結国に対する支援などを実施している。

支援受入国としては、アジアが中心であり、また支援を行っている法分野には、民法や民事訴訟法などの基本的な法令の分野、および知的財産法など経済法分野がある。また、これらの法令の起草支援だけでなく、法令の運用や民事・刑事司法手続の改善に関する支援、司法アクセスの改善に関する支援、そしてこれらに従事する人材の育成支援についても中心的課題として取り組んでいる。

具体的な支援受入国・分野としては、民事分野の基本法整備（ベトナム、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、中国）、競争法などの経済法整備（ベトナム、中国、インドネシア）、行政法分野の法整備（ベトナム、ウズベキスタン）、紛争解決機関の実務改善（ベトナム）、民事紛争の和解調停制度整備（モンゴル、インドネシア）、弁護士会の能力向上（ベトナム、カンボジア、モンゴル）、立法担当者の能力向上（ラオス、東ティモール）、法曹の人材育成（ベトナム、カンボジア、ラオス）などがある。

JICAの法整備支援の目的・アプローチなどについては2. に詳述する。

(2) JICAの法整備支援の特徴²⁴

日本は、明治維新以降、非西欧国として、大陸法及び英米法を自らの文化、価値観を反映させる形で取り入れながら、透明性のある法令をつくり、公正かつ機能する運用制度や紛争解決システム、それらにかかわる人材を整備し、安定と発展につなげた歴史的経緯を有する。この歴史的経緯に基づき、JICAの法整備支援においては、相手国の文化や歴史、発展段階を踏まえ、オーナーシップを尊重した法整備支援を、相手国との共同体制のもと実施している。現地における活動は、相手国関係機関・関係者との共同作業型で進められるほか、現地での法整備支援活動を支える体制を官民合同（法務省、最高裁、弁護士、学識経験者等）で日本国内において構築している点は、日本の法整備支援の大きな特徴である。また、日本自身が、外国法を選択的に取り入れた過程において、様々な社会調査を行い、各分野における慣習や既存の制

²⁴ 詳細については、JICA(2009)『法整備支援に関するプロジェクト研究：「法の支配」の実現を目指して－JICAの法整備支援の特色』第2章・第3章を参照。

度を確認しながら自らの社会・文化に適合するように外国法をカスタマイズしてきた経験を有しており、この経験は、それぞれの国の実情にあった法整備を必要としている発展途上国と共有できる知見となっている。さらに、この歴史的経緯から、日本では他国の法制度を調査・研究する土壌が生まれ、結果として日本法に加えて外国法の知見を持つ研究者等の人材が輩出された。このため、日本の支援を通じて、支援受入国は、日本の経験だけではなく他国の法制度についても豊富な情報を得ることができ、比較法の視点をもって自国に最も適した法制度を検討することができる。

1-4-3 日本政府による(JICA以外の)法整備支援

JICA以外の政府機関による法整備支援に関連する活動として、刑事司法分野では、法務省法務総合研究所が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)が、研修を通じた人材育成を中心とした協力を長年にわたり実施しており、JICAとの協力による研修も実施している。

経済法分野では、JICA が学識経験者、法律実務家に加え経済産業省や特許庁等の関係官庁の協力を得ながら実施するもののほか、官庁が独自で行うものもある²⁵。また、(独)日本貿易振興機構(JETRO)、(財)海外技術者研修協会(AOTS)等においても、研修等を通じた経済法分野の法整備支援が行われている。

その他、世界銀行などの国際金融機関との協調融資における合意を通じて、相手国の制度改革を促進する支援も行われている。

²⁵ 例えば経済産業省は、アジアの成長基盤整備の一環として、アジア共通の制度インフラ整備(アジア標準)に向けた協力に取り組んでいる。

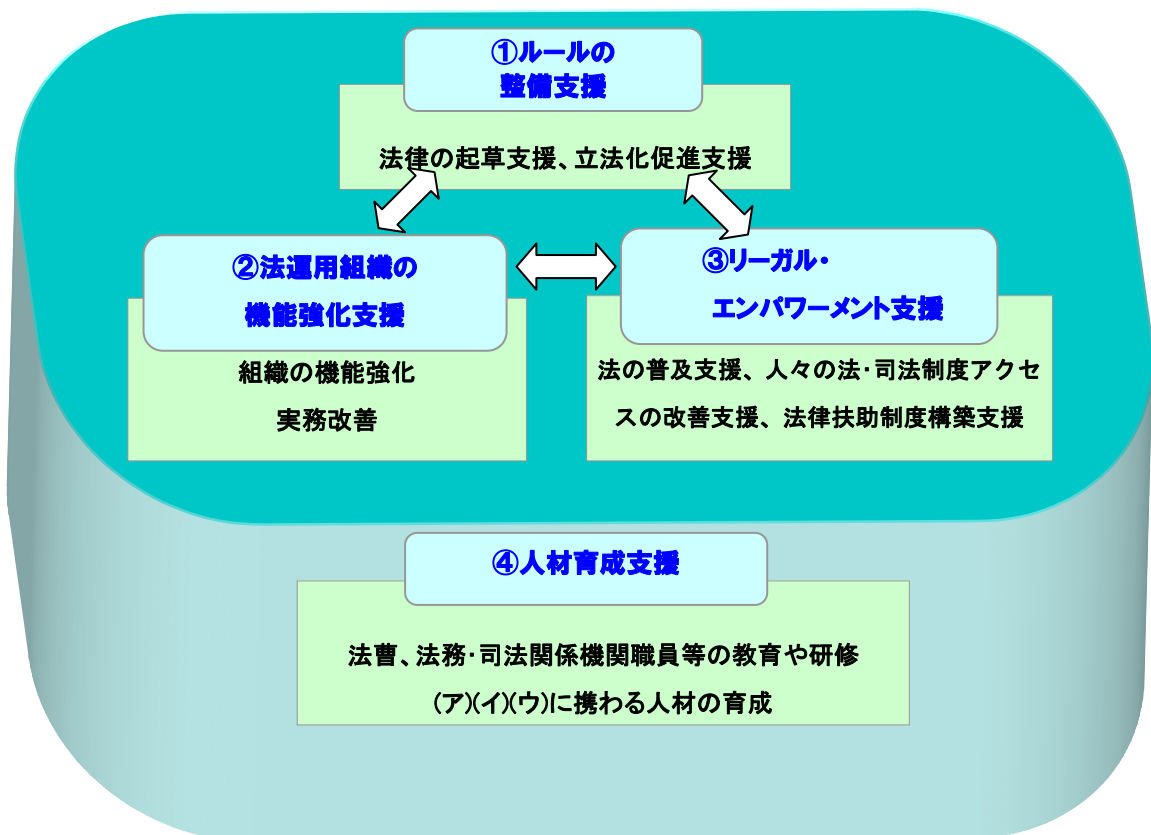
第2章 法整備支援に対する JICA のアプローチ

2-1. 法整備支援の領域と開発戦略目標

国全体を対象とする長期間にわたる発展途上国自身の主体的な取組みである「法整備」に対して、その「支援」を検討するためには、国全体の「法の支配」の将来的な実現を念頭に置きつつ、開発課題に対するアプローチを考慮の上、「支援」の対象を絞り込む必要がある。

この観点に立ち、JICA では、「法整備」の分野(領域)を、①具体的な法案の起草や、起草された草案の立法化の促進などの「ルールの整備」、②法を執行・運用する機関や法を適用して紛争を解決する機関の機能の改善などの「法運用組織の機能強化」、③人々の法制度・司法制度へのアクセスの向上などの「リーガル・エンパワーメント」のそれぞれに対する支援を3つの柱としつつ、これらすべての支援の基盤となる要素として、④これらの整備を支援受入国が将来にわたり自立的に行いうるよう、これらに従事する法曹、法務・司法関係機関職員等の「人材育成」に分類し、それぞれを支援の対象(分野)としている。そして、支援受入国の状況やニーズ、開発課題を踏まえて、これら①から④の要素を適宜組み合わせる支援している。

図 2-1 法整備支援の領域



冒頭の課題体系全体図は、①から④を開発戦略目標として整理したものであるが、4つの目標

は、相互補完的な関係があり、「法の支配」を実現し、開発課題を解決するためには、①から④を横断的に検討したアプローチが必要であることを注意を要する²⁶。そして、①から④の内容のうち、どのポイントを検討するか、どのような組み合わせを検討する必要があるかは、支援受入国の状況によって異なる。

重要なことは、①から④までを横断的に捉えた上で、開発課題の解決に向けてどのようなアプローチを取ることが適切なのかを検討することである。以下では、便宜上、4つの開発戦略目標に沿って、そのアプローチを説明するとともに、それぞれの開発戦略目標に対するJICAの支援の例を記載しているが、これらは単独で見べきものではなく、常に横断的・包括的な視点が必要であることに注意されたい。

2-2. 法整備支援に対する効果的なアプローチ

2-2-1 ルールの整備

国づくりの初期段階にある、法体系の頂点である憲法が存在しない国又は改正の必要がある国においては、まず憲法が制定(改正)されなければならない²⁷。ただし、憲法の内容の決定は、国家主権の行使の最たるものであるから、憲法起草に対する支援は対象国の主権を侵害しないよう慎重に行う必要がある。

次に、個別法令の起草に関しては、対象国の開発課題に応じて、ルールの整備が必要な分野として、民商事法分野、刑事法分野、経済法分野、行政法分野、社会法分野、民事手続法分野、刑事手続法分野、ADR 法分野、組織法分野といったように、支援対象分野を分類できる。

しかし、個別法令の規定の仕方は国によってさまざまであり、たとえば A 国の「商法」と B 国の「商法」が類似の内容と機能を有するとは限らない。さらに、発展途上国では、そもそも法令の情報が整理されておらず、ある分野にどういった法令が存在するのか、どの分野のどの法令に不備や重複があるのかといったことが明らかでない場合が多い。また、法令の整備を、法体系を維持しつつどのように進めていけばよいのかについての知見及び経験に乏しい。そこで、ルールの整備を進めるためには、法制度の整備に関する情報が整理されることが必要であり、その上で法令

²⁶ 例えば、ルールは、そのルールを運用する機関・人材において適切に運用され、当該ルールに基づいて紛争が解決されなければ、死文化するのであり、また、ルールの内容が市民に理解され、紛争解決の基準とならなければ、ルールに基づいて市民の権利が実現されることにはならない。

²⁷ 憲法制定支援とその他の法整備支援との関係について、憲法を頂点とする法体系の整合性への配慮は当然必要であるが、憲法が制定されなければ内容が確定しない法令(組織法等)の起草以外は、憲法制定手続と並行して支援対象とすることも可能である。例えば、私法や手続法に関しては、憲法の基本理念(両性の平等、財産権の保障、適正手続の保障等)がある程度固まっているのであれば、憲法に関する議論を視界に収めつつ、支援を行うことは可能である。また、法運用組織の機能強化、リーガル・エンパワーメント及び人材育成に関する支援についても、憲法の議論を見据えながら、支援を行うことは可能である。

制定(改正)の計画が策定されることが必要である。

加えて、発展途上国では、起草・立法能力担当者の起草能力の向上や立法能力の向上が不可欠である。

【課題体系図】

開発戦略目標1 ルールの整備（ルールの整備を担う人材の育成）

中間目標1-1 憲法草案の起草			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
憲法草案が起草される	○ 比較憲法セミナー支援 ○ 憲法草案に関するコンサルテーション支援 ○ 制憲議会議員のトレーニング（国内/国外） ○ 論点に関するワークショップ支援	1, 2, 3, 4, 5	アフガン イラク ネパール民主化と平和構築セミナー ネパール制憲議会支援 ベトナム国会
①憲法起草に必要な情報が整理される。 ②憲法が起草される。			

中間目標1-2 個別法令の起草			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
民商事分野の法令が起草される	◎ 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 ◎ 草案に対するコメント提供/意見交換 ◎ 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	6, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 24, 27	ネパール民法および関連法セミナー ベトナム法整備支援（フェーズ1~3） ベトナム法・司法制度改革支援 カンボジア法整備支援（フェーズ1~3） ウズベキスタン倒産法注釈書 中国民事訴訟法・仲裁法改善
①民法、②担保法、③不動産法 ④会社法、⑤商取引法			
刑事分野の法令が起草される	× 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 × 草案に対するコメント提供/意見交換 × 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	10	イラン研修
①刑法、②少年法 ③特別刑法（サイバー犯罪等）			
経済法分野の法令が起草される	○ 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 ○ 草案に対するコメント提供/意見交換 ○ 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	13, 26	ベトナム法整備支援（フェーズ3） 中国経済法・企業法整備
①競争法/独占禁止法投資法、 ②投資法、③金融法 ④知的財産法			
行政法が起草される	○ 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 ○ 草案に対するコメント提供/意見交換 ○ 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	14, 25	ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法及び行政法令の改善 ベトナム法・司法制度改革支援
①行政手続法、②行政救済法 ③情報公開法			
社会法が起草される	× 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 × 草案に対するコメント提供/意見交換 × 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援		
①DV法、②人身売買防止法 ③売春防止法、④児童虐待防止法 ⑤障害者福祉法			
民事手続法が起草される	◎ 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 ◎ 草案に対するコメント提供/意見交換 ◎ 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	12, 13, 14, 15, 16, 17, 27	ベトナム法整備支援（フェーズ2~3） カンボジア法整備支援（フェーズ1~3） ベトナム法・司法制度改革支援 中国民事訴訟法・仲裁法改善
①民事訴訟法、②民事執行法 ③倒産法			
刑事手続法（刑事訴訟法）が起草される	○ 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 ○ 草案に対するコメント提供/意見交換 ○ 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	14	ベトナム法・司法制度改革支援 ネパール刑事手続セミナー
①民事訴訟法、②更正保護に関する法令			
ADRに関する法令が起草される	○ 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 ○ 草案に対するコメント提供/意見交換 ○ 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	27, 30	中国民事訴訟法・仲裁法改善 インドネシア和解・調停制度強化支援
①和解・調停に関する法令 ②仲裁法			
組織法が起草される	△ 起草に必要な資料・情報の提供/モデル案の提供 △ 草案に対するコメント提供/意見交換 △ 草案検討のためのワークショップ・セミナーの開催支援	11, 12, 29	ベトナム法整備支援（フェーズ1~2） モンゴル弁護士会強化計画
①裁判所法、②検察庁法 ③弁護士（会）法			

中間目標1-3 法制度に関する情報の整理			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
法令情報が整理される	○ ニーズ調査（サーベイ）支援 ○ 外国法・国際法研究支援 ○ 法令アセスメント実施支援 ○ 法令鳥瞰図・法令データベース作成支援	11, 12, 23, 24	ラオス法整備支援 ウズベキスタン倒産法注釈書 ベトナム法整備支援（フェーズ1） ベトナム法整備支援（フェーズ2）
①法令データベースが作成される。 ②法令鳥瞰図が作成される。 ③法令アセスメントが実施される。			

中間目標1-4 法制度改革プランの策定			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
法制度改革プランの策定	△ ワークショップ・セミナーの開催支援 × 計画書作成支援	12	ベトナム法整備支援（フェーズ2） における法令鳥瞰図作成・ Legal Needs Assessmentへの協力）
①立法計画が策定される。 ②セクター全体の改革計画が策定される。			

中間目標1-5 起草・立法能力の向上			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
起草能力が向上する	× 起草マニュアル作成支援 ○ 起草に関するトレーニングの実施	9	東チモール モンゴル法令立案基礎技能育成のための指導者育成
①起草者の能力が向上する ②起草担当者庁の起草技術が向上する			
立法能力が向上する	○ 立法過程に関する研究支援 × 立法審査マニュアル作成支援	3	ベトナム国会
①立法プロセスが改善する ②法案審査の能力が向上する			

- ◎ JICA事業において比較の実績の多い活動
- JICA事業において実績のある活動
- △ JICA事業においてプロジェクト活動の一つとして入っていることもある活動
- × JICA事業において実績がほとんどない活動

(1) 憲法草案の起草支援のアプローチ

上述のとおり、憲法起草の支援に関しては、主権侵害のおそれについて、十分に配慮する必要がある。したがって、(比較)憲法に関する情報の提供、制憲議会(国会)が行う調査への協力、制憲議会(国会)議員に対する研修、セミナーや会議の開催支援、といった側面的な支援が中心となっている。

【JICA の取組み】(事例 1～5 参照)

憲法草案の起草に対する支援は、アフガニスタン、イラク、ネパールなど、主に紛争復興国を対象として、憲法起草委員会や憲法制定議会議員などに対して行われている。研修や現地セミナーなどを通じて、日本国憲法の理念と運用の紹介や、対象国で議論となっている課題に関連して比較法的な議論を行うなどの取組みをしている。

(2) 個別法令の起草支援のアプローチ

法整備支援の典型例の1つであり、多くのドナーが取り組んでいるアプローチである。

ただし、各ドナーの性格によって支援の対象が異なる。例えば国際金融機関は、投資環境整備のために、土地法、担保法、倒産法等の分野を多く支援する傾向があり、大陸法系のドイツは、体系的な法典整備に力を入れる傾向がある。

さらに、注意すべきは、支援の手法に異なるパターンが存在することである。ドナー側のみの作業により短期間で草案を完成させ、対象国に渡すという方法を取るドナーもある。しかし、このような方法により起草された法令は、対象国の既存の法体系や社会の実情に適さず、たとえその草案が対象国の議会等の審議を経て立法化されたとしても、対象国に根付かない結果となることもある。

このような事態を避け、対象国に根付く法令を起草するためには、発展途上国側のイニシアチブを進める起草作業をサポートするというアプローチで支援に臨むことが重要である。ただし、このような方法は時間がかかるという批判もある。また、対象国のキャパシティが低く、対象国独自では法令の起草が困難な場合もあり、そのような場合に、選択肢としての草案をドナー側が提供するという方法も考えられなくはない。しかし、法令起草のキャパシティを欠く国においては、選択肢としての草案の内容を吟味し、そのエッセンスを拾い上げ、自国の実情に合うようカスタマイズすることを期待することは困難である。このような国においては、たとえ時間がかかり、一見遠回りに見えても、対象国側のイニシアチブを引き出し、実情を踏まえた起草を後押しすることが、最終的にはその国に根付く法令の起草につながる。

もちろん、復興国などの場合、短期間に様々な分野で法整備を進めなければならない必要性が大きいケースもある。しかし、ドナー側が草案を完成させて途上国に渡すという支援では、最終

的に当該国の開発課題を解決することにつながらないことが多い。このような場合は、短期間で成立させる法令に関しては、例えば暫定法としての位置づけを明確にしつつ、その後の改正のためのプロセスも含めて話し合うなど、最終的な目標に向けた道筋を明確にする必要がある。

【JICA の取組み】(事例 6、10～17、24～30 参照)

経済移行国に対する市場経済化支援として行った起草支援は、市場経済メカニズムを支える民事に関する基本的な法令及びその関連法令を対象法令としている。近年は、経済法分野の法令についての起草支援も増えている。また、ウズベキスタンでは、行政法に関する起草支援を行った。

手続法については、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政訴訟法について起草支援の対象としている。また、調停に関する法令についても、経験の蓄積がある。いくら民法・商法や経済分野の実体法が整備されても、公正・透明な手続が整備されていなくては法の運用による権利の実現は諮れないため、手続法の支援は重要であるほか、手続法は、各国で応用しやすいスタンダードも存在するので、実体法よりも支援の対象にしやすいという面もある。

政府機関の組織構成に関する組織法については、内政に関わる問題であるので、慎重な配慮が必要だが、日本の例が参考になる場合に、参考となる情報を提供することは可能である。また、起草支援や人材育成に伴って、組織の改編が必要となったために、組織法の改正支援を行う場合も多い。

なお、いずれの場合も、対象国との共同作業を中心とする「手間のかかる」支援を行っていることに加え、運用面を見据えた支援を行っているため、短期間で対象法令の起草支援のみを行って支援を終了することは少ない。

(3) 法情報の整理に関する支援のアプローチ

途上国においては、法令集などの当該国の法令に関する情報が体系的に整理されていることは少なく、どのような法令が有効に存在するのかさえ分からない場合も多い。また、省庁間の連携が悪く、省庁間の調整機能を持つ機関の機能が弱いため、相互に他省庁所管の法令に関する情報がないまま新たな法令が起草され、法令間の重複、矛盾・衝突が起こることも多い。このような弊害を避けるため、法令の情報を整理することは重要である。

こういった法令情報の整理は、国民のリーガル・エンパワーメントの前提ともなる。

【JICA の取組み】(事例 11、12、23、24 参照)

法情報の整理に関しては、ラオス法令データベース構築支援、ウズベキスタン法令データベース構築支援の例がある。また、ベトナム法整備支援フェーズ2では、関連する法令の情報が整理

されていなかったため、法令相互間の矛盾・重複を洗い出すための法令鳥瞰図の作成を支援した。

法令データベース等の支援においては、支援終了後(データベース構築後)に、いかにアップデートを図っていくか、その体制作りが重要な鍵となる。将来の定期的なアップデートを念頭において、支援を進める必要がある。

(4) 法改革プランの策定に関する支援のアプローチ

法令は相互に関連しているものであるため、矛盾・抵触が生じないように、体系性を維持して進められなければならない。また、途上国において、どの分野の法令をどのように整備していくか、分野間の優先順位をどうするか、ドナー間のデマケーションや調整をどのように行っていくか、といった点について中長期的な見通しを立てることも重要である。そこで、法律セクター全体の改革プランを策定し、実施していくことは、発展途上国が行う「法整備」の重要な内容である。法整備「支援」において、こうしたプランの策定・実施が対象となることも多く、ドナーの中で特に UNDP が、法律セクター全体の改革プランの策定と実施を重要な支援対象としている。

【JICA の取組み】(事例 12 参照)

JICA の支援において、一国における法制度改革プランの策定を一手に引き受けた経験はないが、相手国政府が(場合によっては他ドナーの支援を受けて)行う改革プランの策定・実施には、積極的に協力を行っている。例えば、ベトナム法整備支援フェーズ2において、ベトナムの司法関連機関が UNDP との協力の下で行った Legal Needs Assessment に対する協力を行った。また、他国においても、法・司法セクター改革プランに対する意見発出などについては、現地プロジェクト事務所及び JICA 現地事務所を中心に積極的に対応している。

また、JICA が強みとするプロジェクトベースの支援を行う場合においても、常にセクター全体の中での位置づけを明確にすることが必要であり、セクター全体の改革プランの中での当該プロジェクトの役割を考え、セクター全体の改革に対する貢献を内外に示す必要がある。

(5) 起草・立法能力の向上に関する支援のアプローチ

上記(2)のとおり、個別法令の起草は、途上国のイニシアチブで進めなければ、法を社会に根付かせ、法の支配を実現するという目的は達成されないことが多い。そこで途上国の起草担当者の能力向上は重要な支援対象である。他ドナーも、リーガルライティング向上や起草マニュアル作成など、積極的な支援を展開している。

立法プロセスに関しても、立法機関の調査・審査能力の向上を支援の対象とする協力形態が

ある。この場合は、立法機関(国会等)の調査・審査部局を対象とする活動を行うことになる。

【JICA の取組み】(事例 3、9 参照)

モンゴル法務内務省起草担当者に対する研修(2005 年 12 月)や東ティモール司法省起草担当者に対する研修(2009 年―2010 年)などで、事例に基づいて、起草の準備から案文作成までをシミュレーションする研修を実施した。

また、ベトナム国会能力向上研修では、ベトナム国会事務局の職員に対し、調査・審査能力の向上に向けた研修を行っている。

なお、JICA の支援では、個別法令の起草支援の取組みにおいて、共同作業方式を採用することにより、OJT で起草担当者の能力向上支援を行っている。起草支援は、途上国側のイニシアチブで作成した条文案に対してコメントを加えるという形で進めていることが多いが、この過程において、途上国側の起草担当者は、日本側のコメントから、比較法的知見、起草のノウハウ等を獲得し、関連法令の起草や将来の改正に活用することができるようになっている。

2-2-2 法運用組織の機能強化

法運用機関が法令を正しく運用することなしには、法令はその目的を達成しないため、法運用組織の機能強化も合わせて行うことが適当である。

法運用組織の機能強化に関しては、まず、法令の運用に関して権限と責任を有する所轄官庁及びその関連機関の機能強化に関する支援がある。

多くの国で、司法省がおかれており、民法、刑法などの基本的な法令を所管するほか、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政手続法などの司法手続に関する法も所管している。そのほか、当該国の法システム全般の調整(整合性確保等)の職責を担っていることから、この機関の機能強化は、対象国の法制度全般の適切な運用のために不可欠である。

次に、経済法などそれぞれの分野の法令の運用を担当する所轄官庁の機能強化を目的とする支援がある。具体的には、経済法分野では、各国の商業省(商務省)、投資省、財務省(財政省)、金融省、公正取引委員会(反独占委員会)、知的財産権庁などがこれに該当することが多い²⁸。

法運用組織の機能強化に関しては、法令を適用して紛争を解決する組織の機能強化も非常に重要である。このような組織には、裁判所、倒産処理機関、ADR 機関等が含まれ、こうした機関の業務に密接に関係する組織として検察庁、弁護士会などがある。また、紛争が終局的に解決されるためには、判決(及びこれに準じるもの)によって認められた権利や与えられた罰が実現されなければならないため、民事執行機関や刑事判決執行機関の機能強化も重要である²⁹。

²⁸ 経済活動に関する各種法令を所管する組織としては、他にも工業省、通信省等があるが、このような組織が所管する法令(各産業法等)の運用に関する支援は、法整備支援としてではなく、経済開発支援として検討するのが適切であるので、課題体系図では捨象してある。

²⁹ 社会法を所管する組織(保健省、教育省、女子子供省等)に関しては、法整備支援ではなく、他の開発課題(保健・医療、教育、ジェンダー等)との関係で検討するのが適切であるので、課題体系図からは捨象してある。

【課題体系図】

開発戦略目標2 法運用組織の機能強化（法運用組織の組織強化を担う人材の育成）

中間目標 2-1 司法省及び関連機関の機能強化			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
法令の運用に関する資料が整備される ①データベースが整備される。 ②法令の解説書・注釈書が整備される。 ③マニュアルが整備される。	○ データベース構築支援 ○ 解説書・注釈書作成・普及支援 ○ マニュアルの作成支援	12. 23. 25	ラオス法整備支援 ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法及び行政法令の改善 ベトナム法整備支援（フェーズ2）
司法省及び関連機関の機能が向上する ①中央の組織の指導・監督能力が向上する ②地方の組織の実務能力が向上する ③職員の能力が向上する	○ 中央機関職員のトレーニングの実施（国内／国外） ○ 中央機関職員のトレーニングの実施（国内／国外）	14. 31	ベトナム法・司法制度改革支援 長期研修

中間目標 2-2 経済法分野の法令の運用を担う組織の機能強化			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
独占禁止法／競争法の運用を担当する機関の機能が向上する ①マニュアルが整備される ②職員の能力が向上する	○ マニュアル作成・普及支援 × 解説書・注釈書作成・普及支援 ○ 職員のトレーニングの実施（国内／国外）	11. 26	中国経済法・企業法整備 ベトナム法整備支援（フェーズ1）
知的財産法の運用を担当する機関の機能が向上する ①事務処理能力が向上する ②マニュアルが整備される ③職員の能力が向上する	○ IT化支援／データベース構築支援 ○ マニュアル作成・普及支援 × 解説書・注釈書作成・普及支援 ○ 職員のトレーニングの実施（国内／国外）	13	ベトナム法整備支援（フェーズ3）

中間目標 2-3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
裁判所の機能が向上する ①裁判所の事務処理が向上する ②最高裁判所の機能が向上する ③下級裁判所の機能が向上する ④裁判官の能力が向上する	× 裁判所のIT化支援 ○ 裁判手続きハンドブック作成・普及支援 ○ Q&A集作成支援 ○ 裁判官のトレーニング（国内／国外）	12. 13. 23. 31	ベトナム法整備支援（フェーズ2.3） ベトナム法・司法制度改革支援 ラオス法整備支援 長期研修
判決が改善する ①判決書が改善する ②判例制度が整備される	○ 判決書マニュアル作成・普及支援 ○ 判例制度に関する研究支援 × 判例集の出版支援	12. 13. 23. 28. 31	ベトナム法整備支援（フェーズ2.3） ベトナム法・司法制度改革支援 ラオス法整備支援 モンゴル法整備支援計画 長期研修
民事執行機関の機能が向上する ①民事執行担当組織の機能が向上する ②執行官の能力が向上する	△ 民事執行マニュアルの作成支援 × 刑務所の運営改善支援 ○ トレーニングの実施（国内／国外）	12. 13. 14	ベトナム法整備支援（フェーズ2～3） ベトナム法・司法制度改革支援
刑務所その他の矯正機関の機能が向上する ①刑務所の機能が向上する ②少年院の機能が向上する ③刑務官等の職員の能力が向上する	× マニュアル作成・普及支援 × 刑務所／少年院の運営改善支援 ○ トレーニングの実施（国内／国外）		UNAFEI
倒産処理機関の機能が向上する ①破産裁判所の機能が向上する ②管財人の能力が向上する	× 倒産処理機関のIT化支援 ○ 倒産処理手続きハンドブック作成・普及支援 × 管財人マニュアル作成・普及支援 × 管財人のトレーニング（国内／国外）	24	ウズベキスタン倒産法注釈書
ADR機関の機能が向上する ①和解・調停機関の機能が向上する ②調停人の能力が向上する ③仲裁機関の機能が向上する ④仲裁人の能力が向上する	× ADR機関のIT化支援 ○ 手続ハンドブックの作成・普及支援 ○ マニュアル作成・普及支援 ○ 調停人のトレーニング（国内／国外） × 仲裁人のトレーニング（国内／国外）	29. 30	モンゴル弁護士会強化計画 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト
検察庁の機能が向上する ①検察庁の事務処理が改善する ②最高検察庁の機能が向上する ③下級検察庁の機能が向上する。 ④検察官の能力が向上する	× 検察庁のIT化支援 ○ 検察官マニュアル作成・普及支援 ○ Q&A集作成支援 ○ 検察官のトレーニング（国内／国外）	13	ベトナム法整備支援（フェーズ3）
弁護士会の機能が向上する ①弁護士会が組織され、運営される。 ②弁護士会の弁護士に対するサポート機能が向上する	△ 弁護士会規則の作成支援 △ 弁護士名簿の作成支援 △ 弁護士会報の作成支援 ○ 弁護士のトレーニング（国内／国外）	20. 21. 22. 29	カンボジア弁護士会司法支援 モンゴル弁護士会強化計画

- ◎ JICA事業において比較的実績の多い活動
- JICA事業において実績のある活動
- △ JICA事業においてプロジェクト活動の一つとして入っていることもある活動
- × JICA事業において実績がほとんどない活動

(1) 司法省及びその関連機関の機能強化に関する支援のアプローチ

司法省(民事、刑事、及び行政に関する基本的な法令を所轄する官庁)及び関連機関の業務改善については、多くの国で、制度改革の結果成立した新しい法令に対する理解が低く、誤った運用が行なわれているという課題があることから、執務参考資料として、所轄する基本的な法令に関する注釈書や執務マニュアルの作成を支援することが考えられる。また、合わせて、これらの機関の職員に対するトレーニングを実施する機会が多い。このトレーニングに関しては、キャパシティの向上を目的として、ドナー側のトレーナーが、対象国の法曹・法律関係職員等を直接指導するケースも多く見られる。

ただし、実務改善に関しては、制度が異なれば実務は異なるので、ドナー側が自国の制度を前提とする実務の知見・ノウハウを提供しても、それが活用できるとは限らない。例えば、途上国の執行官や不動産登記官の実務の改善に関し、日本の執行実務や不動産登記実務の知見・ノウハウは、そのままでは役に立たない。このような場合は、現地の中央機関の担当者とともに、現地のリソースを活用しつつ、現地の制度を前提とした実務改善の方法を検討するというアプローチを取る事が考えられる。

また、自立発展性を考えた場合、直接指導した対象者が将来トレーナーになっていくことや、現職の継続教育のためのカリキュラムや教材の開発、継続教育を行っていく機関の能力強化といった要素にも配慮する必要がある。

【JICA の取組み】(事例 12~14、18、19、23、25、31 参照)

執務資料としては、ウズベキスタンの抵当法や倒産法に関する注釈書、ラオスの民法解説書・商法解説書、カンボジアの民法解説書・民訴法解説書などの作成支援の例がある。また、ラオス、ウズベキスタンの法令データベースは、司法省の法制度全体の調整機能の改善にも役立っている。

ベトナムでは、司法省の下部機関の執務マニュアル作成に対する支援のほか、下部機関職員に対する担保取引登録実務、身分登録実務などに関してベトナム司法省が行うトレーニングコースへの支援を行っている。この支援の実施に当たっては、日本とベトナムとは制度が異なるため、日本側からは、制度の基礎にある法令の趣旨についての助言などを行い、そのような助言を受けたベトナム司法省担当者等が下部機関職員を指導している。これらのトレーニングの対象者は、地方機関の長などであり、各地方機関の職員に対する波及効果が期待される。

カンボジアでは、王立裁判官・検察官養成校が行う現職裁判官に対する継続教育を支援している。継続教育の内容は多岐に渡るため、他ドナーと役割を分担しつつ実施している。

また、現職弁護士の能力向上に関して、カンボジア及びモンゴルにおけるセミナーの例がある。ただし、この例では、日本人専門家が相手国弁護士に直接指導するという方法を取ったため、自立発展性は今後の相手国弁護士会の努力にかかっている。

(2) 経済法分野など基本法以外の分野の法令の運用を担当する組織の機能強化に関する支援のアプローチ

経済法分野の法令の運用を担当する組織、例えば、商業省、公正取引委員会、工業所有権庁等に対する協力については、JICA の取組みを含め、経済政策の課題別指針及び貿易・投資促進の課題別指針を参照のこと。

【JICA の取組み】(事例 11、13、26 参照)

(3) 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化に関する支援のアプローチ

法の支配の確立を目指す法整備支援にとって、裁判制度を中核とする、法令を適用して紛争を解決する機関の機能強化は極めて重要である。各ドナーも非常に積極的に行っている分野である。内容としては、裁判官が活用するマニュアル類の作成支援や、裁判所の IT 化支援、判決書の公開支援、ケースマネジメント改善支援等がある。また、国家機関ではないが、弁護士も、裁判による事件解決の中で重要な役割を果たしているため、弁護士の実務能力の強化や、弁護士に研修等を実施する弁護士会の組織強化もここに含まれる。

なお、JICA では、判決書の内容の改善や裁判手続の改善支援といった、より踏み込んだ裁判実務の改善支援に取り組んでいる(ただし、裁判権の行使は国家主権の問題であるので、具体的な紛争に対する判断等に直接介入することはできない。)。これは意欲的な取組みであるが、裁判書類の内容の把握や関連法令の内容の把握など、量的にも質的にも支援担当者の負担が大きくなることを覚悟しなければならない。

【JICA の取組み】(事例 12～14、20～24、28～31 参照)

裁判所の機能強化に関しては、ベトナムにおいて、判決書マニュアルの作成支援や判例に関する共同研究を行ったことに加え、パイロット裁判所における実務モニタリング、Q&A 集作成支援等を行った。また、ラオスでも、判決書マニュアル作成支援を行った。

倒産処理機関に関しては、ウズベキスタンにおいて、裁判官の執務参考資料となる倒産法注釈書の作成支援を行い、普及活動の支援を行った。

ADR 機関に関しては、インドネシア、モンゴルにおいて、手続に関するルール、マニュアル類の作成支援や、調停人の育成支援を行った。

検察庁に関しては、ベトナム、ラオスにおいて、検察官マニュアルの作成支援を行った。弁護士会に関しては、ベトナム、カンボジア、モンゴルにおいて、弁護士会の組織能力強化に関する支援を行った。

2-2-3 リーガル・エンパワーメント

法律・司法制度が実際に機能するためには、市民が法律・司法制度にアクセスできるようにするとともに、市民の間にも法律・司法制度に関する基本的な知識が普及する必要がある。市民の司法アクセス向上のためには、まず、市民に利用しやすい紛争解決の仕組みを作ること、及び、市民の司法制度の利用をサポートする仕組みを作ることが含まれる。前者には、例えば、ADR の整備、公益訴訟・民衆訴訟の制度構築、簡易裁判手続の構築などがある。後者には、例えば、貧困層も司法手続を適切に利用できるようにするための法律扶助(リーガルエイド)の制度構築、市民サービスの窓口としての弁護士会の機能強化、弁護士のプロボノ活動(公益活動)³⁰の促進、法律相談の仕組みづくりなどがある。

また、これらのアクセス方法や、基本的な権利など、法律・司法に関する市民の知識を向上させるため、情報の普及や法学教育などが支援の対象となる。

³⁰ プロボノ活動とは、弁護士などがその知見・ノウハウを活用して無報酬で行う公益活動である。

【課題体系図】

開発戦略目標3 リーガルエンパワーメント（リーガル・エンパワーメントを担う人材の育成）

中間目標3-1 市民社会の法知識の向上			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
法令に関する知識が獲得される	△ マスメディアで公知する資料の作成支援	29, 30	モンゴル弁護士会強化計画 インドネシア和解・調停制度強化支援 ベトナム競争法？
①法情報ネットワークが構築される	△ 公知キャンペーンのための媒体（パンフレット等）の開発支援		
②法情報端末が整備される	○ 法情報ネットワークの構築支援		
③公知キャンペーンが行われる			
④公知媒体が開発される			
初頭・中等法学教育が行われる	× 法学教育のための教材開発支援		
①教材が開発される	× 教授法に関する資料作成支援		
②教授法が開発される	× トレーナーズトレーニングの実施		
③刑務官等の職員能力が向上する			

中間目標3-2 アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
公益訴訟／民衆訴訟に関する法令の起草支援	△ 公益訴訟／民衆訴訟に関する法令の起草支援	27	中国民事訴訟法・仲裁法改善
①公益訴訟／民衆訴訟に関するルールが整備される	× 公益訴訟／民衆訴訟の運用マニュアル・QA集作成支援		
②公益訴訟／民衆訴訟の運用マニュアルが整備される	× 裁判官等のトレーニング		
簡易裁判手続きが構築される	△ 簡易裁判手続きに関する法令の作成支援	27	中国民事訴訟法・仲裁法改善
①民事に関する簡易裁判手続きのルールが整備される	× 簡易裁判手続きの運用マニュアル／QA集作成支援		
②民事に関する簡易裁判手続きの運用マニュアルが整備される	× 裁判官のトレーニング		
③民事に関する簡易裁判手続きのルールが整備される			
④民事に関する簡易裁判手続きの運用マニュアルが整備される			
ADR機関が構築される	○ ADRに関する法令の作成支援	9, 27, 29, 30	中国民事訴訟法・仲裁法改善 モンゴル弁護士会強化計画 インドネシア和解・調停制度強化支援 ネパールコミュニティ内における調停能力強化
①和解・調停手続きに関するルールが整備される	○ ADR機関の運用マニュアル／QA集作成支援		
②和解・調停手続きの運用ノウハウが取得される	○ 運用DVDの作成支援		
③仲裁手続きのルールが整備される	○ 調停人のトレーニング		
④仲裁手続きの運用ノウハウが取得される	× 仲裁人のトレーニング		

中間目標3-3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
法律扶助制度が構築される	× 法律扶助制度に関する規則の作成支援		
①法律扶助に関するルールが整備される	× 法律扶助制度の運営支援		
②法律扶助制度の運用ノウハウが取得される			
弁護士会等のプロボノ活動が行われる	× プロボノ活動に関する規則の作成支援	12, 13, 14, 28	ベトナム法整備支援（フェーズ2～3） ベトナム法・司法制度改革支援 モンゴル弁護士会強化計画
①プロボノ活動に関するルールが整備される	○ 弁護士会の運営支援		
②プロボノ活動の促進に関するノウハウが取得される			
無料法律相談が行われる	○ リーガルクリニックに関する規則の作成支援	18, 19	カンボジア弁護士会司法支援
①無料法律相談の運用ノウハウが取得される	○ リーガルクリニックの運営支援		
②無料法律相談に携わる弁護士のスキルが向上する	○ 弁護士のトレーニング		
③リーガルクリニックの運用ノウハウが取得される			
④リーガルクリニックに携わる弁護士のスキルが優先される			

◎ JICA事業において比較的実績の多い活動
○ JICA事業において実績のある活動
△ JICA事業においてプロジェクト活動の一つとして入っていることもある活動
× JICA事業において実績がほとんどない活動

(1) 市民社会の法知識の向上に関する支援のアプローチ

法令に関する情報の普及に関しては、新法や改正法、裁判や ADR 制度に関するパンフレットの作成、セミナー等の開催、メディアを利用した広報といった活動が考えられ、各ドナーが積極的に展開している。起草支援や運用改善支援と組み合わせて行なわれることも多い。

なお、初等・中等教育における法学教育に関しては、教育省等が所管するカリキュラムとの関係も問題となるし、そもそも、法学教育といった先端科目を充実させるより、基礎教育科目を充実させなければならないという問題もある。

【JICA の取組み】(事例 29、30 参照)

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトでは、裁判所による和解・調停制度の広報として、改正裁判所規則が掲載された配布用小冊子を作成し、普及セミナーを行った。モンゴルでは、TV や新聞記事を利用して調停センターの広報を行い、認知度の向上に成功した。

(2) アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築に関する支援のアプローチ

アクセスしやすい枠組みの構築に関しては、市民が訴訟手続や紛争解決システムにより参加しやすくなる制度として、公益訴訟・民衆訴訟、簡易裁判手続、ADR 等があり、これらの制度構築や運用に関する支援、これらに携わる人材(調停人等)の育成支援がある。

【JICA の取組み】(事例 9、27、29、30 参照)

中国民事訴訟法改善支援では、公益訴訟・民衆訴訟、簡易裁判手続に関する規定の研究を支援した。

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトでは、調停人養成制度の構築支援を行い、調停人養成研修のための講師育成研修のシラバス、カリキュラム、教材(調停技法の DVD など)の作成支援を行った。

モンゴル弁護士会に対する支援においては、調停センターの構築や調停人の能力向上に関する支援を行った。

ネパールのコミュニティ調停支援においては、調停制度の構築や調停人の育成支援を行っている。

(3) 法・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備に関する支援のアプローチ

法律・司法制度へのアクセスを確保するためには、法律扶助制度の構築、弁護士のプロボノ活

動の促進、リーガルクリニック等を活用した無料法律相談の実施などが重要であり、これに対する支援が各ドナーにより活発に行われている。

ただし、この分野に関しては、常に財源の問題を検討しなければならない。すなわち、これらの活動の中心的な役割を担う弁護士会は、政府から独立していなければならないが、十分な財源を持たない場合が多い。そのため、ドナーが財政的サポートをする場合が多いが、ドナーのサポートが途切れると、予算がなく、自立的に発展させることができない場合が多い。このため、弁護士(会)の努力とともに、相手国政府との間で、法律扶助等の重要性の認識を共有し、弁護士(会)の独立を損なわずに、財源を確保する方法を検討することが必要である。

【JICA の取組み】(事例 12～14、18、19、28 参照)

弁護士会の運営支援を行ったモンゴルにおいては、支援の結果が、モンゴル弁護士会の委員会活動(プロボノ活動)の活性化に発展していった。

無料法律相談については、カンボジア弁護士養成校のリーガルクリニックを支援した実績があるが、財源の問題があり、カンボジア弁護士会による継続的な実施には結びつくには至らなかった。

2-2-4 人材育成

人材育成に向けたアプローチとしては、現役の法曹・法務関係者の能力向上、及び、将来の法曹・法務関係者の養成があげられる。

現役の法律家の能力向上については、裁判官、裁判所職員、執行官、司法省職員、検察官、弁護士、ADR 関係者の能力向上に関する支援がある。

新規養成については、養成機関の機能向上のほか、将来の法曹・法務関係者を直接養成する支援がある。また、その前段階として、大学等の高等教育機関における法学教育の実施・改善に関する支援もある。

なお、2-2-1 から 2-2-3 の支援においても、カウンターパートとの共同活動を行なうことにより、OJT による人材育成となることを意識して支援を行うことが重要である。

【課題体系図】

開発戦略目標 4 人材の育成

中間目標 4-1 法曹等の養成			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
<p>法曹養成機関の機能が向上する</p> <p>①法曹養成機関のマネジメントが向上する</p> <p>②教官が育成される</p> <p>③教材が開発される</p> <p>④カリキュラムが改善する</p> <p>⑤教授法が改善する</p>	<p>○ 養成機関の組織マネジメント改善支援</p> <p>○ トレーナーズトレーニング</p> <p>○ カリキュラムの作成・改善支援</p> <p>○ 教材の作成支援</p> <p>△ 教授法マニュアル作成支援</p>	14, 18, 19	ベトナム法・司法制度改革支援 カンボジア弁護士会司法支援
<p>法務関係者の養成機関の機能が向上する</p> <p>①職員養成機関のマネジメントが向上する</p> <p>②教官が育成される</p> <p>③教材が開発される</p> <p>④カリキュラムが改善する</p> <p>⑤教授法が改善する</p>	<p>○ 養成機関の組織マネジメント改善支援</p> <p>○ トレーナーズトレーニング</p> <p>○ カリキュラムの作成・改善支援</p> <p>○ 教材の作成支援</p> <p>○ 教授法マニュアル作成支援</p>	13	ベトナム法整備支援（フェーズ3）
<p>法曹が養成される</p> <p>①カリキュラム・教材が開発される</p> <p>②対象国内でトレーニングが実施される</p> <p>③外国でトレーニングが実施される</p>	<p>○ トレーニングの実施</p> <p>○ カリキュラムの作成・改善支援</p> <p>○ 教材の作成支援</p>	18, 19	カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善（フェーズ1～2）
<p>司法省及び関連機関の職員が養成される</p> <p>①カリキュラム・教材が開発される</p> <p>②トレーニングが実施される</p> <p>③外国でトレーニングが実施される</p>	<p>○ トレーニングの実施</p> <p>○ カリキュラムの作成・改善支援</p> <p>○ 教材の作成支援</p>	14	ベトナム法・司法制度改革支援

中間目標 4-2 大学／大学院の法学教育の実施・改善			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例
<p>大学／大学院の法学教育が改善する</p> <p>②教官が育成される</p> <p>③教材が開発される</p> <p>④カリキュラムが改善する</p> <p>⑤教授法が改善する</p>	<p>× トレーナーズトレーニング</p> <p>× カリキュラムの作成・改善支援</p> <p>△ 教材の作成支援</p> <p>△ 教授法マニュアル作成支援</p>	12, 13	ベトナム法整備支援（フェーズ2～3）
<p>法学部生／大学院生に法学教育が行われる</p> <p>①対象国内で教育が行われる</p> <p>②外国で教育が行われる</p>	<p>△ 教育の実施</p> <p>× 留学の支援</p>	12, 13	ベトナム法整備支援（フェーズ2～3）

- ◎ JICA事業において比較的実績の多い活動
- JICA事業において実績のある活動
- △ JICA事業においてプロジェクト活動の一つとして入っていることもある活動
- × JICA事業において実績がほとんどない活動

(1) 法曹等の新規養成に関する支援のアプローチ

対象国の法曹・法務関係者養成機関に対する支援のアプローチとして、カリキュラムの改善、教科書の作成・改善、教員の育成等に関する支援が考えられる。

【JICA の取組み】(事例 13、14、18、19 参照)

カンボジアでは、2003 年に開校した王立裁判官・検察官養成校(及びその上部組織である王立司法学院)をカウンターパートとして民事分野のカリキュラム策定、教材作成、教官・教官候補生の養成が行われた。加えて、カンボジア弁護士会が運営する弁護士養成校に対しても支援を行っている。

ベトナムにおいては、法曹及び法務関係者を新規養成する機関であるベトナム国家司法学院において、教材の改善やトレーニングハンドブックの作成支援等を行った。

(2) 大学／大学院における法学教育に関する支援のアプローチ

法学教育に関しては、カリキュラムや教材の作成、教員養成などで積極的な活動をしているドナーも見られる。ドナーによっては、学生を直接指導する支援手法をとるケースもある。援助機関に限らず、ドナー国における大学等教育機関が途上国の大学を対象に直接支援するケースもある。

【JICA の取組み】(事例 12、13 参照)

ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ3では、支援機関にベトナム国家大学ハノイ校が加わり、人材育成の一環として日本語による日本法講座の開設・運営支援が新たにコンポーネントとして加わった。ただし、国家大学側の運営体制が脆弱だったことから、自立発展的な運営に至る道筋を示しながらの支援を行うことが困難であった。また、長期研修制度や人材育成支援無償事業(JDS)等を通じて、教員等の日本への留学を支援してきた。

第3章 JICAの協力の基本方針と留意点

3-1. 基本方針

(1) 支援受入国側の主体性(オーナーシップ)の尊重

法・司法制度の選択や法整備の進め方は当該国の主権の行使に関わる問題であり、当該国が主体的に判断していくべき事項である。また、支援受入国の「法の支配」の実現に向けた諸努力は、支援受入国の状況を踏まえて行われなければ、その成果は達成されない。法整備支援においては、支援受入国の文化、風土、既存の制度等を熟知している当該国の人々自身の主体的な努力が不可欠であり、支援受入国のオーナーシップを最大限に尊重することが重要である。

この点、法整備支援においては、1990年代にしばしば指摘された「助言戦争」、「制度間競争」という状況に象徴されるように、ドナー主導による支援の結果、開発途上国の既存の制度に適合しない法令が外国人コンサルタントの手のみによって起草されたり、異なるドナーの支援にかかる法令相互の矛盾といった問題が生じたりすることも稀ではなかった³¹。しかし、日本は、1-4-2(2)において述べたように、自身の法整備の経験を踏まえ、当初より、日本の方法論・方針に則って支援を行うのではなく、途上国政府とともに共同作業によって、当該国にとって最も望ましい法・司法制度を構築することを目指して法整備支援を行ってきた。

こうした方針の下、JICAの法整備支援においては、日本及び他国の立法例を紹介するなど相手国に様々な「選択肢」を提示し、支援受入国が自国の実情にあったものを選択できるよう、対話をしながら協力を進めるというアプローチを採用している。ただし、このようなアプローチは、キャパシティが高くない国においては時間がかかる場合もあり、中長期的なコミットメントを必要とする取組みとなる点については、計画策定時から想定しておく必要がある。

(2) 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

人材育成は、当該国の文化、風土、既存の制度等との調和に配慮しながら法制度の構築・改善を進め、更に当該国が自立発展的にこれを進展させていくためには必須の要素であり、①起草支援、②法運用機関の機能改善、③リーガル・エンパワーメント支援いずれの場合においても、共通の基盤的な課題である。このため、すべての法整備支援プロジェクトにおいて、一方的に知見・知識を提供するのではなく、支援受入国に作業のためのワーキング・グループを設けて、長期専門家及び日本国内のアドバイザーグループとの間で共同作業を行うことを通じて人材育成を行っている。例えば、ベトナムやカンボジアの起草支援においては、支援受入国ワーキング・グループメンバー、長期専門家及び日本のアドバイザーグループメンバーが、条文案を一つ一つ共同

³¹ 近年では、こうした混乱状況の教訓を得て、様々なドナーが相互にその経験から学び合い、より効率的な相互調整や定期的な情報交換の必要性を次第に認識し合おうとする傾向も見出される。

で検討をし、その結果、ワーキング・グループメンバーは、各条文の背景、制度趣旨等について、国会等における必要な説明をできるようになった。こうした人材が育てば、支援終了後に当該法令の改正が必要になった際にも、途上国自身が、改正案の起草及び改正法の立法化促進を担っていくことが期待できる。

このように、①から③を支援対象とする場合も、その支援プロセスにおいて、将来にわたり自立的に「法整備」をなしうる人材を育成することが重要である。

(3) 支援受入国の社会に根付く支援の重視

当該国の社会・文化との間に整合性のない法令・司法制度は、いくら理想的なものであっても、その目的は実現されないため、法整備はその国の社会の現状を出発点として、徐々に進めていかなければならない。このため、法整備支援においては、支援受入国の社会に根付く支援を目指し、支援受入国と共同で社会調査を行うなどの方法により現場の問題点を共有し、対話を重ねながら現地の実情に沿った問題処理を考えるというアプローチをとる必要がある。ベトナムなどの旧社会主義国は、法令の起草に当たり社会調査を行うという習慣がほとんどなかったが、JICA が支援した民法の起草に関する社会調査の有用性を認識し、その後は積極的に社会調査を行うようになってきている。その結果として、より現場の状況・ニーズを踏まえた適切な内容の法令の起草が可能となった。

こうした視点は、法運用組織の機能向上においても、リーガル・エンパワメントにおいても重要であり、当該国の実情を踏まえた途上国の取組みを支援しなければならない。

(4) 他ドナーとの連携

一国の法司法制度の構築の支援は、単独のドナーには負担しきれない規模のものであり、必然的に複数のドナーが関与することになるが、相互に矛盾・抵触する法令や制度ができないよう、調整をし、連携しつつ支援を行う必要がある。

JICA の支援に関しても、カンボジアで起草支援対象であった民法・民事訴訟法の各草案の内容と矛盾・抵触する法令(土地法、担保取引法等)が他ドナーの支援により起草されるという例があり、この調整のために大きな労力とコストがかかった。このような事態を避けるために、関係する法令・制度に関する動向を早期に把握するよう、情報収集をすることが必要となる。途上国では、関係する法令・制度であっても、所管する担当官庁が異なると、事前の情報の共有がなされない場合が多く、そのことは途上国のキャパシティの一つの問題であるが、このような事態に備え、カウンターパートからの情報だけでなく、ドナー会合や他のセクターからの情報を含め、幅広くアンテナを張る必要がある。

なお、最終的な内容の調整は対象国自身が行うべきものであり、ドナー間だけの協議で結論を出すことは避けなければならない。あくまで、ドナーの関与は、対象国自身が最終的な内容の調

整を行なうことを補完する、あるいはサポートをするものであることが適当である。

加えて、ドナーとの効果的な連携を進めるため、法整備支援の考え方や成果などについての国際援助コミュニティにおける発信及び対話を強化するとともに、現場レベルにおいて、支援受入国で活動しているドナーと積極的に情報交換を行い、個々の支援活動について相乗効果を図りうるような取組みを行うことが求められる。近年では、ネパールにおいて、JICA の支援で起草された民法草案について、広くパブリックコメントを得るためのセミナーの開催を UNDP と共同で行うといった取組みが行われているが、こうした支援の成果を拡大するための戦略的な連携をより進める必要がある。

3-2. 留意点

3-2-1 体制移行国に対する協力の留意点

(1) 取引の自由の保障

市場経済体制は個人の自由な取引を基礎とするが、計画経済の下では国家による取引の統制が行われていたため、取引の自由を保障する法制度は長年にわたり存在しなかった。そのため、体制移行国においては、取引の自由がルールとして十分に保障されていない場合が多く、また、起草担当者に、取引の活性化を促す法制度に関する理解が進んでいない場合も多い。

たとえばベトナムの民法では、長い間取引の自由の原則は存在せず³²、当事者は民法が定めた形式による契約を強制されており、それに従わない場合は、その契約は無効とされていた。また、無権利者の権利の外観を信じて取引を行った者の保護は考えられていなかった。さらに、不動産登記制度も、取引の活性化を図るためのものではなく、財産の国家管理の側面が強い制度として設計されていた。

このような法制度のもとにおいては、取引は活性化せず、市場経済への移行もスムーズに進まない。そこで、体制移行国への支援を検討する場合には、個人の自由な取引を保障するルールを整備すること、特に、取引活動の基本的なルールを定める民商事法の整備が優先課題となる。

同時に、起草担当者らに対して、取引の活性化を促す法制度に関する理解の促進を図らなければならない。あるルール(法令)は、それ単独では立法の目的を達成できず、関連する法令が整って初めて取引活動の活性化といった目的が達成される³³。また、社会・経済の発展に合わせて法令の見直しを進めていかなければならない。このような関連法令の整備や将来の法改正等を途上国において適切に進めるためには、起草担当者が取引の活性化を促す法制度の趣旨・背

³² ベトナムにおいては、2005年民法で初めて契約自由の原則が反映されたと考えられる条文(ベトナム2005年民法(33/2005/QH11)401条等)が現れた。

³³ 例えば、民法が法人による取引活動を認めていても、代表者を明らかにする法人の登録制度等が存在しなければ、第三者は法人の「自称」代表者と取引をすることを躊躇せざるをえない。

景を正確に理解し、取引活動を促進する関連制度を整備できるよう、人材育成を行わなければならない。

また、起草担当者のみならず、法律を運用(適用)する機関の職員や法曹にも、新しい法制度の理解を促進する必要がある。旧社会主義国では、法律を運用(適用)する機関の職員や法曹も、取引活動の自由を保障する法制度には慣れていないのが実情である。このような職員・法曹等が新しい法制度を理解して初めて、市民(民間セクター)にも法制度の変更の恩恵が裨益するのであり、この点に対する視点も重要である。もちろん、このようなマインドセットの変更には時間がかかるので、支援としてどこまでを対象とするのかについては慎重な検討が必要であるものの、法令の普及をマニフェストとする機関のキャパシティ・デベロップメントを図りつつ、最終的な裨益者への裨益のルートを視野に入れたデザインを検討することが重要である。

(2) 予測可能性と透明性の確保

社会主義法の規定の特徴として、法律は国民が従うべき行為規範であり、法律は当然守られるという前提があるため、条文に違反した場合にどうなるか(法律効果)を記載しない傾向がある。また、指令的計画経済のもとでは、あらゆる指令が訓令に依拠していたため、法律ではない形式の下位規範に実質的な内容を委ねる傾向があるが、必要な下位規範が定められていない場合がある。その結果、法律は裁判規範として機能せず、予測可能性と透明性に著しい障害が生じる³⁴。前述のとおり、これは、民事紛争がどのように解決されるか事前に計算できないため、リスクマネジメントが不可能となり、投資判断が困難になることを意味する。さらに、このような状況は、法律の運用者(適用者)に恣意的な判断をすることを許容することとなり、汚職の温床ともなる。

さらに、司法制度に関しても、計画経済下においては、裁判所よりも行政機関内部の紛争解決機能がより重視されていたため、体制移行国における裁判所の機能は不十分な場合が多い。このため、企業側の対応としては、紛争が生じないように行政機関などにあらかじめ根回しをすることに加え、たとえ紛争が起こっても、そうした行政機関に非公式な処理を依頼することになる。これもまた汚職の温床になるほか、結果として、さらに不透明性を増し、高コストを招くという悪循環に陥っている。この悪循環は、当該国にとって成長の足枷になるだけでなく、日本企業にとっても良好な投資機会の損失となっている。

取引における予測可能性と透明性を高めるためには、公平な手続ルールに則り、予め示された基準に基づいて、中立な裁判官が判断する、というシステムの構築が必要である。体制移行国においては、実体的なルールの整備に加えて、民事紛争解決手続ルールの整備や、裁判所や民事執行機関、ADR機関などの法運用機関(法律を適用して紛争を解決する機関)の機能強化が重要になる。

また、行政機関の裁量を制限するための行政手続法の整備や行政事件訴訟法の整備とともに、

³⁴ ベトナムの例では、「下位法令がないためにどう適用してよいか分からない法律は、それが国会を通過したものであっても適用しない」と公言する裁判官も存在した。

法曹関係者の能力強化や人材育成も行う必要がある。旧社会主義国では、行政側が行政の作用を市民(民間セクター)へのサービスとして捉えておらず、また、市民(民間セクター)の側も、行政に対する監視を行う当事者としての意識を欠いている。そこで、予め行政作用の手續ルールを定めるとともに、不利益を被った側からの不服申立手段が確保されなければならない。そこで、行政手続法の整備や行政事件訴訟法の整備が重要となるが、上記のマインドセットの変更には時間を要するため、法曹関係者の能力強化等を通じて、これらのルールの実効性を確保することも重要である。

3-2-2 紛争影響国³⁵に対する協力の留意点

(1) 法・司法分野に関する紛争影響のバリエーション

紛争が途上国の法・司法分野においてどのように影響しているかに関し、以下のようなバリエーションが考えられる。

- (ア) 法・司法制度及びそれを担う人材が完全に失われたため、又は国家体制の根本的な変更のため、法・司法制度を一から再構築しなければならない国
- (イ) 法・司法制度は(一応)存在しているが、それを担う人材が(決定的に)不足している国
- (ウ) 法・司法制度は(一応)存在しているが、紛争地域で機能していなかった国

このバリエーションの違いは、政策の適合性、支援対象の選択、支援の展開、支援の手法等の検討の際に留意しなければならない。

※ (ア)の国における法整備支援は、少なくともその初期段階においては、何よりもまず治安を維持し社会を安定化することが優先されるため、支援側において必要な施策を打ち出し、人的・物的なリソースを必要量投入しなければならない。この段階における支援に当たっては、途上国のオーナーシップを尊重し、選択肢を示しながら共同作業を行うというJICAの支援アプローチによる法整備支援をそのまま実施することは困難であるため、JICAがどのように法整備支援を実施するかについては、現地のリソースや他ドナーの動向を注視しつつ、国際社会との連携を図りながら慎重に検討することが必要である。

※ (イ)及び(ウ)の国々において(一応)存在している法・司法制度は、紛争中に適切な改革が行われていないため、時代遅れの、現在のニーズに対応できない法・司法制度となっている場合がほとんどである。

※ (イ)及び(ウ)の国々においても、(ア)の国と同様に、紛争終結後に新しい憲法を制定す

³⁵ 本指針において、「紛争影響国」とは、紛争の影響により破綻又は悪化したガバナンスの回復を指向している国を言う。

る(旧憲法を改正する)場合が多いため、新しい憲法に合わせて法令の改正が必要になったり、司法制度の見直しが行われたりすることが多い。

(2)法整備支援の4つの開発戦略目標との関係

冒頭の課題体系全体図の①から④の開発戦略目標は、相互補完的であり、復興国を含む紛争影響国における開発課題の解決を目指した法整備支援を検討する際にも、①から④は横断的に検討されなければならない。この際、どのアプローチを検討するか、どのような組み合わせを検討するかは、上記(1)に述べた状況の相違によって異なる。

例えば、復興国において、紛争に戻らない社会作り及び経済復興を目指して、民事紛争の適切な解決システムを整備することを検討する場合、課題体系全体図から関連する支援対象(中間目標のサブ目標)を抽出すると、以下のとおりとなる。

- ①ルール整備：民事手続法が起草される、ADR(裁判外紛争解決)に関する法令が起草される。
- ②法運用組織の機能強化：裁判所の機能が向上する、判決が改善する、ADR機関の機能が向上する、弁護士会の機能が向上する、民事執行機関の機能が向上する。
- ③リーガル・エンパワーメント：法令・裁判手続・その他の紛争解決手続に関する知識が獲得される、ADR機関が整備される、法律扶助制度が構築される。
- ④人材育成：裁判官の能力が向上する、裁判所書記官・職員の能力が向上する、民事執行に関する職員の能力が向上する、弁護士の能力が向上する、ADR機関職員の能力が向上する、法曹養成機関の機能が向上する、法務関係者の養成機関の機能が向上する、法曹が養成される。

このうち、どれを対象に支援を行うかは、支援受入国の状況、ニーズ、キャパシティや他ドナーの支援動向等を踏まえ、支援受入国との対話によって絞り込んでいくことになるが、例えば、紛争により司法制度が壊滅的な打撃を受けた復興国(ア)においては、①から④を総合的に検討し、他ドナーの動向も考慮しながら、対象国が①から④に関する「法整備」を自立的に行うことができるよう、どのように支援を行うかを慎重に検討することが必要であろう。一方、法司法制度が(一応)存在している国(ウ)であれば、日本の支援としては裁判制度ではなくADRのみを対象にするという判断も可能であり、上記①から④のうちADRに関する部分を横断的に検討することもありうる。あるいは、そうしたルールやシステムも存在するとすれば、運用する人材の育成に支援を集中するという判断も可能であり、④の人材育成の部分を対象とする支援について検討することもできよう。

(3) 支援の緊急性と政府機能の回復

法整備支援は、政策自体への働きかけが内容となることが多い(新たな法令の起草支援の場合に顕著である。)ため、ともすると内政干渉的な支援となるおそれがある。そこで、対象国の主権を侵害しないよう留意しつつ、対象国の政策と支援内容の適合性を慎重に見極め、あくまで政策決定の最終的な判断は対象国政府に委ね、決定された政策の「実現の手段」を、相手国政府とともに考えるというスタンスで支援することが重要となる。

ただし、紛争影響国においては、対象国の政府が政策決定機能を十分に果たせるようになるために時間を要することが常態であるため、機能の回復を待っていたのでは、紛争終結直後の喫緊の課題への対処が行えないこととなる。そこで、紛争影響国における法整備支援は、内政干渉的な支援とならないように配慮しつつ、喫緊の課題への対処を行うという、矛盾する要求を充たさなければならぬ。そのためには、対象国の国づくりの方向性を見据え、必要な法令や制度のプライオリティと緊急性を対象国政府とともに検討し、将来における見直しをも考慮に入れて、支援対象を選択することが必要となる。例えば、将来の見直しを前提とする時限立法(暫定措置法等)の形式で、緊急性の高いニーズに応えつつ、その後、ある程度の時間をかけて修正をするなどの方法もありうる。

また、法整備支援において、対象国の法・司法分野の中長期的な改革政策(戦略)との整合性は常に検討すべきポイントだが、紛争影響国においては、法・司法分野の中長期的な改革政策(戦略)は、紛争終結後しばらく経過しないと決まらないか、決まってもその見直しが必要となる。そこで、喫緊の課題への対処とともに、対象国の法・司法分野の中長期的な改革政策(戦略)づくりへのインプットも、支援の内容として検討される必要がある。このような政策(戦略)づくりは、UNDP が支援の対象とすることが多いが、こうした他ドナーの取組みに積極的に関与し、インプットを加えるとともに、そこで得られた情報を、支援の方向性の検討に活用することが重要である。

(4) 憲法の制定

復興国においては、国の制度を根本から変更するために憲法の制定又は改正を行うケースが多い。日本も、アフガニスタン、イラク、ネパールにおいて、制憲委員会の委員や制憲議会の議員を対象にした研修等の支援を行った。

ただし、憲法は、国家主権の行使の最たるものであり、その国の歴史を前提とし、紛争が発生した原因を特定した上で、その再発を防止するため、当該国が自らの判断で制度設計をするものであるから、ドナーの支援は、比較憲法に関する知見の提供などに限られることに注意を要する。

(5) 人材の育成

キャパシティ・デベロップメントは、支援受入国一般に当てはまる課題であるが、特に紛争影響

国においては、極端に人材が枯渇している場合がある。

例えば、カンボジアでは、クメール・ルージュによる知識人虐殺の影響で、法案起草能力や、法執行能力のある人材の層が非常に薄かった。そのため、カンボジアにおけるJICAの民法・民事訴訟法起草支援では、カンボジア側に、10名前後のトップレベルの法律家(司法省高官、裁判官等)から構成されるワーキング・グループを構成し、日本側の作成した条文案について共に協議する手法を取ったが、その後、メンバーが更に高位のポジションに異動したり、クメール・ルージュ特別法廷の裁判官に任命されたりするなどして、活動に継続的に参加することが困難になっただけでなく、彼らが後進を育てる時間を確保できなくなってしまった。そのため、10名前後のワーキング・グループメンバー以外は、民法・民事訴訟法の全体像を理解している司法省職員や法律家がほとんどおらず、民法・民事訴訟法成立後の関連制度の整備や、人材育成にも支障をきたす状況を招いてしまった。³⁶

人材が極端に不足している国においては、例えば起草支援を行う場合に、起草そのものを行ないうる人材だけではなく、当該分野に関する人材の「再生産」を行なうことのできるような人材を育成する必要性を視野に入れる必要がある。もともと人材層の薄い状況でこのような配慮は困難ではあるが、関係者の裾野を広くする、将来の情報共有や普及に配慮し、活動の資料の整理を意識的に行なうなどの工夫が求められる。

(6) 立法機関の機能

紛争影響国においては、議会(立法機関)が適切に機能していない場合が多く、起草支援の対象となった法令が適時に立法化されないことがある。(立法化自体は、対象国の主権の行使の問題であるため、直接的な支援の対象にはできない。)この問題は、対象国政府の政策の中でプライオリティの高いものを支援の対象とした場合でも、政治状況等のコントロールが難しい事情により起こりうるものである。

そのため、法令の起草支援を検討する場合には、当該法令の制定によって達成すべき目的(立法目的)は何かを考え(この意味では、法令は常に「手段」であって、法令の制定自体が目的ではない。)、法令が速やかに立法化されない場合においても、その先の目的に資するような内容の支援を検討すべきである。例えば、基本的な取引ルールを定める民法の起草支援を行った場合、民法の起草の終了後、立法化が遅れている間にも、民法が立法化された後の運用を見据え、関連制度の整備を支援すること、民法の運用に携わる人材(登記官等)を育成することといった支援は行い得るし、また、民法が適切に運用され、その成果が市民に裨益するためには、このような

³⁶ 現在、カンボジアでは、司法省職員に対する民法・民事訴訟法の理解促進、王立裁判官・検察官養成校における民法・民事訴訟法教育等を通じて、民法・民事訴訟法を理解する司法省職員、法律家の人材育成を進めている

支援が必要である。

※ プロジェクトマネジメント的には、「法令の制定」をプロジェクト目標にすると、「議会がプロジェクト期間内に立法化すること」が外部条件になり、この外部条件が充たされないことが十分ありうるとなると、プロジェクト全体の枠組みの見直しが必要になる。むしろ、上記のとおり、その法令が制定されることによって何を変えたかったのかという法令の目的を考え、その内容をプロジェクト目標とすべきである。

なお、紛争影響国における法整備支援の検討に際しては、紛争終結直後の議会のマニフェストを確認することも必要である。紛争終結直後は、新しい憲法に基づいた選挙が行われるまでの期間の暫定的な議会（憲法を制定することをマニフェストとする制憲議会等）が開催されることも多いため、暫定議会のマニフェストや正式な議会開催のスケジュールに留意しつつ、支援の内容がどのように立法化されていくかを確認することが必要である。

（7）紛争解決システムの構築

紛争終結国では、適切な民事賠償がなされない、適切に刑事処罰がなされない、といったことが社会不安を招き、新たな紛争の火種になる。そこで、適切な紛争解決システムを構築することが重要である。また、このようなシステムは、対立する当事者が共生していくための仕組みにもなりうる。

例えば、ネパールにおいては、内戦終結後も、市民の権利が裁判を通じて保障されず、また訴追されない犯罪も多いことから、特に都市部において自力救済（交通封鎖・バンダと呼ばれる集団示威行動）が横行していた。このような自力救済は、それを可能とする者だけが救済される手段であり、持たざる者の不満は解消されない。また、紛争終結国などで対立するグループが多い場合には、自力救済がグループ間の対立を煽ることになり、新たな紛争の火種となりかねない。

そこで、ネパールは、近代的な民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の制定に加え、司法改革5か年計画（現在は第2次5か年計画）に基づいて裁判制度改革を実施している。この取組みは、ネパールの復興に不可欠な要素として優先的な課題とされており、JICAは、民法改正支援に加えて、個別専門家派遣により裁判制度改革の動向をフォローしている。

また、ネパールにおいては、紛争解決システムとして、コミュニティによる調停が行われており、これが適切に機能することにより、小規模な紛争の拡大を防ぎ、かつ当事者が納得のできる解決が可能となれば、対立当事者間の和解も進むことになる。そこで、JICAでは、平和構築支援の一環として、コミュニティ調停能力強化に関する支援も行っている。ただし、こうしたADR支援においては、公正性・中立性に対してよりセンシティブな対応が求められる。例えばコミュニティの有力者により弱者の訴えが押さえ込まれるといったネガティブな面を生まないよう、慎重に見極めながら

支援を実施することが肝要である。

(8)ステークホルダー間の調整

紛争終結後は、国のあらゆる分野で再構築が同時進行的に行われるため、他のセクターでも、様々なドナーの支援を得て、次々と新しい法令が起草され、新しい制度が導入される。このような同時進行的なリフォームが行われる場合、法令間の矛盾が生じることが多く、運用に支障をきたすことがある(法律ができてでも運用されない。)。例えば、司法省が不動産の所有権に関する規定を民法草案に盛り込んだが、国土省が起草する土地法に、土地の所有権についての矛盾する規定が盛り込まれるといったケースがある。このような法令間の矛盾・衝突は、対象国の政府内で解決されるべき問題であるが、政府内部に調整機関がない(あっても機能しない)ことも多い。したがって、支援を進めるにあたって、カウンターパート以外の省庁の所管する法令や制度のリフォームの状況を把握し、法令間に矛盾が生じないよう、早めに調整を行う(対象国に調整を促す)ことが必要である。

(9)紛争要因の縮小に関する視点

紛争要因の縮小への貢献に関して、刑事司法システムの再構築といった直接的な貢献のある支援もあるが、間接的に見えても、中長期的な視点からは、紛争状態に戻らない国づくりのために非常に重要な貢献が考えられるものもある。

例えば、「民法」の起草支援は、一見紛争要因への縮小への貢献が小さいように思えるが、以下のとおり、紛争要因の縮小に大きく貢献するのである。

すなわち、民法は、「市民社会の憲法」といわれるとおり、個人の権利と義務を規定するものであって、これをみれば私人間の権利関係は法の下でひとつおり体系的に整理することができる。そこで市民間の紛争解決ルールは明確化され、市民の権利の保障、紛争に逆戻りしない社会づくり、さらに経済活動の活性化の土台ともなる。つまり、民法は、人格権や財産権といった基本的な権利の帰属主体を定め、権利の発生、移転、消滅のルールを定め、権利が侵害されたときにどのような救済がなされるかを定める法律であるところ、この法律が適切に整備されなければ、私人間における権利侵害の被害回復をひとつの法・ルールに従って行うことができない(この点、憲法は国と国民との間の規定であり、国は国民の人権を保障しなければならないが、私人間における権利侵害には憲法は直接的には適用されないため、憲法が定められるだけでは私人間の権利侵害に伴う被害の回復は図られない。)。その結果、法に則らない被害の回復(暴力による強制や報復行為)が行われ、それが新たな紛争の火種となる。この意味で、民法が整備されることは、人々の日常生活が正常に機能し、健全な市民社会が発展するための根幹をなす基盤づくりであって、安定した市民社会や国造りの骨格であるといえる。(ちなみに、日本の法制史上も、明治維

新の際に新政府が最初に整備を図った法令のひとつが民法である。)

(10) Security Sector Reform (SSR)における、捜査機関(警察)、刑事裁判、矯正

SSRにおいて、刑事司法システムの構築は極めて重要な課題であるが、これに対する支援を検討する場合、警察(捜査)、検察(公訴提起)、裁判所(刑事訴訟)、刑務所(矯正)の一連のパッケージが機能しなければ、目的は達成されないことに注意を要する。

なお、警察の捜査に関し、紛争影響国の警察は、治安警察としての能力はあるが、捜査能力に欠ける場合がある。警察全体の組織的な改革への支援を検討する場合においても、警察組織のどの能力を向上させるのかの検討が必要である。

また、警察が捜査を行う場合に重要なのは、公訴を提起し、公判活動を行う検察との連携である。すなわち、公訴を提起するために、及び、公判において有罪を立証するために、どのような証拠が必要なのかについて、捜査機関が認識を持っていないと、犯罪を検挙しても、被告人を適切な罪に服させることができない。適切な刑事司法の実現のためには、刑事法のプロである検察と、捜査のプロである警察の連携が不可欠である。

一方、紛争影響国においては、国民を守るべき警察(検察)などが、その物理的な力を背景に、暴行や略奪を行うことがしばしば報告される。SSRの支援において、こうした組織による力の濫用や人権侵害行為をどのように予防し、治安維持の役割をどのように果たさせるべきかについては、当該国のコンテキストを踏まえ、十分に検討することが必要である。

3-2-3 横断的な留意点

法整備支援は、体系的な知見・経験を支援受入国の関係者と共有しつつ、支援受入国の政治的状況の変化に配慮しながら、国全体の制度の構築や改善を支援受入国が自立的に行いようとするものである。支援受入国がこのプロセスを自立的に行えるようになるには長い時間がかかるとともに、支援受入国が自らの「法整備」の状況を前提として支援しなければならないため、対象国の状況により技術協力の方法が大きく異なる(どの国でも活用可能な技術・手法、一定のノウハウやマニュアルは存在しない。)

また、支援受入国の政策の変化に柔軟に対応しなければ、支援の目的が達成されない³⁷ため、支援側にフレキシブルな対応が求められる。また、法整備支援が対象とする法令の起草などは、支援受入国全体の制度に関わるものであるため、支援受入国のステークホルダーが極めて多くなることに加え、実施体制の部分で述べたとおり、日本の優位性を活かすためには学識経験者や経験のある実務家の協力が必須であり、また、運用機関の能力向上やリーガル・エンパワーメントに関する支援については、この分野の知見・経験を有する日弁連、法務省、最高裁判所等の協

³⁷ さらに言えば、法整備支援によって、支援受入国の関係者に「気づき」が生じ、それが政策に反映されること(例えば、ある制度や考え方が支援対象法案に盛り込まれること)が、法整備支援案件の成果を測る指標である場合も多い。こうした意味では、政策変更は、法整備支援に内在しているとも言える。

力が必要であり、日本側のステークホルダーも多岐にわたる。

このように、法整備支援には、①ある程度の時間がかかることが当初から予想されること、②支援受入国の状況によって支援のアプローチが大きく異なること、③支援受入国の政策変化に応じてフレキシブルに支援内容を調整する必要があること、④支援受入国及び日本国内のステークホルダーが多岐にわたること、といった特徴がある。法整備支援の企画・立案、モニタリング、評価などに当たっては、こうした特徴を踏まえて行うことが不可欠である。

上記のような法整備支援の特徴を踏まえると、法整備支援案件のマネジメントに関する留意点は以下のとおりである。

(1)「法整備」のプロセスと「支援」のアプローチの共有

「法整備」には長い時間がかかり、それに対する「支援」にもある程度の時間を要することを前提に、支援受入国が行う「法整備」の中長期的なプロセスを見通した上、「支援」の目的、範囲、期間、方法等について、支援受入国及び日本のステークホルダーと認識を共有することが重要である。

具体的には、支援受入国において、ある法律・制度が形作られ、適切に運用され、国民がアクセスできるようになるために、どのような道筋が必要なのか、関連するどのような制度を整備する必要があるのか、といった「法整備」に関する主要なポイントについて、支援の開始に先立って協議し、その全体のプロセスのどの部分を「支援」するのかを、支援受入国及び日本の関係者と共有するというプロセスが重要である³⁸。例えば、民事訴訟法に関する「法整備」については、①民事訴訟法それ自体の起草(起草に関するキャパシティ・ディベロップメント)のみならず、②民事訴訟に関連する諸制度(人事訴訟制度等)の整備、③裁判所の機能強化や裁判官及び裁判所職員の能力強化、④弁護士への普及(弁護士の能力強化)や司法アクセスの向上、といった諸課題をクリアしなければ、民事訴訟法は紛争解決の手続ルールとして機能することにならない。この①から④は、支援受入国が自らの責任で行う「法整備」であるが、これに対する「支援」を検討する場合には、①から④の「法整備」を支援受入国がどのようなプロセスで進め、そのプロセスの中で①から④のどの部分を「支援」の対象とし、どのようなアプローチで「支援」を実施するのかを、案件の開始に先立ち、支援受入国と日本の関係者間で共有することが重要である。そして、このような共有を図ることにより、案件の実施中に、現在の状態がどの段階にあるのか、正しい方向に進んでいるのかをモニタリングすることが可能となる。

さらに、繰り返し述べたように、「法整備」は終わりのない取組みであるところ、このような共

³⁸ このようなプロセスを取った事例として、ラオス法律人材育成強化プロジェクトがある。同プロジェクトの内容については、下記ウェブサイト参照。
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/5152046edb1b5fe0492576ff000696e2?OpenDocument>

有を行わなければ、「支援」も終わりのないものになってしまう。支援にあたり、当該国の「法整備」のステップはどのようなものであり、日本の「支援」は、そのうちのどの部分をサポートするものであるのか、そのような段階に至れば「支援」は終了するのかについての認識を共有することが極めて重要である。

(2) 支援受入国のキャパシティの違いによる「支援」の相違

支援受入国の「法整備」の状況、特に、発展途上国において「法整備」を行う組織や人のキャパシティの違いにより、支援のアプローチが大きく異なる。

すなわち、「法整備」を行っていく一定のキャパシティが備わっている国においては、「支援」の対象は限定することが可能である。例えば、上記アの民事訴訟法の例で考えると、こうした国では、①のみを支援し、②から④は支援受入国に任せる、というアプローチも可能となる。この場合でも、支援受入国が、将来にわたり、必要に応じて民事訴訟法を改善できるようになるようキャパシティを向上することは重要な支援内容であり、日本法の背景や関連諸制度との関係を踏まえた体系的な知見を提供し、支援受入国の社会、風土、既存の制度等との調和を図るため、対話を通じた共同作業が必要となるが、そもそも一定のキャパシティが存在することに鑑み、支援の内容における「人材育成」の比重は大きくないことになる。

一方、キャパシティの向上に時間のかかる国においては、支援対象の限定は困難であり、上記アの民事訴訟法の例で言えば、どのようにすれば①から④までの「法整備」を支援受入国が自立的に行うことができるようになるかを、支援受入国と一緒に検討することになる。このような国に対する支援では、まず、民事訴訟法が機能するために、①から④が必要であることの認識の共有が必要となる。そして、例えば①に関する支援を検討する場合においても、②から④の状況を踏まえ、②から④の整備を行う関係機関や他ドナー（もしあれば）との調整が必要となる。もし①に加え、②から④の（一部の）支援が必要と判断される場合³⁹には、どのようなプロセスで①から④の「法整備」を進めるかを、支援開始に先立って協議し、その上で「支援」のアプローチについて、支援受入国と日本の関係者間で共有しなければならない。このような状況下では、支援受入国の自立的な「法整備」を将来実現できる人材の育成（キャパシティ・ディベロップメント）が主要な支援内容となる。

(3) 政策変化に合わせた柔軟なマネジメント

法整備支援の実施に当たっては、支援受入国の政策の修正・変更に合わせて、支援内容を柔軟に調整しながら、最終的な目的の達成のためのアプローチを検討しなければならない。

³⁹ このような国においては、②から④に対する支援も必要となる場合が多いが、あらゆる分野の支援を一国で行うことは到底不可能であり、他ドナーとのデマケーションも検討しなければならない。

法整備支援においては、ともに活動を行う支援受入国の関係機関(カウンターパート機関)が政策決定機関(又は政策の具体化について大きな裁量を有する機関)である上、支援対象が「法整備」すなわち「政策の具体化」(施策の決定・改善・変更)というプロセス自体であるが故に、案件の実施中に生じる政策の変化(それは案件の影響によっても生じる。)を的確に知覚し、その動きに支援内容を適合させていかなければ、その支援は「政策の具体化」に貢献することにならない⁴⁰。もちろん、そもそもの大きな開発戦略目標それ自体が変更される場合には、支援自体の見直しが必要となる場合もあるが、大きな開発戦略目標に変更がなく支援開始時に共有した中長期的な「法整備」のプロセスに変更がない場合には、上位の戦略目標を視野に入れ、支援対象や支援手法を見直すことにより、支援受入国との合意の下で、柔軟に支援を展開しなければならない。

発展途上国は、数多くの分野で開発課題に対処しなければならない上、政治的な安定性を欠くことも多いことから、改革プランの実施方法の変更や、立法スケジュールの修正などが頻繁に生じうる。このような状況を踏まえ、開発課題の解決に向けた中長期的な「法整備」のプロセスを見通しながら、相手国関係者との対話を通じて、支援内容を柔軟に調整しつつ、案件を実施していくことが重要である。

(4) ステークホルダーの調整

発展途上国側のステークホルダーに関し、発展途上国の「法整備」は当該国全体の制度に関わるため、関係機関の範囲は広くなる。例えば、支援受入国の司法省が民間部門の経済活性化に関する「法整備」に関する支援を行っている場合、当該国の商業省、工業省、対外投資省、財政省、金融省、資源省、国土省、建設省といった関係省庁が行っている「法整備」との調整が必要となるし、法令の起草や立法化に際しては、当該国の定めるプロセス(省庁間会議、大臣会議等)に則り、最終的には議会(立法機関)の議決を経なければならない。さらに、発展途上国は、その「法整備」に関し、複数のドナーによる支援を受けていることが通常であり、他の省庁・組織が行っている「法整備」との調整は、その背後のドナーの支援内容との調整も含むことになる。

こうした省庁間・組織間の「法整備」の調整は、支援受入国の政府内で解決されるべき問題であるが、政府内部に調整機関がない(あっても機能しない)ことも多いため、支援を進めるにあたっては、カウンターパート機関である省庁・組織以外の省庁・組織が行っている「法整備」の状況を把握し、法令間に矛盾が生じたり、法令の運用に支障を来たしたりしないよう、カウンターパート機関に早めの調整を促し、カウンターパート機関が行う調整を支援すること

⁴⁰ 政策支援分野以外の支援では、このような「政策の具体化」(施策の決定・改善・変更)はプロジェクト実施前に明確になっているのが通常である。支援対象は、政策に基づき「具体化された施策」であり、それ故に、「政策の変更がないこと」が支援の条件になる(政策の変更があると「具体化された施策」は根拠を失う。)のである。

を検討しなければならない。

一方、日本側のステークホルダーに関しては、上述のとおり、日本の法整備支援の優位性を発揮するためには、学識経験者や実務家の協力が欠かせず、また、2. (2)エで述べた運用機関の能力強化やリーガル・エンパワーメントを含めた包括的な視点に基づく支援を実施するためには、この分野で経験・知見を有する日弁連、法務省、最高裁判所等の協力も不可欠である。JICA の法整備支援は、こうした数多くの関係者・組織の協力のもとで実施しており、こうした関係者・組織との間において、必要な情報を共有し、認識の共通化を図ることが、効率的な支援の実施につながる。特に、支援受入国が行う「法整備」の中長期的なプロセス、及び「支援」の目的、範囲、期間、方法等について、関係者と十分に認識を共有することを怠ると、関係者間において目標や方向性に関する意見の食い違いが生じ、効果的・効率的なプロジェクトの実施が困難になる。案件のマネジメント上、関係者間の共通認識の醸成は極めて重要である。

3-3. 今後の課題

日本が法整備支援を展開していくに当たっての今後の課題として以下が挙げられる。

3-3-1 国内リソースの拡充

法整備支援に携わる日本国内のリソースは限られているのが現状であり、今後の支援に当たって、国内の人材をいかに確保していくかは、支援を展開していくために大きな課題である。JICA のみならず、他の関係機関とも連携し、リソースの拡大や協力体制の柔軟化等を検討していかなければならない。具体的には、日本国内の民間の法律事務所に対する業務委託による法整備支援の実施や、新興国における経済協力に関する事業を実施している機関との連携による支援体制の構築などが検討されよう。

3-3-2 関係機関の連携強化

課題体系全体図にも示されているとおり、法整備支援の対象分野は多岐にわたっており、JICA は、法務省、経済産業省、特許庁、最高裁判所、日弁連といった国内の関係機関からの協力を得て法整備支援を実施している。幅広い分野で効率的に法整備支援を行うためには、これら関係機関との連携を図ることが必要となる。

3-3-3 支援実施における到達目標の共有

JICA の法整備支援は、支援内容が支援受入国の発展のプロセスに乗って実現されていくことを目指しているが、目指すべき状態(支援の到達目標)をどのように設定するかについては十分な検討が必要である。また、援助の終了とともに、わが国と当該国間、関係者間の関係が断ち切れるわけではなく、援助からの卒業は、二国間の対等な協力関係とコミュニケーションに移行していくための新たな出発点でもある⁴¹。したがって、支援の到達目標とその達成の方法を協議し、認識共有を図ることに加えて、援助終了後のあらたな協力関係の発展性についても、支援受入国関係者及び日本側関係者と認識を共有していくことが望まれる。

3-3-4 他ドナーとの連携・協調の促進

既述のとおり、これまでの法整備支援において、日本が起草支援をしている法律と他ドナーが起草支援する法律との不整合の問題が生じたために、様々な調整が求められる事例があった。

この問題の背景として、途上国によっては、当該国がイニシアティブをとって法律間の調整を行うことが十分に行うことができていないことが挙げられるが、それに加えて、ドナー間での連携・協調が十分に行われていない点も挙げられる。整合性のとれた支援受入国の法システムの発展や法・司法改革の推進のためには、支援受入国と全てのドナーとの間の連携・協調が重要であり、また、援助計画や実施状況について、十分な情報共有を行うことで支援の重複や不整合を未然に防ぎ、ドナー間の適切な役割分担や援助の相乗効果を促進していくことが必要である。

さらに、支援受入国の法・司法改革を支援する上で、支援国としては、政府の担当機関のキャパシティを強化しつつ、支援受入国政府のオーナーシップの下で支援ドナーを含めたフォーラムを設け(あるいは既存の協調枠組みを活用し)、法整備支援を進めるためのルール作りを行うことが考えられる。このように「ルールを作るためのルール(メタ・ルール)」づくりから始めるプロセスは、支援受入国政府が責任者として全体像を把握することに役立つとともに、複数主体が絡む場合の混乱や非効率を回避するにも資すると考えられる。

加えて、ドナー間の情報共有のため、プロジェクト情報の英文での情報発信や進捗報告会の実施等、日本の支援内容やその方針を他ドナーに理解してもらうような積極的な取り組みも必要である。

3-3-5 新たな協力枠組みの検討

⁴¹ モンゴル弁護士会強化計画プロジェクトに対して長期・短期専門家の派遣や研修の受入等で協力してきた愛知県弁護士会は、2008年に、プロジェクトのカウンターパートであるモンゴル弁護士会との間で友好協定を締結した。

また、日本弁護士連合会は、2000年にカンボジア弁護士会との間で友好協定を締結し、2001年からJICAの小規模開発パートナー事業、開発パートナー事業、技術協力プロジェクトの形で、弁護士養成校の設立及び運営などの司法支援活動を実施した。

JICAの法整備支援では、途上国側の人材が自立的に法制度の見直しを継続していくための能力向上とそのための人材育成に重点をおいており、財政支援は行ってこなかった。

ただし、JICA は、有償資金協力による政策借款を行っている。今後は、これらの政策借款において、技術協力で目指す法・司法制度の改革の推進を政策条件のなかに組み入れていくことも検討課題と思われる。

付録1. 主な協力事例

法整備支援分野は、JICA の支援する協力分野課題の中では比較的新しい分野である。このうちとくに基本法分野における法整備支援に係る技術協力プロジェクトの方式による協力は、1996年にベトナムにおいて開始され、これまでに7カ国(ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴル)において実施されている。この他、これらの国を含む様々な発展途上国の法・司法分野に携わる人材に対する研修と現地セミナーの実施や、若手実務家や学生を留学生としての受入れる長期研修や人材育成支援無償事業(JDS)などの協力も実施している。

【案件リスト】

No.	国名	案件名	期間または 借款契約日	形態	中間 目標	内容
1	アフガニスタン	憲法制定作業支援	2003.5.8	調査団派遣	1-1	憲法起草委員会を対象に、日本国憲法の理念と目的を憲法委員会に説明した。さらにアフガニスタン憲法制定にアドバイスを行った。
2	イラク	国民融和セミナー	2005.6、2008.3	国別研修	1-1	国民議会議長や憲法起草委員会メンバーを対象に、日本国憲法の理念の紹介やマレーシア・インドネシアなどの憲法の紹介を行った。
3	ベトナム	日本国会セミナー	2009		1-1	国会による行政監督機能に関して
4	ネパール	民主化と平和構築セミナー	2009.2	国別研修	1-1	憲法制定議会を始め、財務省、法務省、最高裁、情報通信省、国立司法アカデミーなどを対象に、連邦制度の各国比較やリスクなどについてセミナーを行った。
5	ネパール	制憲議会支援	2009.8	国別研修	1-1	憲法制定議会議員を対象に、開発戦略に関する研修を行った。
6	ネパール	民法及び関連法セミナー	2009~2011	国別研修	1-2	改正民法の起草支援
7	ネパール	刑事手続比較セミナー	2009.10	調査団派遣	1-2	日本の刑事手続きの紹介
8	ネパール	コミュニティ内における調停能力強化	2010~2013	技プロ	2-5	コミュニティ調停人の育成
9	東チモール	立法キャパシティビルディング	2009~2011	国別研修	1-4	法律の起草テクニックをトレーニングする研修を行った
10	イラン	法制度支援研修	2006.11	国別研修	1-2	裁判官、司法省職員の人材育成
11	ベトナム	重要政策中枢支援 法整備支援プロジェクト（フェーズ1）	1996.12~1999.11	技プロ	1-2	・わが国の諸制度（更生保護、内閣法制局、検察制度等）の紹介。 ・ベトナムの重要法令（民事訴訟法、民事執行法、知的財産法、独占禁止法、海商法、アセアン投資法等の経済関連法）の起草のための情報提供。
12	ベトナム	重要政策中枢支援 法整備支援プロジェクト（フェーズ2）	1999.12~2003.3	技プロ	1-2 1-3 2-3 4-1 4-2	・破産法、刑事訴訟法、民事訴訟法、弁護士制度、担保取引などの個別法を起草するための情報提供。 ・既存民法の個別条文の分析を翻訳し、法律相互間の矛盾・重複を洗い出す鳥瞰図作成。 ・民法の問題点抽出と民法改正草案の起草支援。 ・裁判官マニュアルの作成。日本の裁判官制度・検察官制度・弁護士制度に関する講義
13	ベトナム	法整備支援プロジェクト（フェーズ3）	2003.7~2007.3	技プロ	1-2 2-2 4-1 4-2	・改正民法、知的財産権、民事訴訟法、倒産法、不動産登記法、担保取引、国家賠償法、判決執行法などの起草支援。 ・法曹育成のための研修プログラムや教材の改善、検察官マニュアル作成。
14	ベトナム	法・司法制度改革支援プロジェクト	2007.4~2011.3	技プロ	1-2 2-1 2-3 4-1 4-2	・パイロット地区の司法関連機関（裁判官、検察官、弁護士、関連職員）の能力向上のため、共同報告書、ワークショップなど。 ・パイロット地区の教訓を中央の関連機関への反映。 ・民事訴訟法、刑事訴訟法、行政事件訴訟法、判決執行法、不動産登記法、担保取引登録法などの起草支援。
15	カンボジア	重要政策中枢支援 法整備支援プロジェクト（フェーズ1）	1999.3~2003.3	技プロ	1-2 1-4	・民法、民事訴訟法の起草支援 ・民事分野を中心としたトレーニングを実施。用語確定会議などの実施。ワーキンググループの確立。
16	カンボジア	重要政策中枢支援 法制度整備プロジェクト（フェーズ2）	2004.4~2008.4	技プロ	1-2 1-4	・民法、民事訴訟法の起草支援。および、施行法、付属法令（人事訴訟法、民事過料手続法案、民事非訴訟事件手続法案、執行官法案）の起草支援。 ・法案審議過程を通じてのワーキンググループの能力強化。
17	カンボジア	法制度整備プロジェクト（フェーズ3）	2008.4~2012.3	技プロ	1-2 1-4 2-1	・民法の付属法令の起草支援（カンボジア側が起草のイニシアチブを担えるようにする）。 ・司法省の体制作り、プロジェクトオフィスの機能を移管する。 ・民法、民事訴訟法の普及支援
18	カンボジア	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1）	2005.11~2008.3	技プロ	4-2	裁判官・検察官養成のために必要な民法・民事訴訟法に関する教育の体制構築。カリキュラムの改定、教材・シラバスの整備、教官候補生の育成。
19	カンボジア	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）	2008.4~2012.3	技プロ	4-2	養成学校運営のノウハウ蓄積。教材作成・改定のノウハウ蓄積。民法、民事訴訟に関する実務教育。
20	カンボジア	弁護士会司法支援プロジェクト	2001.6~2002.6	小規模パートナー事業	2-3	組織的な弁護士養成制度、法律扶助制度の提言をまとめた。
21	カンボジア	弁護士会司法支援プロジェクト	2002.9~2005.8	開発パートナー事業	2-2 3-3	弁護士養成校の設立および運営。弁護士の継続教育。ジェンダーに関わる弁護士の育成。リーガルエイドの制度設計および実施。
22	カンボジア	弁護士会司法支援プロジェクト	2007.6~2010.6	技プロ	2-3	弁護士養成校のマネジメント向上。弁護士の継続教育、弁護士会の能力向上。
23	ラオス	法整備支援プロジェクト	2003.5~2008.3	技プロ	2-1 2-3	・司法省向けに民法教科書・法律用語集の作成、民法教科書セミナーの開催、普及活動の実施。企業法注釈書（商法教科書）の作成。企業法注釈書セミナーの開催、普及活動の実施。法律データベースCDの作成、普及セミナーの実施。 ・裁判所向けに法令集の作成・配布、判決起案マニュアルの作成・地方配布、普及セミナー、マニュアル活用モニタリングの実施。 ・検察官マニュアルの作成、地方配布、普及セミナー、活用モニタリングの実施

No.	国名	案件名	期間または 借款契約日	形態	中間 目標	内容
24	ウズベキスタン	倒産法注釈書プロジェクト	2005.8~2007.9	技プロ	2-1 2-3	ウズベキスタン最高経済裁判所が発刊を計画していた倒産法注釈書の作成を支援した。注釈書を全国の経済裁判所に設置するとともに管財人などの実務担当者に配布。地方セミナーを実施した。
25	ウズベキスタン	企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト	2005.11~2008.12	技プロ	1-2 2-1	・行政手続法、関連法案の起草・運用支援、抵当法の起草・運用支援。 ・法令データベースの構築
26	中国	経済法・企業法整備プロジェクト	2004.11~2009.11	技プロ	1-2 2-2	改正公司法(会社法)、独占禁止法、市場流通関連法の起草支援。司法解釈、施行規則、関連法規などの起草支援。主に日本の知見を伝える形で実施した。
27	中国	民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト	2007.11~2010.10	技プロ	1-2 3-2	中国民事訴訟法及び仲裁法の改正に資する日中の法令規則および裁判実務の比較検討
28	モンゴル	法整備支援計画		個別専門家派遣	1-2 2-3 3-1	民事判例集全3巻の作成支援を行った。約1000冊の内、約300冊が法律機関に無償配布され、約700冊は一般販売する方針とした。
29	モンゴル	弁護士会強化計画プロジェクト	2006.9~2008.11	技プロ	1-2 2-3 3-2 4-1	・弁護士法改正に向けた起草支援。 ・弁護士会の運営支援(弁護士会報及び名簿の作成)。調停センターの運営能力向上支援。 ・弁護士の能力向上のため、不動産担保法、国際人権規約に関するセミナーを開催
30	モンゴル	法令立案基礎技能育成のための指導者育成	2005.11	国別研修	1-4	与えられた課題について実際に起草訓練を行った。
31	インドネシア	和解・調停制度強化支援プロジェクト	2007.3~2009.3	技プロ	2-3 3-2 4-1	・和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援。 ・調停人養成に必要なカリキュラム・教材作成支援。 ・和解・調停制度を一般に周知するための広報ツール作成支援
32	ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モンゴル、中国	長期研修	1999~現在	長期研修	2-1 2-3	CPの裁判官や司法省職員を長期間、日本の大学院に留学させ、博士号、修士号を取得させる。
33	各国	民商事法研修	1997~2007(年1回)	集団型研修	2-3	投資を呼び込むためのコーポレートガバナンス、コーポレートガバナンスの国際標準などについて
34	各国	国際知的財産権	1996~2009(年1回)	集団型研修	2-2	著作権の登録制度、著作権の国際条約などについて
35	各国	汚職防止刑事司法支援	1998~2009(年1回)	集団型研修		刑事司法における汚職対策
36	各国	犯罪防止(矯正保護)	1996~2009(年1回)	集団型研修	2-3	DV、児童虐待、性犯罪等の防止と犯罪者の扱いについて
37	各国	犯罪防止(刑事司法)	1996~2009(年1回)	集団型研修	2-3	犯罪被害者、権力濫用、経済犯罪等の防止と、刑事司法の運営について
38	各国	犯罪防止(上級)セミナー	1996~2009(年1回)	集団型研修		テロリズム、都市型犯罪、若年犯罪、少年非行等の防止と、刑事司法の運営について
39	各国	投資環境法整備	1996~2009(年1回)	集団型研修		日本の法制度、投資促進制度の紹介
40	各国	独占禁止法と競争政策	1996~2003(年1回)	集団型研修		日本の独禁法制度の紹介
41	各国	競争法・政策研修	2004~2009(年1回)2006年を除く	集団型研修		日本の独禁法制度の紹介
42	各国	APEC知的財産権	2002~2009年(年1回)	集団型研修		
43	各国	経済取引関係法整備支援(ベトナム、ミャンマー、モンゴル)	1996年	集団型研修		
44	各国	中央アジア司法制度セミナー	2004~2006(年1回)	地域別研修		日本の民事訴訟法について、日中の民事訴訟法の比較など
45	各国	中央アジア地域刑事司法研修	2009年	地域別研修		
46	各国	アフリカ司法・法務制度セミナー	2006年	地域別研修		
47	各国	アフリカ地域知的財産権	2006~2008(年1回)	地域別研修		
48	各国	中央アジア比較法制研究セミナー	2008年	地域別研修		

以下、基本法分野におけるものを中心に JICA の法整備支援の具体的事例を紹介する。

ベトナムに対する JICA の協力概要

ベトナムにおいては、1986年のドイモイ政策採用以降、市場経済化への移行が進められており、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の構築が急務であった。1990年代に入り、ベトナムは、各国政府及び国際機関の協力などを得ながら法整備を進めていたが、市場経済化に対応した法制度及び法律に精通した人材育成を早急に整備する必要があった。

このような背景を踏まえ、日本は、1996年よりベトナムにおける法整備支援プロジェクト(1996年1月～1999年11月)を開始した。支援の中心は法令起草であり、これに必要な社会調査あるいは日本を含めた外国法令の調査・情報提供に多くの時間と労力が割かれた。初期段階においては単に日本の制度紹介などを行っていたに止まるが、次第にベトナム側の起草する法案への具体的コメント作業等も行うようになった。制度紹介などの形で起草の参考となるような情報提供を行った法令は多岐にわたっており、フェーズ1は、起草支援中心であるが、いわば間口が広く、カウンターパートのその時々の情報提供の要請に応じて臨機応変な対処を行っていたところに特徴がある。

1999年から始まったフェーズ2(1999年12月～2003年3月)においても法令起草が活動の多くの部分を占めたが、これに法体系の整理という、これまでになかった活動が加わった上、法運用のための人材育成も意識されるようになった。改正民法及び民事訴訟法への起草支援が本格的に始まり、最高人民検察院と最高人民裁判所が加わることによって、プロジェクトの規模も拡大した。また、通常の起草支援活動に比べ、派遣されていた長期専門家が、司法省がUNDPの支援を受けて実施したベトナム初の法制度に関する総合調査である「リーガル・ニーズ・アセスメント」に参加し、ベトナム法制度の問題点の洗い出しと解決に向けた提言に寄与した。

フェーズ2終了に至るも、改正民法の起草が未だ作業半ばであったこと、民事訴訟法の起草も未だ終了していなかったこと、市場経済化に即した民事法制度の整備という観点からは、民法に隣接する関連法の整備も必要とされたことに加え、法令の整備が進むにつれ、これを運用する人材の育成がこれまで以上に急務となっていることが強く意識されたことなどもあって、第3フェーズ(2003年12月～2007年3月)はこれまで以上に人材育成に重点が置かれた。第2フェーズまでは、ベトナム側が各種の法案起草作業で必要とする情報を、その都度求めに応じて提供するという形の支援が多かったことから、支援が「総花的」であって目標と成果が明確ではない、という国内からの批判を受け、市場経済化に即した民法及び関連法令の起草支援(サブプロジェクトA)と法令を適正に運用できる人材の育成(サブプロジェクトB)を2本の柱とし、それぞれについて目標・活動内容・挙げるべき成果を明確に定め、範囲を絞り込んだ。また、ベトナム側の強い要望もあって、支援対象にベトナム国家大学ハノイ校法学部が加わり、人材育成の一環として日本語による日本法講座の開設・運営支援が新たにコンポーネントとして加わった。なお、2005年にはベトナムの政策課題がさらに明確化され(ベトナム共産党中央執行委員会政治局決議第48号及び第49号)、より明確な支援内容の設定ができるようになった。

現在実施している法・司法制度改革支援プロジェクト(2007年4月～2011年3月)では、中央レベルのみを対象とした支援では地方レベルに改善の結果が浸透しないというフェーズ3までの教訓を活かし、中央レベルのみならず地方レベルの課題の解決への取組みも行っている。パイロット地区を設置し、同地区における裁判実務から得られた教訓と考え方を、中央機関にフィードバックし、ルール・組織の整備及び法曹人材育成に反映することにより、更なる実務改善に取り組んでいる。

加えて、ベトナムにおける法整備支援は、幅広い法分野を対象に、司法制度全般の改善を目指すものであり、その対象には、民間セクターの活動の基本法というべき改正民法の起草支援や民事訴訟の実務改善などが含まれているため、日本を含む外国企業の経済活動を活性化させ、市場経済化を促進することに貢献するものである。ベトナムにおいて外国企業が法的な問題を解決する場合、ベトナムの法律及び紛争解決手段を用いることになるが、本プロジェクトにおいて裁判実務の問題点を抽出し、

対処ノウハウを全国に敷衍することは、裁判実務のみならずあらゆる制度においてみられる問題点への対処に応用できるものであり、ベトナムに投資する企業にとっては、制度面でのリスクを軽減しビジネス環境整備としての意味をもつと期待されている。

支援受入国側の主体性(オーナーシップ)の尊重

1986年のドイモイ政策採用以降の市場経済化に伴い、ベトナムではその対応のため法整備を進め、2002年のLegal Needs Assessmentを経て、2005年のベトナム共産党中央執行委員会政治局決議48号・49号において法整備・司法改革について中期戦略枠組みが示されるに至った。JICAの支援は、Legal Needs Assessmentへの協力を含め、ベトナムが進める改革の状況に応じ、日本の協力内容・形態を柔軟的に適応させてプロジェクトを発展させてきた⁴²。現行プロジェクトでも、ベトナムの法整備計画におけるプライオリティに合わせ、支援内容を構成している。

個別の事例として、例えば民法の起草支援に関し、日本の民法共同研究会のコメントがベトナム側に取り入れられないこともあったが、こうした場合にも、取り入れられなかった理由を確認した上で、日本側の意見を押し付けるのではなく、漸進的なベトナムの取組みを尊重する形で支援が進められた。

多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法

ベトナムにおける法整備支援では、1996年のフェーズ1開始時期より、法律実務家の長期専門家を派遣している。また、フェーズ2より民法改正共同研究会を設置し、フェーズ3では右委員会に加え、民事訴訟法共同研究会、法曹養成共同研究会を設置した。そして、現行プロジェクトでは民法改正共同研究会・裁判実務改善共同研究会を設置している。

現地に法律実務家である長期専門家が配置されていることで、カウンターパートが必要なときにいつでも支援対象となっている具体的な法律問題について相談することができるほか、ベトナムの社会・文化を深く理解した法律家がベトナムのニーズを的確に把握することができている。また、日本国内に設置している支援委員会が、現地の長期専門家が把握したニーズに、多角的な見地から助言・アドバイスを提供している。長期専門家・日本国内の支援体制が連携することにより、ベトナムのニーズに応えられる体制が整えられている。例えば、日本国内の支援委員会委員等の専門家が担当した活動内容を、長期専門家が現地で長期にフォローアップすること等も可能になっている。

国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定

ベトナムにおける法整備支援は、支援開始当初より、ベトナムの実情と乖離しない、ベトナムにおいて執行・運用が可能な法令の整備を目指し、ベトナム側と日本側の共同作業により法令の整備が進められた。支援の結果、2004年に成立した民事訴訟法や2005年に成立した民法を始め、市場経済化にとって重要な法令が整備された。しかし、法令が整備されても、法令の執行・運用が適切に行われなければ、法整備支援の目的を達成することはできないため、法令が適切に執行・運用される組織の機能の改善も重要な課題であった。

このような観点から、フェーズの進展に伴い、起草を支援した法令の成立後の執行・運用の支援にも着目した支援を行うようになった。現行の「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」では、法令が適切に執行・運用される組織の機能の改善を支援すべく、司法省の下部機関の職員のトレーニングの支援を行っているほか、ベトナム側と合意したパイロット地区(バクニン省)において、省級・県級裁判所と共同で実務の改善に向けた活動を行っている。パイロット地区においては、長期専門家を中心となって、ベトナム側作業部会と共に現行の裁判手続のモニタリングや現行実務の検証と問題点の洗い出し、問題点の原因分析と改善策の検討を実施し、その結果を中央機関に還元した上で、従前の支援

⁴² JICA(2006)「ベトナム法整備支援プロジェクト(フェーズ3)終了時評価調査」p22。

で作成した実務マニュアルの改訂、判例やその他法律情報の地方への伝達及び地方からの問い合わせに関する回答手法の改善などに反映させることを目指して活動が行われている⁴³。また、パイロット地区で得られた知見は、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正にも活用される。加えて、市民に近い裁判の現場に対する支援は、市民の法・司法アクセスの改善にもつながる。

このように、法令の起草を支援するだけでなく、成立した法令が適切に執行・運用されるよう組織の機能改善も支援の対象とすることにより、起草支援の対象となった法令の立法目的が真に達成されることとなる。また、組織の機能改善の支援から得られた情報をルールの整備にフィードバックすることにより、より実情に即した適切な制度の構築が可能となる。さらに、法・司法アクセスが向上することにより、起草支援の対象となった法令の整備が市民社会に裨益することになる。

ベトナムにおける JICA の法整備支援は、ルールの整備、組織の機能の改善及び法・司法アクセスの改善のそれぞれを視野に入れて実施されることにより、効果的な支援が可能となっている。

自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

ベトナム法整備支援プロジェクトにおける起草支援は、ベトナム・日本の双方に研究会を設置し、共同研究という形で進められた。そのプロセスにおいて人材育成が図られ、自立的な発展が期待されている。

例えば、ベトナム民法改正に関しては、日本の民法学に多大な業績を残している第一線の民法学者及び実務家から構成されるベトナム民法改正共同研究会がプロジェクトのフェーズ 2 及びフェーズ 3 にかけて活発な支援活動を行ったが、支援内容はベトナム民法改正共同研究会が条文を起草し提供するのではなく、ベトナム側が作成する各段階の草案に対する書面コメントの提供や、テーマを絞った現地セミナー、起草メンバーを日本に招いての集中的な討議、JICA-Net を活用した意見交換等を通じた、同研究会委員とベトナム側カウンターパート間での直接対話形式での議論であった。支援の過程において、同研究会委員は、書面やセミナーを通じてベトナム側が必要とする助言・情報を提供し、直接対話により疑問点や日本側の考える問題点を説明、徹底的に議論することにより、ベトナム側に選択肢や考え得る課題を提示しつつベトナム側の起草作業を支援した⁴⁴。このような共同作業方式による協力の過程で日本側と議論を積み重ねることにより、ベトナムの法曹関係者の法的思考力が格段に向上していることが観察されている。カウンターパート機関関係者はこのプロセスを通じて、自ら問題に対処することができるようになり、法案作成に貢献したと述べている他、市場経済化に必要な法整備、国際経済統合に必要な法概念・法理論に係る認識が向上されたと自己評価している。また、プロジェクト活動を通じて、長期・短期専門家から論理的思考や計画的行動についても見習い、業務遂行能力が向上したと自認している⁴⁵。

支援受入国の社会に根付く支援の重視

1996 年にプロジェクトとして支援が始まった当初、ベトナム法整備支援は手探りの状態であった。し

⁴³ 稲葉一生 (2008) 「法整備支援事業のいま」 [特集] アジアにおける法整備支援と日本の役割 『ジュリスト』 1358 号 p2。

⁴⁴ このような支援の結果、民法改正最終草案が 2005 年 4 月に開催される国会に提出され、同年 5 月に可決成立し、2006 年 1 月に施行された。

⁴⁵ JICA (2006) 「ベトナム法整備支援プロジェクト (フェーズ 3) 終了時評価調査」 p18~19。

⁴⁶ 日本側の専門家とベトナム司法省が共同で、ハノイ市とホーチミン市においてそれぞれ 1000 件の個別面接を行うとともに、ベトナムの都市部・農村部・山間部等へ赴き、その他の裁判所や司法部等、司法を担う人たちに現行民法の問題を聞いて回るヒヤリングミーティング、典型的な判例を各裁判所から収集し分析する判例分析、現行民法に関する文献を収集し分析する文献分析を行って、3 年かけてレポートを作成した。

しかし、支援国側で起草したものを渡すという方法ではなく、前述のとおり共同作業で協力が進められ、ベトナムにおける支援の需要、現状を正確に把握し、ベトナムの実情に合った法を共同で模索する作業が行われた。

特に、フェーズ1の時期に行われたベトナム民事法の施行状況に関する実態調査・社会調査⁴⁶は、その後の起草支援でベトナムの社会に合った支援を行うベースとなっている。このように、単に特定の法分野の起草支援を行うのではなく、現地の社会や既存の制度を踏まえた支援を重視したことにより、ベトナムの社会に根付く支援が行われた。

カンボジアに対するJICAの協力概要

カンボジアではポル・ポト政権によって司法制度が完全に破壊され、それを支える法律家のほとんどが殺害された結果、UNTAC 以来、法制度整備はすべて外国に対する丸投げの状態であった。こうした状況のもと、カンボジアの要請に基づき、JICAは民法と民事訴訟法の起草支援を行なうこととなった。支援を行なうにあたり、延べ4名の短期専門家により、カンボジアの状況の調査・要請内容の確認が行われ、1999年3月から「法制度整備プロジェクト」としてプロジェクトが開始された。1999年3月～2003年3月のフェーズ1では、起草作業のための組織の確立、カンボジア民事分野を中心とした法律関係者のトレーニングを行い、日・カンボジア共同作業による日本語・クメール語の民法・民事訴訟法のドラフトが起草された。

続く「法制度整備支援(フェーズ2)」(2004年3月～2008年3月)では、民法及び民事訴訟法の立法化促進支援が行なわれたほか、関連する施行法、附属法令が起草された。また、日本の作業部会作成による逐条解説や教科書等を活用し、カンボジア側ワーキング・グループの能力向上が図られた。また、起草した民法・民事訴訟法を社会に定着させるためには法曹人材の育成が必要という考えから、2003年に開校した裁判官・検察官養成校をカウンターパートとして、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」(2005年11月～2008年3月)が開始され、民事分野のカリキュラム策定、教材作成、教官・教官候補生の養成が行われた。加えて、実務への定着という観点では、法曹三者の一翼を担う弁護士も必要であるため、2001年から日本弁護士連合会の協力を得て、カンボジア弁護士会に対しても支援を行っている。

2008年4月からは新たなフェーズが展開されている「法制度整備支援(フェーズ3)」(2008年4月～2012年3月)では、フェーズ2に引き続き、民法・民事訴訟法関連法令の起草・立法化支援や普及活動が行なわれているが、カンボジア側が徐々に自立できるような支援を行う方針であり、司法省の体制作りも支援している。また、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)」(2008年4月～2012年3月)では、裁判官・検察官養成校の自立発展性を高めることを目指し、引き続き教材作成や教官候補生の養成を支援している。

支援受入国側の主体性(オーナーシップ)の尊重

カンボジアにおける起草支援の実施方法は、ポル・ポト政権による司法制度の破壊と法曹人材の圧倒的な不足というカンボジアの歴史的経緯を踏まえ、ベトナムの場合とは異なり、日本側が条文要綱案を作成し、カンボジア側との共同作業を通じて議論を重ねながら起草を行うアプローチがとられた。

ただし、ベトナムと同様、一方的な押し付けにならないよう細心の注意が払われた。まず、協力の開始に当たっては、例えば民事訴訟法起草に関しては、「起草する法典の内容については、一方で、現

在のカンボジア王国の訴訟実務をそのまま是認し、それに法的根拠を与えるだけでなく、将来の国際的評価に耐え得る、民主的法治国家の訴訟原則に基づく民事訴訟法典の起草を目指す。しかし、同時に、他方では、カンボジア王国の社会的・経済的諸関係、伝統的法制度・法意識との調和を図ることも配慮する」ことが、カンボジア側との協議の上合意された⁴⁷。そして、日本側とカンボジア側とで双方向的な議論を尽くし、クメール語による草案を完成させることが目標とされた^{48,49}。また、支援のプロセスにおいても、カンボジア側作業部会は、日本側起草支援委員会が作成した条文要綱案の一条一条について審議を行い、疑問点は日本側起草支援委員会との直接的な対話によって解決する方法がとられた。その結果、民法及び民事訴訟法両草案は、日本法に類似しながらも、カンボジア独自の物権が規定されたり、口頭弁論期日の前に弁論準備手続期日の指定が必要とされるなど、カンボジアの実情やこれまでの裁判実務を十分に踏まえたものとなった。両草案がカンボジア政府から高く評価された⁵⁰ことから、カンボジア側のオーナーシップに配慮して支援が行われたことがわかる。

多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法

カンボジアにおいても、ベトナム同様、プロジェクト開始当時から長期専門家を現地に派遣し、国内に支援委員会を設置して支援を行っている。起草支援に関しては、学識経験者及び実務家から構成される民法作業部会・民事訴訟法作業部会を設置し、上述のとおり長期専門家及び両作業部会委員が、カンボジア側関係者との直接の対話等を通じて、起草支援の開始から現在に至るまで 10 年間にわたって継続的に支援を行っている。裁判官・検察官養成校への支援に対しては、日本の法曹養成に携わっている実務家を中心に構成される法曹養成研究会(2008 年度から名称変更し、法曹養成アドバイザーグループ)を設置し、日本の経験に基づいた助言を提供している。

また、本邦研修も積極的に活用しており、法制度整備プロジェクトフェーズ 1 では、3 年間のプロジェクト期間において、日本国内における国別特設研修は計 5 回実施され、延べ 48 名の司法関係者が招聘された。この研修は、起草のワークショップを兼ねており、日本の国内支援委員会のメンバーに直接質問ができ、その回答も直ちに得ることができることから、高く評価されている。

国の発展段階・政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定

JICA の支援は、前述のとおり、民法及び民事訴訟法の起草支援から開始された。「法制度整備プロジェクト」フェーズ 1 では、日本・カンボジア共同作業により民法・民事訴訟法のドラフトが起草され、同フェーズ 2 では、両法の立法化促進支援が行われたほか、関連する施行法、附属法令が起草された。同フェーズ 3 においては、カンボジアが徐々に自立できるよう、民法の関連法令の起草作業を徐々にカンボジア側のイニシアティブにより進めていくこととしたほか、民事に関する司法省の機能の強化も支援対象としている。

これと並行して、民法・民事訴訟法が適切に運用され、社会に定着するためには法曹人材の育成が必要という考えから、2003 年に開校した裁判官・検察官養成校をカウンターパートに、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」が開始された。また、実務への定着及び市民社会への裨益という観

⁴⁷ 竹下守夫(2003)「カンボディア王国民事訴訟法典起草支援の意義と草案の基本的諸原則」『ICD NEWS』第 7 号(2003.1) p33。

⁴⁸ 三澤あずみ(2004)「法整備支援の課題と今後の発展～カンボジア」『ICD NEWS』第 16 号(2004.7) p8～9。

⁴⁹ カンボジアにおいて、支援開始前にカンボジア政府と支援内容を協議していた段階では、カンボジアの長老法律家の中には、起草作業に時間がかかり過ぎるのでカンボジア専門家と共同討議をしないで(討議してもカンボジア法律家には理解できない)日本側だけでできるだけ速やかに草案を作成してほしいという意見もあった。(森嶋昭夫(2003)「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」『ICD NEWS』第 11 号(2003.9) p7)。

⁵⁰ 同上。

点では、法曹三者の一翼を担う弁護士の養成も必要であるため、2001年から日本弁護士連合会の協力を得て、カンボジア弁護士会に対する支援が開始された。

このようにカンボジアにおける法整備支援では、起草支援だけでなく、カンボジアの法曹人材の少なさや裁判官・検察官養成校の開校という状況の変化に応じ、組織の機能の強化を目指した人材育成（司法省職員・裁判官・検察官・弁護士）及び市民の法・司法アクセスの改善を目指した人材育成（弁護士養成支援）へと支援の内容が拡大されている。

自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

民法の起草支援でも民事訴訟法の起草支援同様、日本国内において民法学者らにより構成された民法作業部会が条文要綱案を議論した後、カンボジア作業部会において一条ずつ議論が行われた。また、個別の条文草案の起草に当たっては、カンボジア側の執筆担当者を日本に招聘して、民法作業部会のメンバーとともに集中的に草案の執筆に取り組んだ。このプロセスは、カンボジア側にとって制度の意義や規定の技術的構成を学ぶ機会を与える重要な意義を有するものとなった⁵¹。また、このプロセスを経ることにより、草案が最終的に国会の議決を経て立法化された後、将来改正の必要が生じた際には、カンボジア側が自らの努力により改正していくことが目指された。

ベトナム同様、人材育成の面で、このような諸活動・投入を通じて、立法準備に関わったカンボジア作業部会メンバーは法案の内容についての理解を深め、民法、民事訴訟法の法案審議過程においても、カンボジア作業部会メンバーが、閣僚評議会法律家委員会、省庁間合会メンバー、国民議会議員などの立法関係者に対して法案内容を説明し、質問に適切に対応することにより、立法関係者の法案への理解を増進させ、両法の立法化に向けて協力的な環境を醸成することに成功した。その結果として、民事訴訟法は2006年7月に施行され（適用は2007年7月）、民法案も2007年12月に国会において可決された（適用期日は未定）。また、同メンバーの中には、技術的に高度な解釈もできるようになり、王立裁判官検察官養成校、弁護士養成校、大学などで新しい民法・民事訴訟法を講義する者も輩出された⁵²。

支援受入国の社会に根付く支援の重視

上記のとおり、民法・民事訴訟法の起草支援は、カンボジアの実情やこれまでの裁判実務に十分配慮しながら実施しており、カンボジアの社会に根付くことを重視した支援を行っている。

加えて、法体系の異なる英語を介することで翻訳上の齟齬が生じないよう、起草作業は日本語で草案を作成した後、クメール語に翻訳しながら進められた。この過程において極めて重要であったのが、法律用語の統一的解釈である。日本側が日本法の下で想定している概念がクメール語のある言葉で意味に漏れや誤りがなく表されているかを見極めなければ、適切な翻訳は困難であり、そもそもカンボジアの法律家たちに日本側の作った法案の意味内容が正確に伝達されていないことにもなる。そこで、カンボジアでは、条文案に出てくる重要な法律用語確定するための「用語確定会議」が毎週、時には休日返上で開催された。カンボジア側は用語確定会議を、クメール語の適性用語を確定することのみならず、起草内容を深く理解するうえで役に立っているとして、高く評価していた⁵³。また、現地作業部会のメンバー間では、カンボジアの民法・民事訴訟法の起草のためには、これらの作業は避けては通れないという共通の認識があり、大変な困難が伴ったにも関わらず、主体的に取り組んできた。

⁵¹ 森嶋昭夫(2003)「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」『ICD NEWS』第11号(2003.9)p7。

⁵² JICA(2007)「カンボジア王国法制度整備プロジェクト(フェーズ2)終了時評価報告書」p9。

⁵³ JICA(2002)「カンボディア王国重要政策中枢支援「法制度整備」プロジェクト(フェーズ1)終了時評価報告書」p20。

ラオス法整備支援プロジェクト

ラオスでは、1986年に「新経済メカニズム」を導入し、「法の支配」に基づく市場経済化のための法制度整備を推進していたが、非常に遅れていた。2001年当時、ラオスで制定された法律は、合計49本で、国会の法案審査能力が低いため、年に3～4本しか制定されていなかった。ラオスでは1975年に現社会主義政権に成立してから1980年後半までの間、法学教育が停止されていた上、社会主義国への留学が多かったこともあり、市場経済化促進のための法律の専門家は不足していた。また、検察官および判事用の執務マニュアル類がほとんど皆無だった。法・司法に携わる人材の育成と、法律基礎文書の整備が必要とされていた。

このような背景で、ラオス法整備支援プロジェクトは、「法律教材や実務マニュアル等の法律基礎文書の整備、および法律関係者の人材育成」を協力内容として2003年5月～2006年5月、さらに延長および追加期間として2006年5月～2008年3月に実施された。ラオス側実施機関は、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院だった。

・司法省をカウンターパートとした活動

民法教科書・法律用語集の作成(2007年3000部)と民法教科書セミナーの開催、普及活動の実施。企業法注釈書(商法教科書)の作成(2007年1000部)、企業法注釈書セミナーの開催、普及活動の実施。法律データベースCD(2007年150部)の作成、普及セミナーの実施を行った。司法省からは353人が普及活動の対象として参加した。

・最高人民裁判所をカウンターパートとした活動

法令集の作成・配布(2004年全裁判所61箇所に配布)、判決起案マニュアルの作成・地方配布(2007年600部)、普及セミナー、マニュアル活用モニタリングを行った。最高人民裁判所からは、述べ580人が普及活動の対象として活動に参加した。

・最高人民検察院をカウンターパートとした活動

検察官マニュアルの作成、地方配布(2005年人事組織編、2006年～2007年1250部)をし、さらに普及セミナー、活用モニタリングを行った。最高人民検察院からは述べ515人が普及活動の対象として参加した。

日本側は、法務省法務総合研究所国際協力部、名古屋大学、法学研究者の協力を得て、各コンポーネントに対する協力体制を構築した。

後半の普及活動においては、日本側は資金提供と監理のみの参加として、実際の計画立案と講師はC/P自身が勤めた。この活動を通じてC/Pの知識は格段に深まり、さらに、中央政府が地方の実情を理解する良い機会を提供した。

ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト

ウズベキスタン共和国は、旧ソ連邦の崩壊に伴い、1991年に独立を果たし、市場経済体制への移行を図りつつあったが、約70年間にわたり計画経済体制の下にあったため、円滑で安全な経済取引を促進する法制度を整備する必要に迫られていた。1994年に制定された倒産法は、2003年に大幅に改正された。この倒産法は、倒産事件を含む経済分野の紛争事件は、経済裁判所が裁判権を専有すること、一般消費者の倒産を認めないこと、再建型手続と清算型手続を同一の法律の中に内包した形であることなど、日本の法体制とは異なっていた。2003年改正債権法は、監視手続の導入や管財人制度の整備など、形は整ったが、実務家の参考となる文献が存在しないことなどから、実務に定着せず、適切

な倒産手続きが選択されない、債権者・債務者の利益が十分守られないという問題があった。

・倒産法注釈書の作成支援

このような背景から、ウズベキスタン最高経済裁判所が発刊を計画していた倒産法注釈書(コメントール)の作成を支援することとなった。2004年～2007年1月を作成フェーズとし、担当者を日本に招聘しての直接討議を8回、ウズベキスタン現地での討議を4回実施した。

・注釈書普及活動の支援

2007年10月までを普及フェーズとし、2007年3月に注釈書ロシア語版を3000部、10月にウズベク語版を4000部、日本語版400部を発行した。普及セミナーをタシュケント、地方都市4箇所、テルメズで開催した。

この注釈書作成支援の特徴は、単なる資金援助に終わらず、内容について綿密に検討を行って作成したことにある。また、中央アジア諸国に対する投資が今後拡大することが予想されるので、プロジェクトを通じて法律に関する情報が蓄積されたことにも意義があった。なお、成果物である倒産法注釈書についてのウズベキスタン国内での評価は極めて高く、同国の企業法関係者の間によく普及し実務で多用されている。

モンゴル法整備支援計画

モンゴルでは、1992年に社会主義から脱却して、新憲法を制定した後、500本以上の法令を急速に制定したが、ほとんどが先進国ドナーの支援によって外国から盲目的に移植したのみで、各法令間には多数の矛盾が存在していた。これらの法律を適切に運用できる人材もほとんどいなかった。裁判は実質的に非公開で、弁護士が裁判に遅刻する、公判中に携帯電話で会話をし、裁判官が中座する、など緊迫感のない裁判が行われていた上、一般国民だけでなく、事件の当事者や法律家からも、判決が見えない状況であった。また、不動産登記制度があるにも関わらず、所有者の同意なしに閲覧も謄写もできない状態だった。

このような背景のもとで、民事判例集の作成支援と判例活用法テキストの作成支援を実施した。

・民事判例集および判例活用法テキスト作成

2005年～2006年、最高裁判所と国立法律センターをカウンターパートとして、民事判例集全3巻(各1000冊)の作成支援を行った。約1000冊の内、約300冊が法律機関に無償配布され、約700冊は一般販売する方針とした。当初、ばらばらに支援していた各ドナーも、世界銀行の支援で行政事件判例集が出版され、USAIDの支援で刑事判例集が出版されるなど協調が始まった。最高裁判所が判決の提供を渋るなどの抵抗を説得する形で行われた。

さらに国立法律大学をカウンターパートとして、判例活用法テキスト作成を実施した。

モンゴル弁護士会強化計画プロジェクト

モンゴルでは、弁護士と一般市民をつなぐ制度が整備されていないことから、中小企業や一般個人が係争時に弁護士を活用する権利が与えられず、不当判決をうける場合もあり、公正な民間セクターの活動や基本的権利を阻害する原因にもなっていた。このような背景から、2006年～2008年、弁護士会の強化を目指すプロジェクトを実施した。

・弁護士改正に向けた支援

弁護士法改正に向けた問題点、比較対象としての外国法などの情報収集・調査及び利害関係者からの意見聴取が行なわれた。法務内務省の最終草案は、現行法及び草案と比較すると、弁護士会の独立性が高まっている。

・弁護士会の運営支援

弁護士会会報及び名簿の作成、配布を支援。弁護士会報は毎月定期的に発行されるようになり、弁護士会活動の紹介記録や弁護士が必要とする情報が掲載されている。弁護士名簿は作成された後、一度更新された。

・調停センターの運営能力向上

調停人の能力向上にむけた技術支援及び調停制度・調停センターの一般的な認知度を上げるための広報の支援。法律相談については毎月 30～40 件の安定的な利用があり、調停は月平均 3～4 件の利用がある。法曹関係者対象の研修や現地セミナーの実施、TVを利用した広報などにより、調停センターの認知度があがっている。

・弁護士の能力向上

モンゴルの国内の法曹教育で触れる機会の少ないテーマ(法曹倫理、判例の活用法)やモンゴルにおいて近年重要となったテーマ(不動産担保法、国際人権規約)に関するセミナーを開催、述べ 379 名が参加した。

モンゴル調停制度強化プロジェクト

「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」における支援により設立された調停センターの利用を促進するとともに、調停制度が「モ」国内の法・司法制度に位置づけられ、制度として定着するための道筋が明らかになることを目的として、2010 年 5 月から 2012 年 11 月までの協力期間で実施している。

本プロジェクトでは、最高裁判所を「モ」側実施機関とし、モンゴル弁護士会等にも協力を得つつ、調停制度を「モ」国の法・司法制度に取り入れるためのグランドデザインを策定する。制度検討にあたっては、最高裁判事、パイロット地域の裁判官、弁護士等からなるワーキンググループが「モ」国の実情を踏まえて業務フローを検討し、調停人を養成するとともに、パイロット地域において調停制度を試験的に導入することを通じて、「モ」国に適した調停制度と、その導入のために必要な措置、業務を明確化する。

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

インドネシアは、1998 年にスハルト政権による開発独裁が終了した後、4 次にわたる憲法改正を行い、民主的で公正な社会の実現を目指している。投資環境の整備および司法制度に対する信頼度強化の観点から、法・司法制度改革は最重要課題の一つとなっていた。JICAは法務省法務総合研究所国際協力部と協力し、2002 年度から 2006 年度まで年 1 回、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーと題する本邦研修を実施した。合計 5 回のセミナー開催を通じて、日本およびインドネシアの司法関係者は、インドネシアの和解・調停制度改善に向け具体的な行動をとることを内容とする提言がされた。この提言を踏まえ、2007 年から 2 年間、インドネシア最高裁判所を対象として、和解・調停制度の改善プロジェクトが実施された。

プロジェクトは、①最高裁判所規則の改正、②調停人養成に必要な仕組みの改善、③裁判所による和解・調停制度が一般に広報される、の3つのコンポーネントから実施された。

・コンポーネント①<最高裁判所規則の改正>

ワーキング・グループと長期専門家は、毎月1～2回インドネシア最高裁判所において、ミーティングを行った。さらに、2回の現地セミナーで実務者からコメントを得て、本邦研修も1回実施した。これらの活動を経て、2008年4月、最高裁判所規則改正案が裁判官会議に提出され、第2回本邦研修での修正を経て、同年7月に試行された。

・コンポーネント②<調停人養成に必要な仕組みの改善>

最高裁判所がジャカルタ近辺に四つのパイロットコートを指定し、そこから選出された裁判官20名、書記官16名が、最高裁判所が認証・委託した調停人養成機関による講師養成研修を3回受講(裁判官88時間、書記官40時間)した。それに先立って実施された第2回本邦研修では、調停人養成研修制度もテーマとして取り上げた。また最高裁判所内に立ち上げたワーキング・グループは、講師養成研修のシラバス、カリキュラム、教材(注釈書、調停技法に関するDVD)を作成し、上記の講師養成研修で使用した。

・コンポーネント③<裁判所による和解・調停制度の広報>

インドネシア語版の改正最高裁判所規則が掲載された配布用小冊子を作成し、2008年8月に開催された全国裁判官会議に参加した約1800名の裁判官に配布した。同時に、改正最高裁判所規則の講義も実施した。同年中にさらにジャカルタとバンドンで普及セミナーが実施され、合計約290名の法曹関係者、医師などに説明が行われた。

中国における JICA の協力概要

中国は、1978年の改革開放以降、急速に市場経済化を進めており、90年代を通じて日本からの投資・貿易額も急増したが、公平で自由な社会経済活動を保証する法律は依然として不足していた。中国政府は1999年に憲法を改正し、「法治国家」を目指すことを宣言し、2001年には、WTO加盟を機に国内法制の見直しを国際的な公約となり、2010年までに、市場経済に必要な法制度を整備することを目標とした。このような背景のもので、2004年以来、法制度支援の案件が実施されている。

・経済法・企業法整備プロジェクト

2004年～2009年まで、2年間の延長期間を含めて5年間、「経済法・企業法整備プロジェクト」実施された。協力対象は、(1)公司法(会社法)、(2)独禁法、(3)市場流通関連法の三分野で、企業活動の機会増大、反競争行為の減少、消費者利益の拡大、を目指して活動を行った。それぞれ国内支援委員会、公正取引委員会、経済産業省の協力を得て実施した。中国側は、商務部が実施機関となった。公司法は2005年、独禁法は2007年に、それぞれ制定公布され、それ以降は立法支援から執行・適用支援へとシフトした。

(1) 公司法サブプロジェクト

1993年に制定された公司法では、株式会社の最低資本金が1000万元、有限会社は業種に応じて10万元～50万元と、会社設立のハードルは高かった。また、経営者による会社財産の私物化、少数株主の不利益などの問題が指摘されていた。こうした問題に対処すべく、国务院法制弁公室、全人代法制工作委员会などを対象に公司法草案や中国側からの質問を基に議論を行う形で本案件を実施した。その結果、2005年に公布された改正公司法は、最低資本金の大幅な引き下げ、コーポレートガバ

ナンスの強化、独立取締役の設置、監事会の機能強化、株主代表訴訟制度、持株買取請求制度の導入など、先進諸国と同様の制度が導入された。改正公司法の成立以後は、証券監督監理委員会、全人代財政経済委員会をターゲットとして証券法および破産法の関連法規との整合性をテーマとした協力と、最高人民法院をターゲットにした公司法関連の司法解釈の制定支援の二つの方向から主に支援を行った。

(2) 独禁法サブプロジェクト

商務部、全人代法制工作委员会などを対象に、独禁法草案や中国側の課題について議論する形で支援を行った。中国独禁法については、先進諸国と同様な条文に加え、「行政独占規制」が含まれることが特徴的で、中国で問題となっていた地方政府による保護政策や、行政関連企業による競争制限行為を念頭に起草された。2007年の独禁法制定後は、独禁法ガイドラインの制定支援、実際の執行における課題解決のため、主に商務部、発展改革委員会、国家工商総局を対象に支援を行った。

(3) 市場流通関連法サブプロジェクト

市場流通関連法分野では、商務部が所管する流通分野に関する幅広い法分野を対象として行った。計画経済体制では生産が重視され流通が軽視されたために当該分野の法律整備が立ち遅れていた。ファイナンスリース法、循環経済法、フランチャイズ管理条例、小売業者と卸売業者の公平取引管理弁法、卸売業者による販促行為管理弁法などが制定された。

・民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の急速な市場経済化、経済発展は、社会の急速な変革をもたらし、社会経済生活における様々な紛争が多発するようになっていった。しかしその一方で、紛争解決手段としての法制度は必ずしも十分に整備されていなかった。例えば、起訴したとしても、訴訟要件を充たしていないとして門前払いされることや（「起訴難」）、確定判決が上級審によって覆ること（「再審難」）、勝訴判決を得ても執行されないこと（「執行難」）といった問題が頻繁に起こっていた。1991年に制定された現行の民事訴訟法では、市場経済化に伴って激増、多様化、複雑化していた民事紛争に対応することがもはや困難になっていたといえる。

本プロジェクトは、中国側の立法計画に則り計画されたものだが、案件実施中に中国における民事分野の立法優先度に変更が生じ、立法計画のから仲裁法改正が外れた、かわりに権利侵害責任法の新規立法を急ぐこととなった。権利侵害責任法は、不法行為に関する基本的なルールを定める重要な法律であり、中国国民のみならず、中国に在住する外国人、中国で活動する外国企業にとっても大きな影響がある法律であること、民事訴訟法という手続きルールは、民事に関する実体法のルールがどのように定められるかにより大きな影響を受けるのであり、権利侵害責任法の規定は、そもそも予定されていた民事訴訟法の起草にも大きく関わること、といった事情を勘案し、立法計画の変更を単なる外部の条件の変更と捉えることなく、本プロジェクトに反映させることの方が望ましいとの判断から支援対象の変更を行なった。結果、2009年12月26日に権利侵害責任法が成立した。

プロジェクトとしては2010年に終了したが、民事訴訟法制定へ向けて、国別研修および個別専門家「民事訴訟法および民事関連法」として支援を継続している。

・国別研修 司法研修制度

制定された法律が実際に運用されるためには、運用のための制度と人材が必要となる。中国では、2002年に統一司法試験を導入し、法曹人材のクオリティの確保を目指してきた。2004年からは予備裁判官（任官してからの期間が短い裁判官）のための研修を実施してきたが、法曹実務教育が充実しておらず裁判官の実務能力の低さが問題となってきた。このようななか、最高人民法院からの要請を受け、2009年度より同院の研修機関である国家法官学院に対して、日本の司法修習制度やロースクールにおける司法人材育成制度を理解するための研修を実施している。

ネパールにおける法整備支援

ネパールでは、1990年に王政を廃止し立憲君主制と複数政党制などを規定した憲法が制定され民主化が進展したと思われていたが、1996年にマオイストの武装蜂起が始まり、2005年の王政復古を経て2006年の停戦に至るまで、10年間の内戦が続いた。

90年憲法は民主的な憲法とされていたが、実際には完全小選挙区制を導入するなど、マイノリティの意思が反映されない制度となっていた。また、市民生活のための基本法として、民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法などが渾然一体となった市民法(ムルキアイン)が施行されていたが、150年前に制定されたこの法律は、ヒンドゥ教の価値観を反映したもので、少数民族や低位カースト、女性などのマイノリティの権利が十分に保護されていなかった。

内戦の終結後、2007年に暫定憲法が公布、2008年に制憲議会が選挙によって設置された。新政権は、2010年の新憲法制定を目指していたが、新憲法の公布に続いて、市民法(ムルキアイン)を全面的に改正し、民主的な新憲法の理念を実現するための近代的な民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法を制定することを目指していた。

ムルキアインは社会主義法と同様に行動規範的であり、裁判規範的でないという特徴があったため、実際に紛争が生じたときの紛争解決規範として機能しないという問題があった。また、内戦前の司法制度では、公判にかかる時間が極端に長く、市民の法へのアクセスが限られていた。内戦中にマオイストが行っていた、通称「人民裁判」は、法的な手続きを経ず拷問や私刑を伴うものだったが、迅速に結果が出され、低コストあるいは無償だったことから、地方に暮らす多くの貧困層の支持を受けていた。

(マオイストコートについては「Creating_the_New_Constitution.pdf」←CCDのWebサイトより)

内戦終結後も、市民の権利が裁判を通じて保障されず、また訴追されない犯罪も多いことから、特に都市部において自力救済(交通封鎖・バンダと呼ばれる集団示威行動)が横行していたが、このような自力救済の横行は、新しい紛争の火種にもなりかねない。近代的な民法、刑法の制定は、ネパールの民主化に不可欠な要素として、優先的な課題となった。公判手続きの迅速化については、ネパール政府による司法改革5カ年計画(現在第2次5カ年計画)に基づいて実施されている。JICAは、民法改正支援と同時にコミュニティ調停能力強化などADRの機能強化支援も行っている。

またネパールの民法改正支援では、児童の権利に関する条約やILO規定などの国際的な条約との整合性も課題となっている。さらに、ムルキアインには規定がなかった国際私法に関する取り決めも、導入される予定であり、増大する国際取引や国際結婚などに国際標準な方法で対応することが可能になる。

ネパール民法改正支援は、国際的な標準化が進んでいる取引ルールの導入とともに、ネパール独自の文化や風土とも整合させなければ、ルールは根付いていかないという認識の下で実施されている。

この点では、日本が、かつて西欧諸国から法律を取り入れながらも、独自の文化を保ってきた、という点にネパール側は強い関心を持っている。また、その経験を有する日本であれば、ネパールの文化・風土に対する理解を踏まえて、一緒に考えてくれるだろうという期待。こうした期待を持ってもらえることが日本の強みとなる。

例えば、ネパールでは、「コミュニティが所有する財産」がある。例えば水源を確保するため。これは所有形態としては不明確であり、土地の所有形態を明確化し取引の対象とすることが経済発展の源だ、といった考えを持っている人には不評である。しかし、ネパールの社会を考えた際に、コミュニティの所有という形態を認めることが適切であれば、そこで「市場化」の原理は一步後退してもよいと日本側は考えている。

また、相続法に関しては、生産財が分散してしまわないような相続形態があり、西欧流の個人主義の観点からは若干相容れない部分もあるが、これも、「個人主義」に反するからおかしいと切り捨てるのではなく、社会・風土に配慮しつつ、いかに合理的な制度にしていくかを一緒に考えている。

このように、民主的な社会に相応しく、国際標準にも適合した近代的な法律の起草を行うと同時に、社会の歴史や文化に適合して実際に根付いていくルールを作るという二つの方向性のバランスを考えながら支援を行うのは、復興国に限らず法整備支援を行う場合に常に課題となる。

付録2. 主要ドナーの法整備支援に対する取り組み

ここでは、主要ドナーの法整備支援に対する取り組みの概観を記すとともに、各国・機関の支援の特徴をより詳しく見るために、カンボジア・ベトナムにおける具体的な支援内容を記載する。

1. オーストラリア国際開発庁 (AusAID)

AusAID では、統治能力の強化、国民ニーズへの対応、国民への説明責任の強化を包含するガバナンス分野において、法・司法強化、汚職防止にかかる支援を行っている。法・司法分野では、インドネシア、東ティモール、バヌアツ、ソロモン諸島、パプアニューギニアを対象として、貧困者への司法支援プログラムの枠組みにおいて、地方行政・司法の改善支援を行っている。例えばインドネシアでは、本支援において、法の保護にかかる啓蒙活動や裁判所へのアクセス強化を行い、同国初となる司法支援プログラムにかかる国家計画の策定に貢献するなどの成果がみられる。

1-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

“Australia Cambodia Development Cooperation Strategy 2003-2006” によれば、AusAIDの戦略目標は、貧困者の生産性と収入の向上、貧困者の脆弱性の克服、法の支配の強化、となっている。法の支配は、前者2つの目標の達成を支えるものである。法の支配は、強い議会制度の創出、透明性と平等なアクセスを可能とする裁判システム、ならびに、市民サービスの効果とアカウントビリティの向上を達成することによって、達成されると考えられる。より具体的には、カンボジア政府のGovernance Action Planに従い、(1) 選挙制度への参加の向上(選挙に関する教育、選挙登録、女性の選挙への参加促進)、(2) 刑法の執行能力の強化(裁判所、警察、刑務所)(3) 犯罪被害者及び若年犯罪者の取り扱いに関する法制度の向上(トラックレコードの充実、性犯罪・人身売買への対処)、(4) 法制度に対する市民の信頼の向上、(5) 市民サービスの収入及び支出マネジメントの強化、に取り組んでいく。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

- ・Capacity building support for the development and implementation of an effective judicial education program : 王立裁判・検察学校に対する教授法及びカリキュラム作成のためのトレーニング及び将来戦略策定の支援。
- ・Cambodia Australian Technical Assistance Facility (CATTAF): 経済成長におけるガバナンスに関する技術協力、アドバイスをを行うもの。
- ・Cambodia Criminal Justice Assistance Project (CCJAP) Phase III (2007-): 司法改革戦略を実施

するための能力開発、犯罪防止とコミュニティーの安全のための体制整備、警察の能力開発、司法省と裁判所の能力開発、刑務所の運営改善。

(2) 支援方法・アプローチの特色

これまでは、Project Coordination Committeeを設置していたが、フェーズ3より関係各省からの代表者を集めたNational Management Boardを設立して、その下にCCJAPを事務局として、Flexible Support Fundにおいて、カンボジア側のオーナーシップを高めていくことにしている。

犯罪処罰制度の改革プログラムにおいては、プロジェクトのスタッフがカンボジアの諸機関内部にオフィスを構え、カンボジアのスタッフと日常的に対話しつつ事業を行っていくアプローチをとっていた。また、プロジェクトモニタリングをカンボジア側主導で行うことにより、オーナーシップを醸成するとともに、自らの業務のモニタリング能力を開発しようとしている。また、クメール語への配慮も行っている。

CCJAPへのヒヤリングによれば、同プロジェクトは以下のようなアプローチをとっている、とのことである。

- CCJAPは、法制度改革、警察、裁判所（刑事訴訟手続き）、犯罪防止、刑務所（矯正）といったそれぞれのコンポーネントについて、基本的に長期の外国人専門家1名、カンボジア人専門家1名をはりつけている。加えて、短期の専門家をたくさん送り込んでいる。
- Global Justice Solutions社（オーストラリア）が元請となっており、国内外のネットワーク、リソースを使って、専門家をリクルートしているが、技術面に関する特段のバックアップチームは存在しない。ただし、AusAid側の監理組織として、Cambodia Criminal Justice Advisory Groupが組織されて、半年に一回モニタリングに来る。カンボジア側には、National Management Boardがあり、CCJAP全体についての進捗報告を行っている。
- 長期の専門家は短期のカンボジア専門家とペアになることによって、言語の問題、調整業務、文化や人的ネットワークなどの面でのサポートを受けている。短期の専門家については、すべてがカンボジアについて理解が深いわけではない。
- 研修については、基本的にカンボジア国内が主で、ベトナムといった第三国に送る場合もある。
- Legal and Judicial Sectorでのキャパシティビルディングは、裁判所職員などの管理運営能力の強化に重点をおいて、計画策定方法の原則を教えること（リファレンスガイド）により、彼らが自分で計画を策定できるようにしている。その結果、計画が政府に認められて予算が倍層する、といった効果がでて、職員もモチベーションが上がっている。教材はすべてクメール語で作っている。（モデルコートプロジェクト）

1-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

“Development Cooperation Strategy 2003-2007”によれば、AusAIDの対ベトナム支援戦略は、(1) 諸組織のガバナンスの強化を通じた、競争的な市場経済の創出のために必要な広範囲な経済成長、及び(2) メコンデルタ及び中央海岸地域の貧困者の生産性と市場へのアクセスの向上、の2つの柱から構成されている。

2002年の“Report of the governance sector strategic review”によれば、法整備・司法改革領域ではバイの援助をやめマルチのLNA(Legal Needs Assessment)信託基金への拠出に切り替えることによって、ドナーがより協調・協力して法律改革を推進することができ、費用対効果が達成されるとされている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

・Beyond WTO Program – Phase I (2007-2008): WTOのメンバーとしての能力強化、法的フレームワークの整備。

・Mekong Private Sector Development Facility – Phase II (2006-2008): 中小企業の市場への参入を容易にするビジネス環境の整備。企業法、投資法の制定促進。

・Vietnam-Australia Human Rights Technical Cooperation Program (2006-2007): 人権保護、司法アクセスの向上、法律に関する情報の普及、女性の権利に関する啓蒙活動。

(2) 支援方法・アプローチの特色

2000年発行の“Legal and judicial development – Working Paper”によれば同年以降の二国間援助のアプローチとして以下のような項目が提案されている(ただしこれが採用されたかどうかは不明)。

「AusAIDによる、経済活動、民間セクターの振興には、法律システムの理解が欠かせない。現行法は輸入されたものであることから、社会面に目をむけ、イデオロギー、組織構造・組織文化、社会習慣、道徳が、法律の草案、経済運営、検察、判決やその実行に与える影響について、よく調査することが必要である。…法律家は組織における意思決定プロセスや、どのような組織構造や技術が法律の運用に必要であるか、よく理解すべきである。…法律の起草にかかる市民の参加や知識は、法律を市民に受けいれられるものにするうえで重要である。」

また、同じく2000年刊行の“Supporting effective governance”では、過去の教訓からの注意点として以下が挙げられている。

- 体制の移行は、学びのプロセスであり、プログラムそのものも学びの上に成り立つべきものである。
- やるべきことは、往々にして小規模でかつ突然現れるものであることから、プロジェクトは

柔軟であるべきである。

- 漸進的なアプローチをとることにより、リスクを処理し、効果的な学習ができる。
- 現地調査を行うことにより、多くのことを学び、プログラムの目標達成に貢献することができる。そのために、ベトナムの組織と契約して現状分析を行わせ、セミナーや円卓会議を開いて、新しいイシューを発掘し、よりよいパートナー、関係者のネットワークを築くことができる。
- ベトナム人の専門家をできる限り活用することにより、現地のリソースを育成するとともに、プログラムで提案されている活動の実施可能性をよく吟味することができる。

2. カナダ国際開発庁 (CIDA)

CIDA では、人権尊重、民主化、グッドガバナンスの強化⁵⁴を、外交政策および包括的な外交方針の枠組みに沿って位置づけており、「社会的繁栄の持続」「国際的枠組みにおける安全保障」「民主社会および法による支配の維持」を 3 本柱としている。そして、市民の政策への参加、責任ある政府の維持、適正で公正で責任ある権力の行使の実現、基本的人権の保障と促進、人間の安全保障の強化、人権・民生・適正な統治に配慮した政権運営の実現を目的とした各種活動、支援、協力を行っている。

2-1 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

CIDA の 戦 略 枠 組 ”CIDA's Country Development Programming Framework for Vietnam 2004-2009”では、以下の3つが戦略目標として掲げられている。

- より透明性がありアカウンタビリティの高いガバナンスの確保による、より平等な経済成長
- 農業・農村開発への支援を通じた生活の向上
- 農村部の貧困者及び不利な状況にある少年少女の、質の高い基礎教育へのアクセス

ガバナンスの確保のためには、金融機関や司法機関の能力を高めることが必要であるが、CIDA は、金融セクター改革を含むガバナンス及び法制度改革、ジェンダーの平等、持続的環境の確保のため、一定の役割を果たしてきた、とされている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

・Policy Implementation Assistance – Phase II (1999-2008): 首相府及び国会の法律・社会委員会に対する経済・公共セクター改革に関するアドバイス。

・Legal Reform Assistance (2001-2008): 法制度における効率、平等、一貫性、透明性を確保する

⁵⁴ 「基本的人権の尊重は、安定的に民主的に繁栄した社会の根本的な要素である。」

ための支援。

・Multi-Donor Governance Project (2002-2007): 公共セクター改革、予算管理及び立法のための能力開発。

・Judicial Development and Grassroots Engagement (2003-2011): 司法省のLegal Professional Training School及び最高裁判所のCourt Officer Fostering Collegeの能力強化

・Policy Implementation Assistance Project – Phase III (2007-2013): 議会や政府職員の、政策立案・立法能力の強化

(2) 支援方法・アプローチの特色

CIDAの事務所から聴取した、同機関の法整備支援にかかる特色は以下のとおり。

- CIDAのプロジェクトでは、競争入札により選定された「コンソーシアム」(法律事務所や大学などの共同企業体)がプロジェクトの実施部隊となる。現地では、Legal Advisorを兼ねるProject Directorが1名おり、コンソーシアムのネットワークにより、個別のニーズに応じて短期の専門家をリクルートしてアサインしている。
- 人材育成を主眼としたプロジェクトであり、カリキュラム開発、TOT、研修旅行などを実施し、モニタリングはベトナム側と共同で行っている。起草支援はしていない。セミナーなどのトピックはベトナム側と協議の上、ベトナム側のニーズに基づいて行っている。
- カナダから調達する短期専門家と、やはり短期で雇用するベトナムの法律家(弁護士など)を組み合わせることで、ベトナムの社会・文化や法律のシステムをカナダ人により理解してもらうようにしている

3. デンマーク国際開発機関 (DANIDA)

DANIDA では、貧困削減に資する支援として、平和構築と安全保障の構築、基本的人権を尊重した民主的社会の支援を掲げている。ソマリアにおけるガバナンス強化支援、アフガニスタンにおける公正な選挙の実施支援や軍民融合のための資金供与を含む復興支援などを実施しており、さらに地域的な観点からの包括的な支援の必要性からアフリカへの平和プログラムの実施やアフガニスタン国境を中心としたパキスタンへの支援を行っている。さらにデンマーク人道計画2010-2015において、人権の保護と尊重を横断的課題として外交政策に掲げている。かかる政策に基づき、エチオピア、ソマリア、スーダン、アフガニスタン、パキスタン、コンゴ民主共和国、ガザ、ミャンマー、ジンバブエ、スリランカの10カ国(地域)を重点国として支援を行っている。

3-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

デンマークの開発援助の5つの重点分野は以下のとおり。

- 社会経済開発
- 人権、民主化、グッドガバナンス (Human Rights, Democratisation and Good Governance :HRDGG)
- 安定、安全、テロとの戦い
- 難民、人道援助、出生地の尊重
- 環境

カンボジアにおけるHRDGGプログラムは2006－2010の期間で実施されており、第二次HRDGGは2008－2010の期間で実施されている。第二次HRDGGの重点分野は、以下のとおり。

- 正義とリーガルエイドへのアクセスの向上
- 人権の擁護と、権利をもつ人の権利のアクセス・執行の支援
- 透明性とアカウンタビリティのためのメカニズムの改善を果たすための公的機関の改革プロセスと市民社会の啓蒙活動

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

・Human Rights and Good Governance (HRGG) Programme Phase II (2008 - 2010): 司法へのアクセス改善、人権擁護、行政のガバナンス改善。

(2) 支援方法・アプローチの特色

Human Rights and Good Governance Programme のプログラム文書によれば、DANIDAは、以下のアプローチによりカンボジアへの支援を実施している。

・長期的展望

カンボジアの環境の複雑性と変化に時間がかかることにかんがみて、長期的展望に立つことが重要である。短期のアウトプットを求めると、法的システムや公的機関が抵抗したり、変化に対応できず、プロジェクトが効果をもたなくなる。長期的展望に立つことにより、プロジェクトの経験が蓄積して適応が可能となり、パートナーシップが生まれる。プログラム期間は3年であっても、その意図は、当該分野におけるより長期の目標を達成するところにある。

・二方向アプローチ: A two-pronged approach

政府と市民社会の両者をターゲットとしたアプローチをとっており、市民社会(需要サイド)を巻き込むことによって政府組織(供給サイド)における変化を起こさせ、公共セクター改革の可能性を高めることができる。市民社会を巻き込む方法としては、アドボカシーがあり、また可能であればモニタリングによるものがある。

・キャパシティ・ビルディング

法曹機関の文化面と構造面の両者を強化し、スタッフの教育・トレーニングを集中的に行って、新しいアイデア・概念を導入できるようにすることのプライオリティは高い。

・小さく、内容が把握しやすく、運営しやすいプロジェクト

失敗のリスクがある場合には、トライ&エラーを受け入れなければならない。小規模で運営しやすいプロジェクトは、管理・コントロールが容易で、成果が挙がらない場合は修正することが容易にできるため、プラスの成果を生む可能性が高まる。

・柔軟性

プログラムが柔軟であれば、状況の変化に対応し、新しい可能性をより容易に追求できる。

・現実的な目標レベル

成果の目標レベルを現実的なものにしておけば、カンボジアの状況に合致し、開発の長期的展望に合致し、短期的に到達しえない目標に向かうプレッシャーをなくすことができる。

・漸進的アプローチ: An incremental approach

漸進的なアプローチをとることによって、より高い目標に向かうための余裕が生まれ、成果が前向きなものであれば追加の資金を投入できる。一方において、長期的な成果が出ないと判断される場合には、規模の縮小やプロジェクトの中止といった措置もとらう。こうした余裕を生むためには、予算は柔軟でなければならない。

3-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

“Vietnam-Denmark Partnership: Strategy for Development Cooperation 2006-2010”によれば、デンマークのベトナムに対する開発支援の目標は、持続的開発と民主化、人権擁護、グッドガバナンスの強化による貧困の削減となっており、(1) 貧困削減戦略やセクタープログラムの実施を支える全般的改革への支援、(2) 貧困者を支える農業・漁業、民間セクターの生産性の向上のための支援、(3) 人的資源の開発、(4) 民主化、市民参加、人権・環境・ジェンダーの尊重、(5) HIV/AIDSとの戦い、が具体的目標として挙げられている。

デンマークはベトナムにおける司法セクター強化の主要パートナーであり、司法アクセスを向上することで貧困削減・人権擁護・グッドガバナンス・ジェンダー平等を促進させようという狙いを持っている。より具体的には、法や政策の質の向上、国家機関(ONA、SPC、SPP)や法律家の専門能力強化を通じて、法制定過程への市民参加および裁判所・議会・弁護士といった司法アクセスを拡大しようとしている。また、民間ビジネス活性化の分野でも法整備支援に携わっている。例えば商業的係争の解決にあたって定型化され透明性のある方法がとられるための制度作りを、国家レベ

ルで支援している。具体的には、経済裁判所(the Economic court)と任意仲裁制度(the voluntary arbitration system)の能力強化、および商事弁護士(business lawyers)の育成などを実施している。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

・Support to Legal and Judicial Reforms in Vietnam (Phase II) (2001 – 2005): 研修旅行、IT導入、英語訓練、法曹研修に関する調査研究。

・Support to Legal and Judicial Reforms in Vietnam (SLJR) – Phase III (2005–2009): 法制定への市民参加を通じた司法アクセスの強化。法廷と検察の改善、民事刑事ともに専門弁護士の充実。

・Component 1: ONA: 立法過程への市民参加の促進、国会の立法手続の強化、議会委員会の業務手順の改善、議員のIT活用の促進、議員・職員の専門能力の向上。

・Component 2: SPC: 裁判所の実績の統計データの整備、判事・補佐官・職員の能力強化、判決の開示、行政裁判所の能力強化、審理への女性の参加。

・Component 3: SPP: 検察庁中核幹部の育成、IT活用の推進、犯罪調査・犯罪統計整備の能力強化、司法手続過程の拘束者についての厳格な監視と記録の実施。

・Component 4: BA: 専門性と規範意識が高い開業弁護士の育成、独立した国家弁護士会の創設、弁護士業の長期戦略の策定。

(2) 支援方法・アプローチの特色

DANIDAの支援方法は、実際の法草稿についての支援よりはむしろ、基本となる制度・組織・実務について、他先進国の知見を提供することにより強化しようとしている。専門家は短期派遣が多く、組織運営や法曹実務という側面での人材能力強化をどのように実現しているのかは不明。

“Support to Legal and Judicial Reform to Vietnam”においては、ベトナムの法曹関係者にペーパーを準備させた上で、セミナーで彼らに議論をさせており、こうしたアプローチをとることによって、彼らの中で様々な議論がおき、アイディアの「多様化」が起き、自由闊達で思わぬ成果が出ている。こうしたことを繰り返すことにより、DANIDAの目指している長期的な目標(人権保護など)が達成されるようになることを期待している。

4. フランス

フランス政府は、社会開発分野および経済開発分野への支援に加え、脆弱国・ポストコンフリクト国への支援を共通課題への挑戦とし、ガバナンスの強化を位置づけている。そしてガバナンス強化の一環として、一部の国において、法整備支援、司法制度整備支援を行っている。

4-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

“France-Cambodia Partnership Document 2006-2010”によれば、フランスの対カンボジア支援には以下の3つの柱があるとされている。

- ・法の支配とグッドガバナンス: 地方分権化、司法制度へのアクセスの向上、グローバリゼーションへの対応、
- ・ミレニアム開発目標に基づく優先課題への支援: 農業と食糧安全保障、環境と生物多様性の保護、保健とAIDS対策、
- ・セクター横断的開発の支援: 高等教育と研究、文化多様性とフランス語教育、

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

フランスは、“Support for the Rule of Law and Good Governance”の分野の協力の中で、RSJP(裁判官・検察官養成校)の能力強化、警察の強化、刑法・刑事訴訟法の改正、WTO加盟にむけてのトレーニングなどを行っている。

(2) 支援方法・アプローチの特色

在カンボジアフランス大使館の担当官によれば、フランスは以下のアプローチをとっている。

- フランスの裁判所に依頼して専門家(裁判官)を派遣する直営方式をとっている。当該長期専門家(裁判官1名)はRAJP、弁護士協会、大学、司法省を対象にしたプロジェクト全体を管理していた。また、(業務調整的な)人員をもう一名投入しており、これは国際ボランティア枠で選考した人材である。
- 研修については、大学への支援のフレームワークで、修士やPhD取得のための留学制度を設けており、法整備支援に関しても同じフレームワークでの研修を受け入れてきている。
- RAJPなどへの資金援助も行っている。四半期ごとに資金を拠出して、給与や管理費用についてカンボジア側への補填を行っており、同時に技術協力を提供して、資金の管理、支出の透明性を確保している。また、国境なき弁護士NGOに資金を提供して、地方部へのLegal Aid Serviceを提供している。

5. 英国国際開発省 (DFID)

DFID では、貧困削減戦略支援の枠組みを支援ツールとしてガバナンス支援を行っている。

5-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

DFIDのカンボジアの支援については、(1) カンボジアにおける開発効果を急速に上げること(公共財政管理及びアカウンタビリティの向上のための政府の努力への支援など)、(2) あらゆる人々、特に貧困者や社会的弱者に対する、効果的で透明性のある地方政府、(3) 貧困者の生活を向上させるための、政府及び市民社会への支援、(4)保健サービス及び保健情報へのアクセスの向上、の4つが目標として挙げられている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

Project to Support Democratic Development through Decentralisation and Deconcentration (PSDD) (2007-2009)(SIDAを参照)

(2) 支援方法・アプローチの特色

DFIDは、ガバナンス分野においてもセクターワイドアプローチを採用しており、貧困削減予算サポートを支援のツールとして重視している。また、市民社会が強化されることにより、政府のアカウンタビリティが強化されるとしている。

5-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

2007-2011のCountry Assistance Plan によれば、DFIDの支援戦略は、(1) ベトナムがWTOのコミットメントを達成しつつ、グローバル経済に統合されるベトナムにおいて貧困者が経済機会を捉えるようにすること、(2) 質の高い公共サービスを貧困者や社会的弱者に提供すること、そして(3) 効果的でアカウンタブルなガバナンスを推進すること、の3つの目標から構成される。

同機関の法整備支援については、上記支援戦略において「ベトナムが2020年までに工業国となるために、同国が持続的な成長、貧困削減を達成して、中所得国になるための、経済、社会、法律、政治組織・制度を整備することを支援する」と記載されており、漸進的な報道の自由の法律、ジェンダー平等の法律を実施する政府職員の能力開発が今後の目標として含まれている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

UNDPへの資金提供がほとんどである。

(2) 支援方法・アプローチの特色

DFIDは、ガバナンス分野においてもセクターワイドアプローチを採用しており、貧困削減予算サポートを支援のツールとして重視している。また、市民社会が強化されることにより、政府のアカウンタビリティが強化されるとしている。

6. スウェーデン国際開発協力庁(SIDA)

SIDAでは、支援対象分野の5本柱の一つとして「民主化、基本的人権の尊重、ジェンダー平等推進」(Democracy, Human Rights and Gender Equality)をおいており、法・司法分野については、民主化支援や基本的人権の尊重の観点からの協力を行っている。例えば、適正で信頼性の高い選挙手続きの実現、議会支援による民主政治の実現、裁判官等の法曹実務家の養成、能力強化にかかる支援などの実績がある。

6-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

スウェーデンは、カンボジアの民主化への動きを支援することを目的に、中央・地方レベルの政府組織の改革に取り組んでいる。人権擁護のため、United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) 及び Cambodian Development Research Institute (CDRI)といった組織の強化に取り組んでおり、より具体的には、法律カウンセリング・弁護、人権侵害のモニタリング・報告、汚職対策、報道の自由の確保といった内容である。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

Project to Support Democratic Development through Decentralisation and Deconcentration (PSDD) (2007-2009): 地方政府のシステムを改善による貧困者へのサービスの充実、地方レベルでの行政サービスの向上、Decentralisation and Deconcentration基本法の制定及び実施体制の整備のための支援。

6-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

“Country Strategy for Development Cooperation 2004-2008”によれば、スウェーデンの対ベトナム支援戦略は、(1) 長期で環境的に持続する貧困削減と、(2) 民主化と人権擁護にむけた開放と開発、の2つの柱から構成されており、(i) 現地のイニシアティブによる平等で、貧困者をターゲットとした、持続的な自然資源の利用、(ii) 専門的で、透明性があり、アカウンタブルで、サービス重視の偏りのない行政、(iii) 予測可能、平等で偏りのない法の支配の発展に重きをおいた、貧困者の人権及び民主的アクセスの尊重、(iv) 貧困者にとっての保健サービスのアクセスの向上を含む、あらゆる人々が健康である権利の推進、(v) ダイナミックな民間セクターと開かれた貿易関係に基づいた、貧困者のための成長、という5つの目標がある。

同機関は1990年代年初頭より様々な法整備分野で支援をしてきた。2004年から、法整備支援全般から重点領域をシフトし、自国に強みのある分野、あるいはベトナムとの良好な二国間関係を背景に他ドナーが踏み込みにくいセンシティブな分野、すなわち、貧困層や特別なニーズを持つグループの人権分野、あるいは草の根レベルに向けた法整備支援、並びに行政改革と統合され

た支援などに注力するようになった。

さらにこの傾向を推し進めるように、2006年に刊行された「民主化と人権の現状に対する開発協力の貢献度調査」” The influence of Vietnamese – Swedish development co-operation on democracy and human rights in Vietnam”によると、同機関の法整備支援は、司法へのアクセスや基本的人権の推進に貢献しているとされている。リーガルエイドシステムは強化されており、貧困者・社会的弱者にとっての司法へのアクセスは改善している。大学レベルでの法学教育は、次第に改善されており、2020年までの司法改革を進める上で、卒業生の存在は大きな価値をもっている、という評価がされている。また同時に、人権や民主主義の文脈だけでなく、市場経済移行に関する法整備支援の比重が大きくなっていることも明言されている⁵⁵。

なお、SIDAは、法制度分野のみならず、ベトナムに対する支援全体について、GGベースの支援から撤退することになっており、今後は、ベトナム国内の、また、ベトナムとスウェーデンの、非政府組織、市民社会、研究機関などの相互の関係が構築されるための支援を行っていくことになる。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

- ・Human Rights Training Project (1997–2001): 人権擁護に関するトレーニング、啓蒙活動。
- ・Strengthening law making and law implementation (2005–2009): 司法省の立法能力、執行能力の強化
- ・Strengthening legal education (2002–): 市場経済下における法学教育の充実。
- ・Strengthening legal information (2002): 法曹関係者がアクセスできるデータベース、図書館、辞書
- ・Strengthening legal aid: National Legal Aid Agencyと15の Provincial Aid Centersの組織強化
- ・Strengthening the Capacity of ONA (1998–2000): 国会職員的能力強化

(2) 支援方法・アプローチの特色

同機関はEvaluationに関し豊富な情報が公開されているものの、支援現場をミクロの観点で見るよりもむしろ、活動と政策目標の関連や援助効果など、昨今の援助潮流における議論をリードする一国らしいマクロ観点からの議論が多い。

⁵⁵ SIDA ホームページ” What does Sida do in Vietnam?”

7. ヨーロッパ委員会 (EC)

EC では、安全保障の強化の観点からグッドガバナンスおよび民主化支援をおこなっており、持続的な開発、貧困削減、域内安全と安定に不可欠な要素と位置づけている。当該分野の支援として、市民社会の強化、子供・女性の権利にかかる法的枠組み強化、人権・平等・法の支配の擁護と民主化推進のための国際的・地域的枠組みの整備・強化、選挙監視支援による民主的選挙の実現などの協力を行っている。

7-1 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

ECのStrategy Paper 2007-2013では、社会経済開発計画(Socio-economic Development Plan)の支援と保健セクターへの支援がECのベトナムに対する戦略的目標とされており、ジェンダー、環境、HIV/AIDS、民主化、グッドガバナンス、人権が、上記2分野全体に適用されるべきCross-Cutting Issuesとして挙げられている。法整備に関する支援領域としては、司法省と国会を対象とした法制度改革支援が実施されている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

- ・The integration of Vietnam into the international economy (2002-2006): グローバル経済への統合のための市場経済化支援として、SME・民間セクター支援、司法省・議会・財務省の能力開発。
- ・Institutional Support Project (2005-2008): 立法機関(国会、県議会)、司法機関(司法省、SPC、SPP)の効率、効果を上げるための能力開発
- ・Boosting Vietnamese Expertise in “International Business Law (2008-2011): 国際商法に関する専門家の派遣、セミナーや研修機会の提供

(2) 支援方法・アプローチの特色

同機関は、立法・司法セクター支援として司法省と国会のキャパシティ・ビルディングを掲げた活動が目につくが、入その詳細な方法やアプローチは不明。2007年以降に開始されている現在のプログラムにおいては国際商法などに法領域が広がり、研修やセミナーを通じて能力強化を図っている。

“Institutional Support Project”においては、ベトナム常駐の長期専門家としては、ガバナンス分野を専門とする1名のみであり、当該専門家がベトナム側のニーズを理解してTORをつくり、元請会社であるフランスの会社が短期の専門家をリクルートして送ってくる。短期の専門家は、やはり短期的に雇用されるベトナムの弁護士などと組みになって(現地のニーズや法律システムの理解を助けることが目的)、ベトナムの関係機関に対して技術支援を行っている。

8. スイス開発協力庁 (SDC)

SDC では、持続的な貧困削減および開発の前提として、公正な司法制度および法による支配の実現を位置づけており、貧困者の権利保護、政府改革、基本的人権の保障、政策支援を行っている。そして、法の支配と基本的人権、法の支配とガバナンス、法の支配とジェンダー主流化、法の支配と民主化、法の支配と地方分権化、法の支配と貧困削減、法の支配と安全保障等の観点からの司法手続きの改革支援、慣習法と統治法の統合・起草支援、地方分権化にかかる法整備支援などのプロジェクトを実施している。

8-1 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

SDCは2002年以降、ベトナムを中心としながらもメコン地域全体への支援プログラムを実施している。プログラムの中ではガバナンス領域を戦略の一つの柱としており、ベトナムへの法整備に関わる具体的な支援としては家庭内暴力の防止、全国リーガルエイドシステムへの支援がある。

ベトナムにおいてはまた、Economic Development with special focus on Private Sector Developmentプログラムの一環として、新知財権法の制定も支援した。さらに、インドを発祥とする国際NGOであるCUTS Internationalを通じて競争政策・競争法制の策定にも関与している。なお、これら経済セクター支援については、Mekong Private Sector Development Facility (IFCが運営)を主なチャネルとなっている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

- ・Building capacity of law enforcement and justice sectors to prevent and respond to domestic violence (2008–2011): United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC) が実施機関となり、Academy for Judiciary、Police Academy、Prosecution College and Court Collegeでのカリキュラム開発、家庭内暴力防止法の実施細則の整備、National Legal Aid Agencyの能力開発。

- ・Support to the National Legal Aid System (2005–2009): National Legal Aid Agency、Provincial Legal Aid Centerの組織能力開発、法的フレームワークの整備

- ・Mainstreaming Prevention of Domestic Violence towards women in Vietnam's Population and Reproductive Health Programmers (2002–2010): 女性に対する家庭内暴力を防止し、ヘルスワーカーやその組織のサービスを充実させ、男性の態度を変えさせる。

9. 米国国際開発庁 (USAID)

USAID では、持続的な経済および社会開発のための民主的なガバナンス強化を目的として「法による支配」(Rule of Law Division)における支援を行っている。当該分野の重点課題として、「秩序と安全保障」(Order and Security)、「法整備」(Legitimacy)、「司法分権」(Check and Balances)、「公正な手続き」(Fairness)、「手続きの効率性」(Effective Application)を5本柱としている。ザンビア(司法手続き適正化支援)、コソボ(司法制度再建支援)、ロシア(司法分権化支援)、エルサルバドル(司法行政改革支援)、グアテマラ(司法手続き適正化支援)、東ティモール(民間係争解決制度支援)などで支援を実施している。

9-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

“USAID Cambodia Strategy Statement”(2005)によれば、USAIDはカンボジア支援の戦略目標として、(1) HIV/AIDS 及び他の感染症、また母子保健といった保健サービスの向上、(2) 教育の質、アクセス、アプローチの向上、(3) 機会があり、改革の機運が生じたときにおける、一連の柔軟な活動を通じた政治的、経済的ガバナンスの向上、の3つを掲げており、この第3の目標は、カンボジアの国家としての成否を決める、広範囲かつ統合化されたアプローチとされている。

第3の目標であるガバナンスの向上については、(1)反汚職のための改革の推進、(2) 法的フレームワーク(商業裁判所を含む)、司法セクターの改革、(3) 人権擁護と公正な司法アクセス、(4) 民主的な地方分権化とガバナンス、(5) 自然資源管理のガバナンス向上、(6) 民間セクター振興、が優先分野として挙げられている。

なお、上記戦略については、国務省や農業省と合同で戦略を作るべき、という話がもちあがっていることから、現在は制度として固まっておらず、更新はされていない。なお、USAID長官が国務省の重要ポストを兼任することになって、国務省との一体化が進んでおり、さらに新しい政権となったことからDevelopment、Defense、Diplomacyの3Dが今後どのようなバランスを形成していくか、まだわからない状況にある。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

Human Rights Cambodia Project (HRCP) (2003-2005)、Program on Rights and Justice (PRAJ) (2005-2007): 人権擁護NGOの能力強化、土地権利に関するアドボカシー、リーガルエイドと司法へのアクセス、法曹人材育成、裁判所事務の能力向上。

(2) 支援方法・アプローチの特色

USAIDの人権と司法プログラム(Program on Rights and Justice: PRAJ)では、人権に関するアドボカシー、法律上の代理人、弁護士専門職および判事の育成、司法機関の支援を行っている。主要なコンポーネントとしては、人権擁護団体(NGO)への資金協力が最大であり、続いて、Public Interest Legal Advocacy Project(PILAP)、法律のバックアップをするNGOの支援、法律に関するト

レーニング、司法省、Royal University for Law and Education、Council on Legal and Judicial Reform、内務省への支援などが含まれている。

上記プロジェクトにより、人権擁護NGOの組織能力は強化されたと評価されているが、彼らが西欧的な意味でアドボカシーを積極的に担っていくということは考えにくい、とされている。

9-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

1990年初頭には災害時緊急援助などに限定されていたUSAIDのベトナム支援は、1995年から法律制度改革、ガバナンス、経済成長、HIV/AIDS、環境保護、災害予防の領域に広がっていき、とりわけ二国間貿易交渉およびWTOに関わる法律制度改革・行政改革を中心に展開されてきた。手がけてきた法整備支援は民事訴訟法、投資法、証券取引法、知的所有権保護法、訴訟プロセスなど。これら支援には最高裁を含む司法システムへの支援も含まれ、また、競争促進のための法規制も支援の対象となり、複雑な経済運営に対応できる組織能力向上と制度づくりが目標とされてきた(USAIDホームページ)。

現在の法整備分野については、STAR(Support for Trade Acceleration)およびVNCI(Vietnam National Competitiveness Initiative)プロジェクトを通じて、法律・経済における包括的なガバナンスのシステム、長期的な経済開発、金融セクター開発、民間セクター開発、競争環境の基礎作りを行い、二国間貿易交渉およびWTOのコミットメントの実施を促進している。50以上の政府組織(プラス10のPPC)に対して、薄く広く、起草支援を中心とした技術協力を行ってきた(起草された法案の70%は既に制定されている)。また規制改革および貿易自由化に伴う貧困層への悪影響緩和にも取り組んでいる。これらのプログラムが法の支配を強化し、さらにビジネスを強化し、もって貿易と投資の向上がベトナムと米国の経済交流拡大につながると期待されている(USAIDホームページ)。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

・Support for Trade Acceleration (STAR I 2001-2006、STAR II 2007-2009): BTA施行およびWTO加盟に必要な法律制度改革における技術支援、専門家の助言

(2) 支援方法・アプローチの特色

USAIDによる対ベトナム法整備支援は、STARプロジェクトを通じて非常に多くの法律の整備を手がけてきた。2001年-2006年にかけて実施され、ベトナムのWTO加盟を実現させる上で欠かせない支援であったSTAR Iプロジェクトでは、2001年10月から2007年2月の期間に提供された支援活動は以下のように膨大な件数に及んだ:

- A. Support for Developing Legal Normative Documents - 93件
- B. Workshops and Seminars - 206件

C. References and Publications – 40件

D. Study Missions – 28件

STAR Iの事後報告書によれば、国際専門家は基本的に短期派遣が多かったようであるが、STAR内の現地スタッフの入れ替わりは「最小限」だったため、結果として政府カウンターパートとの関係やプロジェクト推進能力などが向上したとの回顧がある。カウンターパートらはベトナムにおいてはもっとも有能な法曹スタッフかもしれないとの評判までである(ファイナルレポート)。ただし、STARプロジェクトとの共同作業を通じて法曹関係者の能力向上がなされたという記録はなく、あくまでも能力強化プログラムとしてトレーニングや研修旅行を通じて様々な知識を得たという評価がなされている。

なお、STAR Iを通じて得られた教訓として以下が挙げられている。

- 強いリーダーシップをもったSteering Committeeの監理のもと、Demand Drivenなアプローチがとられ、技術的なカウンターパートに対して、法制度に修正を加えそれを実施する上で必要となる組織上、人材上の能力強化が行われた。
- ベトナム側には、二国間貿易交渉やWTO批准にかかる改革をしなければならない喫緊のニーズがあったことから、カウンターパートはSTAR Iに対して、貿易協定の条件のみならず、広い範囲での法制度改革に必要な、国際的なベストプラクティスに基づいた助言を求めている。また、STAR Iは、BTA/WTOの要求を満たすのみならず、市場経済を促進する上で必要となる一貫性のある法制度を構築するための、カウンターパートの努力を支援してきた。
- 広範囲にわたる 이슈についてタイムリーな技術支援を行うことを可能とするために、STAR Iは強力な現地チームを常駐させることとなった。本現地チームは外国人とベトナム人の14名のスタッフで構成されてベトナム側と日常的なコミュニケーションを展開し、内外の法律事務所、米越貿易委員会、経験豊かな外国人専門家のプールが、これをサポートしていた。

10. 世界銀行 (World Bank)

世界銀行では、「法と開発」(Law and Development)と称した分野で法・司法分野の支援を行っている。環境・自然保護法、国際法、情報コミュニケーション技術にかかる法律、貧困者への司法支援プログラム、法・司法機関強化、法整備・調和支援、民営化と法、PPP(官民連携)等の観点から、司法関連機関改革、横断的分野への法の支配の強化、司法へのアクセス支援、法曹人材育成、公正で透明な法制度整備等を行っている。

10-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

世界銀行の対カンボジアCountry Assistance Strategyにおけるガバナンス分野では、(1) 民間セクター開発、(2) カンボジアの自然資源管理の強化、(3) 公共財政管理の改善、(4) 地方分権化とグッドガバナンスのための市民とのパートナーシップの促進、が優先事項として挙げられている。2009年3月から開始されるDemand for Good Governance Projectでは、国家開発の制約要因となっているガバナンスの問題に取り組むため、需要サイドと供給サイドを、以下の活動によって結びつけようとしている。

- ・ 4つの国家機関の能力向上- Arbitration Council、Ministry of National Assembly-Senate Relations and Inspection (MONASRI)、One Window Service Office (OWSO:ライセンスや申請手続きおよびDistrict Ombudsman (DO) Office、並びにRadio National Kampuchea
- ・ 社会的アカウントビリティやガバナンス改革を推進する非政府組織・ネットワークに対するパートナーシップ・グラントの供与
- ・ 関係機関の能力強化、調整、意思改革

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

Human Rights and Good Governance Programme (2008 - 2010): 政府組織 (Arbitration Council、Ministry of National Assembly-Senate Relations & Inspection、One Window Service Office and District Ombudsman、Radio National of Kampuchea) 及び人権擁護に関する非政府組織の支援。

(2) 支援方法・アプローチの特色

これまでの世界銀行のカンボジアでの経験から、以下のアプローチによってDemand for Good Governance Projectを実施していくこととされている。

・前向きのアプローチ

ガバナンスの弱いカンボジアにおいても、改革を行おうとする人材や、改革の芽は確かにあるため、ネガティブな面に意識を集中させるよりも、こうした改革のリーダーを支援・強化することによってよい例・モデルを作っていく、他の者に波及させていく。

・長期的、漸進的アプローチ

ガバナンスの弱いカンボジアにおいては、人の行動や組織が変わるには時間がかかるため、長期的な観点から改革を進めるのが、もっとも慎重かつ現実的なアプローチといえる。例えば、コミュニケーション開発は過去15年間かけて実施されており、公共財政管理改革プログラムも長期的視点をもっている。本プログラムにおいても10～15年のスパンでの成果を挙げる、ということに対して、世銀はコミットしている。

・柔軟な計画

プロジェクトの開始時点においては、様々な困難が生じることであろうため、多くの修正が必要であり、忍耐も求められる。経験が蓄積されるとともに、変化に対応するためには計画は柔軟であるべきである。モニタリングと評価が極めて重要であり、年次レビューを重視すべきである。

・長期にわたる組織強化

改革を持続させるためには、組織強化が欠かせない。効率的な運営、顧客志向、技術的に高くモチベーションのある職員の配置、技術への必要に応じたアクセス、フォーマルないしはインフォーマルな研修、実際の行動から学ぶ機会の提供、などが重要である。

・内発的な改革者の支援

外部から改革や新しいプログラムを押し付けるのではなく、ガバナンスの改革への意識・リーダーシップをもった組織をターゲットして支援を行い、よい例を一つずつ積み上げていく。

・政府・非政府組織の両者への支援

グッドガバナンスの機能強化は、政府内外の組織によって達成されるため、両者をプロジェクトのターゲットとすべきである。

・政府・非政府組織のパートナーシップ

政府と非政府組織が敵対関係にあるのではなく、シナジー効果やパートナーシップ関係にあることが、ガバナンスを達成する鍵である。政府組織から非政府組織へ、また非政府組織から政府組織へのパートナー関係を醸成するように、プロジェクトのグラントスキームをデザインする。

・波及効果

コミットしている機関やリーダーを支援し、学習、評価、コミュニケーションをシステムティックにプロジェクトに入れ込んで、ガバナンス改善のためのネットワーク作りを行うことにより、最大の波及効果が達成できる。

10-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

同機関による最新の国別援助戦略 “Country Partnership Strategy 2007-2011”では、ベトナム政府の開発戦略SEDP (Socio-Economic Development Programme) 2006-2010に沿った支援を強調している。すなわち、(1) ビジネス環境の改善、(2) 社会的弱者の主流化、(3) 自然資源と環境管理の強化、(4) ガバナンスの改善、を世界銀行の支援の柱としている。

また、上述の4つの柱についてそれぞれ重点目標を決めている。法整備支援に関係しうる部分を抜粋すると以下のとおりである：

- ・ ビジネス環境の改善：銀行・金融セクターの改革、世界経済への統合に伴う競争力の強化、平等な競争環境、ナリッジに基づいた成長のための基礎条件の整備、農業の競争力の強化、信頼における効率的なインフラサービス

- ・ 社会的統合の強化: 開発における、ジェンダー・障害者の主流化
- ・ ガバナンスの改善: 公共財政管理、汚職対策を念頭においた情報の開示と透明性の確保、参加型アプローチによる、また、サービス提供者のアカウントビリティを強めた開発計画作り。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

- ・ Payment System And Banking System Modernization Project (1996-2003): 金融セクターにおける決済システムを中心とした、法整備を含む制度構築
- ・ Customs Modernization Project (2006-2011): 関税システムの近代化のための、法整備を含む制度構築
- ・ Poverty Reduction Support Credit I (2001- 2002): ビジネス環境整備、貿易・企業活動に関する制度改善が含まれる。
- ・ Poverty Reduction Support Credit II (2003): 企業法実施細則の整備、地方の法廷の制度改革、オフィシャル・ガゼットの出版改善、統計法
- ・ Poverty Reduction Support Credit III (2004): ビジネス組合の活動にかかる法整備、環境関連法の整備、会計法改正
- ・ Poverty Reduction Support Credit VI (2005): 関税システムの電算化に伴う法律の整備、マネーロンダリング対策にかかる法整備、新競争法、電力法、森林保護・開発法、土地法の実施体制の整備、環境保護法改正
- ・ Poverty Reduction Support Credit V (2006): 知的財産権法、証券取引法、包括的企業法、投資法、汚職対策法、調達法
- ・ Poverty Reduction Support Credit VI (2007): 知的財産法、社会保障法、HIV/AIDS関連法、ジェンダー差別是正に関する法、税法実施細則の統合化、社会的弱者へのリーガルエイドの簡素化・拡大
- ・ Poverty Reduction Support Credit VII (2008): 健康保険法、ジェンダー平等化法の実施細則、家庭内暴力防止のための法整備、チャリティー活動促進のための法整備

(2) 支援方法・アプローチの特色

同機関については、PRSC (Poverty Reduction Support Credit) を通じたベトナム法整備支援が基

本となっており、法整備支援にかかわる特定の技術協力のプログラム・プロジェクトは見当たらない。そのPRSCを通じては、ガバナンス領域を中心としながらも、WTO加盟促進や保健セクターなど広い範囲で法整備に対する政策の実施を求めている。世銀及び協調する他ドナーのアプローチが同国の法環境の発展に大きく影響しているのは間違いない。ただし、ベトナム政府の強いオーナーシップやこれまでの貧困削減戦略の進展を鑑みて、ある政策の実施については融資条件に組み込まないという妥協をした、などという記述もある。

11. アジア開発銀行 (ADB)

ADB では、個人、社会、経済の発展および貧困削減には、法の制度化(法の支配の確立)が不可欠との考えから、「法・政策改革」(Law and policy reform)としてグッド・ガバナンス、法整備支援、司法・行政環境整備、持続的経済開発支援、基本的権利および自由の保護を目的とした各種支援をおこなっている。司法アクセス改善、汚職防止、公正取引法整備、財政改革、司法改革(裁判、検察制度改善等)、労働法整備等を内容とし、バングラデシュ、インド、カンボジア、ベトナム、パキスタン、ネパールなどでプロジェクトを実施している。

11-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

“Country Strategy and Program 2005-2009”によれば、ADBは、経済成長、幅広い社会開発、よいガバナンスを、3つの戦略的な柱としており、カンボジアの経済成長と貧困削減を達成するためにはガバナンスを確保することが不可欠である、と捉えている。ADBは、①アカウンタビリティの向上とサービスの提供、②法制度及び政策の改革、③組織能力の強化、④プロジェクト実施の効率・効果の向上、を通じて、ガバナンスの確保のためにこれまで以上に積極的な役割を果たすこととし、カンボジア政府が様々な面におけるガバナンスを漸進的に改革していくのをサポートしていく。ガバナンスを確保し、汚職を撲滅して、公共サービスとアカウンタビリティを向上させるために、ADBは、政府の財政管理、地方分権、中央集中の緩和に力を注いでいくこととされている。

実際の融資及び技術協力では、財政・金融セクタープログラム(Financial Sector Program)の中で法整備支援が行われており、保険分野での法的枠組みの整備(政令の策定)、会計法、企業法、担保取引法、交渉手段及び支払い取引に関する法、商業調停法、商業契約法の制定に関する支援、銀行・金融機関にかかる法律改正支援などが実施されている。また、土地法の実施細則の制定、土地収用法の政令の制定への支援も行っている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

・First Financial Sector Program Cluster (2002-2008):銀行システムの振興、保険分野の基礎的開発、商業・金融活動に必要な法律の制定、会計・監査基準の国際化、関連機関の人材育成

・Financial Sector Program II Cluster (2008): 金融機関の決済システムの改善、商業・金融活動に必要な法律の制定、金融・会計の透明性の確保、中央銀行の電算化・人材育成

・TA for Enhancing the Resettlement Legal Framework and Institutional Capacity (2004): 政府による土地収用手続きのための政令及び実施細則の整備、土地収用実施にかかる能力開発

・TA for Implementation of Land Legislation (2001-2004): 土地所有その他の権利に関する紛争解決のメカニズムの開発、土地法の実施の責任をもつ司法、法曹、技術スタッフの能力開発、土地法に関する市民への啓蒙と権利行使のためのアクセスの向上

(2) 支援方法・アプローチの特色

財政・金融セクタープログラムにおける支援では、外国人コンサルタントが法案を作って、それについて関係者と協議したようであるが、実際に起草のプロセスを共有しているかどうかについては不明である。また、これらの法案起草は、融資のコンディショナリティとしてカンボジア側に求められることが多く、カンボジア側の政策決定の余地は事実上あまりないといってよい。特に、担保取引法に関して、日本側が起草支援した民法との抵触があったが、日本側の申し入れは反映されずに短期間で法案が成立し、追って日本側が民法適用法の起草支援をするにあたって、その調整を図らざるを得ない事態となった。

商業関連法に関して、法曹、教育関係者、省庁関係者に対するトレーニングプログラムが実施されている。土地法、土地収用法の実施細則の制定支援は、政府・法曹関係者のみならず、NGOを含む市民社会への権利の周知を目指した活動が実施されており、クメール語の教材や、ビデオや漫画といった普及のためのツールも作成されている。

11-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

“Country Strategy and Program 2007-2010”によれば、ADBの対ベトナム支援戦略は、民間セクターに牽引され貧困者に資する経済成長の促進（インフラ、ビジネス環境、金融、中等教育の充実）、社会的平等とバランスのとれた開発（貧困者・社会的弱者向けのプログラム、民族・女性の平等、保健サービスの提供）、及び環境管理（急速な成長における、自然環境と都市環境のバランス）を柱としており、これらそれぞれに対して、ガバナンスを働かせることが重要であるとされている。

法整備について言えば、立法/司法領域の改革や強化だけを目的としたものから、市場経済移行・環境管理・ジェンダー配慮といった経済社会開発の特定イシューの中に法整備活動を含むものまで、幅広い。融資と技術協力の両形態において、法整備関連プログラム/プロジェクトが継続的に実施されている。

ここ数年の傾向を見れば、LSDS (Legal System Development Strategy) 支援プロジェクトをドナー協調の下で継続している以外は、市場経済移行(金融、ビジネス分野)と貧困削減を指向するプログラム群の中で、法整備支援が目立つ。最新のレポート”Country Operations and Business Plan 2009-2011”によれば、これらに加えて、汚職対策及びマネーロンダリング対策のための法律や、商業裁判所の改善がとりあげられている。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

- ・SOE Reform and Corporate Governance Program (2000-2003): 海外直接投資の促進、SOE改革に係る関連法規制の起草や改正支援。
- ・TA For Legal System Development Up To Year 2010 And Capacity Building For Secured Transactions Registration (2002-): ”Strategy for Viet Nam’s Legal System Development up to year 2010”の支援、法律や実施細則のドラフト、担保取引に関する能力開発・トレーニング。
- ・Second Financial Sector Program (2002-2004): 金融セクター・ビジネス環境の改革プログラム。競争を促進する法的フレームワーク、担保・取引条件に関する法律の整備。
- ・Enhancing Resettlement Legal Framework and Institutional Capacity (2002 - 2006): 政府による土地収用手続きのための政令及び実施細則の整備、能力開発
- ・Capacity Building for Nonbank Financial Institutions and the Capital Market (2003-2006): 金融市場開発に関する能力開発、取引条件に関する法律の整備。
- ・Support for the Implementation of the Poverty Reduction Program I - III (PRSC3-5) (2004-2006): 貧困削減のための一般財政支援。TAは伴わないが、政策目標として、知的財産法、新土地法、環境保護法、新会計法、汚職防止法の整備が求められている。
- ・Supporting the Preparation of the Law on Gender Equality (GEL) (2006-2007): ジェンダーの平等のための法的枠組みの整備、啓蒙。
- ・Support to the Implementation of the Poverty Reduction Program V (PRSC7-9) (2008-2010): Socioeconomic Development Plan (SEDP) 2006-2010実施のための一般財政支援。政策目標として、中央銀行、SME、交通、土地、公共債務、報道等に関する法的枠組みの整備が求められている。

(2) 支援方法・アプローチの特色

日本のように長期に専門家を常駐させている様子は見られないが、短い期間ながらも「対話」「協調」を重視している記載は散見される(ただし実態に関する詳細情報は無い)。またプログラムローン(Policy Actionsを融資条件とする)が金額的にも件数的にも多いため、日本の法整備支援を

特徴づけている意味での主導権や双方向性については不明瞭である。またプログラムローンに組み合わせたTAにより能力強化を図っているケースがほとんどであるが、「研修やスタディツアーを開催した」、あるいは「草案に対して専門家がコメントを寄せた」という記述にとどまっていることが多く、やはり実態は窺い知れない。

12. 国連・国連開発計画(UN, UNDP)

国連や UNDP では、グッドガバナンスの構築および公正な市民社会の養成の観点から、法整備支援を行っており、政府のガバナンス能力向上と市民社会による監視・参加能力の向上を目指す支援が中心であり、そのために必要な法令整備、起草支援を行っている。アフガニスタンの選挙支援や、ラオスにおける司法分野マスタープラン策定支援、インドネシアにおける地方分権化促進のための人権保障に基づく法・司法改革などの協力を行っている。

12-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

カンボジアにおける国連開発支援フレームワーク(United Nations Development Assistance Framework: UNDAF) 2006-2010では、(1)グッドガバナンスと人権の推進と擁護、(2) 農業と農村地域の貧困、(3) 社会セクターにおける能力開発と人材育成、及び(4) 国家戦略開発計画の策定、の4つの優先支援分野として挙げられている。

また、UNDAFでは、「ガバナンスは、政府の国家四辺形戦略(Rectangular Strategy)の構成要素(成長、雇用、平等、効率)すべてに影響を与えるものとして、その中心におかれている。法の支配が確立することにより、市民に公共サービスを提供し、投資を誘致し、カンボジアの潜在能力や起業家精神を引き出す環境が整備されることとなる。人権の原則を擁護、適用すること、また、カンボジアがすでに批准している国際条約を実際を守る必要性を認識することが、ガバナンスを向上する上で必要とされている」と述べられ、諸国連機関が、2010年までに以下の5つの政策目標が達成されることを目指している。

- 市民社会と市民が公共政策の立案、実施、モニタリングの意思決定に、よりよく参加できるようになる。
- 公共のリソースの運営、司法上の規則・法律、権利に関する情報への市民のアクセスが向上する。
- 効果的で、独立し、中立な司法システムが整備され、平等なアクセスが向上する。
- 汚職が減少し、公共のリソース及びサービスの運営の透明性が確保される。
- 公共政策の運営の効率性、効果が向上し、基礎的なサービスを提供する、分権化されたガバナンス構造が整備される。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

Access to Justice project (2006－2008): 誰もがアクセスできる、効果的・中立・公正な司法システムの整備及び、郡・コミュニオンレベルでのインフォーマルな司法システムの確立のための支援。

Legislature Assistance Project (2007－2010): 行政に対してチェック&バランスを働かせる民主的組織の強化

(2) 支援方法・アプローチの特色

Access to Justice projectでは、コンポーネントごとにプロジェクト・グループを形成し、政府職員をマネージャーとして指名し、事務スタッフを常駐させている。これに、技術の専門家を短期・長期で派遣する形をとっている。

12-2 ベトナムへの法整備支援における方針・戦略

2005年に策定された「ベトナムにおける国連開発枠組み(UNDAF)2006-2010」では、(1)成長の質:少数民族、女性、子供を含む、社会的弱者やマージナライズされたグループの人々が経済成長の便益を受ける、(2)社会サービス、保護サービスへのアクセスと質:社会的弱者やマージナライズされたグループの人々が、緊急的なサービスを含む、質の高い社会サービス、保護サービスによりよくアクセスできるようになる、(3) ”権利ベースの発展”のための政策、法、ガバナンス:社会的弱者の人々の権利が、政策と法律によって尊重され、推進され、守られる、がその目標としておかれている。ここでは特に、弱者・若者への配慮、HIV/AIDS対策に貢献すること、民主主義と法の支配に則ったやり方で法の形成と実施が目標とされている。

それを受けてUNDPのベトナムに対する援助戦略においては、法整備支援は「民主的ガバナンス」支援を構成する中核領域として位置づけられている。そのうち「法の支配と司法アクセス」領域では、同国の法制度開発長期戦略である「Legal System Development Strategy to 2010 with vision to 2020 (LSDS)」にもとづいて法制度改革・司法改革を支援し、特に法的予防措置(legal safeguards)や貧困層のための司法メカニズムの強化を模索している。一方「議会開発(Parliamentary development)」領域では、国会と人民委員会(People's Councils)の能力強化(UNDPは1990年以来継続して両機関を支援している)を通して、本来の任務を果たし貧困層の利益を代表できる機関たることを目指している。なお、ガバナンス支援分野のもう一つの柱である「行政改革」領域でも2001-2005年期には、法規範文書(legal normative documents)の作成・施行・改善に係る能力向上を企図し、行政改革の法的枠組み整備、汚職対策の法的枠組み整備の着手などに携わった(UNDPホームページ)。

なお、国連ファミリーレベルでは2007年にOne UN推進のための「One Plan」が策定され、法整備支援分野も国連ファミリー(及びベトナム)全体で協調して目指すべき成果(腐敗対策、弱者の救済、

(特に紛争被害者の)若者や子どもへの配慮)に集中するよう調整されている⁵⁶。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

- ・Project(s) for Strengthening the Legislative, Judicial, and Procuratorial Capacities (1996– 2000): 国会、SPC、SPPIに対するトレーニング、専門家招聘、機材供与、研修旅行等
- ・Strengthening Provincial People’s Councils (PPCs) (1999–2001): 4県のPPCの能力強化
- ・Institutional and Capacity Building (Competition Law) (2001–2004): 競争法作成、施行のための専門家招聘、ワークショップ開催、研究
- ・“Your Lawyer” CD-ROM laws and information on citizens’ rights (2001): 日常生活やビジネスで直面する法関連の課題への対処法をガイドするCD-ROMの作成、配布
- ・Strengthening the capacity of ONA & PPCs (Phase II) (2003–2008): 議員の法案作成/審議能力強化、法起草/評価スキル(legal drafting and appraisal skills)向上、国会図書館の法情報サービスの強化、調査分析能力の強化
- ・Assistance for the Implementation of LSDS (2003–2007): LSDS (Legal Sector Development Strategy) の最終承認～実施/モニタリング/評価に係る政府の能力強化
- ・Access to justice in Viet Nam – Survey from a people’s perspective (2004): 住民アンケートによる司法アクセスの実態調査
- ・Revised Criminal Procedure Code Implementation (2005): 地方裁判所レベルで改正刑事手続法を正しく運用するための能力強化を目的としたワークショップ開催、研修教材作成
- ・Improving the Regulatory Environment for Business (2002–2005): 民間ビジネスの環境整備、新たな会社法と投資法の起草支援、ビジネス関連政策/規制の実施能力強化等
- ・Strengthening the Capacity of VLA (2006–2009): VLA (Vietnam Lawyers Association) の組織能力強化、法制度・司法改革へのVLAの参画支援、VLAによる法律扶助や法情報普及活動の支援
- ・Support for the Task Force on Implementation of the Enterprise Law and the Investment Law (2007–2010): 当該2法(2006年施行)の実施タスクフォースの支援、組織強化

(2) 支援方法・アプローチの特色

UNDPによる対ベトナム法整備支援は多岐にわたっている。LSDSの実施支援のために、実務担

⁵⁶ One Plan (Common Action Plan) 2006-2010, United Nations, 2007

当者の研修、起草支援、海外研修、新法施行のための組織を立ち上げ、弁護士協会の強化、データベース等のIT整備、戦略立案支援など数多くの活動を実施してきている。

専門家は短期派遣が基本になっている。人材プールを期待できないため、同機関はアメリカ弁護士会と提携して人的リソースを確保するという工夫をしているものの、長期派遣には至っていない模様であり、支援する側の知見/経験も継承されないのではないかという懸念もある。

以上のように、提供する技術内容としてはアメリカ弁護士会が今のところ唯一「特色」と言える部分であり、その他の支援方法・アプローチあるいは対象領域には一貫した特色が見出せない。

13. 国際児童基金 (UNICEF)

UNICEFでは、子どものための教育・医療分野の支援を、乳幼児への十分なケア、全ての子どもへの教育の実現、エイズ対策、子どもの保護、子どもの権利が守られる社会の実現への支援を通じて行っている。このうち、子どもの保護 (Child Protection) においては、すべての子どもたちへの出生登録の権利、過酷な児童労働にさらされない権利、安全な保護のもとに生活する権利等の子どもたちの法的権利保護を目的とした、法整備、適正な法の運用が重視されている。

13-1 カンボジアへの法整備支援における方針・戦略

国連における「子供の法的権利」アプローチ (UN Approach to Justice for Children) では、以下の9点を、基本的原則として挙げている。

- 子供の利害を最大限尊重することを確保する。
- あらゆる子供の正当で公正な扱いを保証し、あらゆる種類の差別から子供を守る。
- 子供が自由に意見を述べ、それについて聞いてもらうための権利を促進する。
- あらゆる子供を、虐待、搾取、暴力から守る。
- あらゆる子供を尊厳と同情をもって扱う。
- あらゆるプロセスにおいて、法の権利と保護を尊重する。
- 若年者の法律政策の重要な要素として、法律とのコンフリクトを予防する。
- 子供の自由を抑制するのは、可能な限り短期で、かつ、最後の手段としてのみである。
- 法の支配におけるあらゆる努力により、子供の問題を主流化させる。

カンボジアのUNICEFでは、Child Protection Programとして、以下の3つの柱を支援の目標としてあげている。

- もっとも脆弱な子供に対する社会的な保護とサービスの提供を強化する。

- 子供の法的な保護を強化する(暴力からの保護、適切な法律ツールを向上させることによる法律とコンフリクトを起こした子供の保護等)。
- 地雷や不発弾による事故からの怪我、死亡、傷害を防止する。

(1) 法整備支援分野の主要なプロジェクト

政府と合意した5か年計画と年間計画に沿って、四半期ごとにUNICEFから政府にキャッシュを払ってプログラムを進めている。当該プログラムの中に上記”Child Protection Program”があり、サブコンポーネントとして以下の活動が行われている。

- (1) 子供に関する法的枠組みとツールの開発
- (2) 刑法の関係者の能力開発
- (3) 法的に問題のあるとされた子供のリハビリと社会復帰
- (4) 法へのアクセスの改善
- (5) 子供の司法に関するデータ整備と報告システム
- (6) 子供に対する暴力、人身取引、性的虐待、搾取に関する啓蒙と法の執行
- (7) 代替ケアの法的枠組みとシステムの強化

(2) 支援方法・アプローチの特色

カンボジアのUNICEF事務所によると、上記プログラムの支援方法は以下のとおりとなっている。

プログラムの実施にあたっては、政府がUNICEFから受けた資金を支払っていくが、それに対してキャパビルを行う部分はUNICEFが直接支出している。キャパビルは、カンボジアにリソースがある場合はカンボジアのリソースを用いるが、ない場合が多いため、外国人コンサルタント(6ヶ月～12ヶ月)を頻繁に使っている。かつては、外国人コンサルタントとカンボジア国内のアシスタントを別々に雇用して一緒に働かせていたが、最近は、セットで募集することも多くなっている。

UNICEFのバックアップ体制としては、Regional Officeやニューヨークから、技術スタッフが指導に来ること、また、UNICEFのカンボジア事務所に派遣されている技術スタッフはみな4年間程度は常駐すること、優秀な弁護士であるナショナルスタッフが2名いること、短期専門家として派遣された人に必要に応じてメールなどで相談できること、などがある。

引用・参考文献

法整備支援の企画、立案、実施、評価、教訓の蓄積と反映等を行うにあたり、参考となる主な文献・資料を掲載した。

法社会学、法哲学、法制史、地域研究など、法整備支援の理論（及び実務）を検討するにあたって必要となる分野は多岐にわたるが、本リストではカバーしていない。

～日本語文献～

【JICA】

- ・ JICA (2009) プロジェクト研究報告書「『法の支配』の実現を目指して」
<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/71a3b57ba19c9c1649257721000cef40?OpenDocument>
- ・ JICA ナレッジサイト(ガバナンス)掲載情報
<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/NaviSubjTop?OpenNavigator>

【日本政府の方針】

- ・ 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」(2001)
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>
- ・ 我が国法制度整備支援に関する基本的考え方(2008)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaigai/dai13/13besshi.pdf>
- ・ 法制度整備支援に関する基本方針(2009)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/gijyutsu/houseido.html>

【雑誌記事(法整備支援が特集されたもの)】

- ・ アジ研ワールドトレンド 2007年8月号「(特集)『法と開発』研究」掲載記事(下のサイトから記事の閲覧が可能)
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/200708.html
- ・ 自由と正義 2004年9月号「(特集)日弁連の国際司法支援活動」掲載記事
http://www.nichibenren.or.jp/ja/publication/jiyutoseigi/2004_9.html
- ・ ジュリスト 1358号(2008年6月15日号)「(特集)アジアにおける法整備支援と日本の役割」掲載記事(下のサイトに目次あり)
<http://www.yuhikaku.co.jp/jurist/detail/015029>
- ・ 比較法研究 62号(2001)「(特集)法整備支援と比較法学の課題」掲載記事
- ・ 法律時報 2010年1月号「(特集)法整備支援の課題」掲載記事(下のサイトに目次あり)
<http://www.nippyo.co.jp/magazine/5209.html>

- ・ 法律のひろば 2001 年 10 月号「(特集)法整備支援の新たな動き—顔の見える国際協力」掲載記事
- ・ ICD News (2001-) 各号掲載記事(下のサイトから記事の閲覧が可能)
http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_index.html#icdnews
- ・ CALE News (2000-) 各号掲載記事(下のサイトから記事の閲覧が可能)
http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/research_and_projects/calenews.html

【文献・論文】

- ・ 鮎京正訓(2000)「『法整備支援』とは何か？それをどう考えるか」社会体制と法 1 号
- ・ 鮎京正訓編(2009)「アジア法ガイドブック」名古屋大学出版会
- ・ 上原敏夫＝竹下守夫＝大村雅彦＝三木浩一＝松下淳一＝矢吹公敏＝田中嘉寿子(2003)「座談会 法整備支援の現状と課題——カンボディア民事訴訟法起草支援に携わって」ジュリスト 1243 号
- ・ 香川孝三・金子由芳(2007)「法整備支援論—制度構築の国際協力入門」(ミネルヴァ書房)
- ・ 黒岩郁雄(2004)「開発途上国におけるガバナンスの諸課題:理論と実際」(アジア経済研究所)
- ・ 小林昌之・今泉慎也編(2003)「アジア諸国の紛争処理制度」(アジア経済研究所)
<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Keikyo/200.html>
- ・ 作本直行編(2002)「アジアの経済社会開発と法」(アジア経済研究所)
<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Keikyo/196.html>
- ・ 新美育文(2005-2010)「ODA 法整備支援の一斑『ベトナムとカンボジアでの経験』」時の法令(1727 号-1858 号)
- ・ 松尾弘(2009)「良い統治と法の支配—開発法学の挑戦」(日本評論社)
- ・ 三ヶ月章(2005)「司法評論(3)法整備協力支援」(有斐閣)
- ・ 森川俊孝＝池田龍彦＝小池治編(2004)「開発協力の法と政治—国際協力研究入門—」(国際協力出版会)
- ・ 森嶋昭夫(1996)「ベトナムにおける法整備とわが国法律家の役割」自由と正義 47 巻 7 号
- ・ 森嶋昭夫(1997)「ベトナム民事法整備の現状と今後の展望」金融法務事情 1486 号

～英語文献～

【JICA】

- ・ Public Policy Dept., Japan International Cooperation Agency (2009) 'Capacity development for legal and judicial sectors in developing countries : JICA's cooperation for

“rule of law” promotion’

<http://lvzopac.jica.go.jp/servlets/library?func=function.opacsch.mmdsp&view=view.opacsch.mmindex&shoshisbt=1&shoshino=0000252223&volno=0000000000&filename=11988995.pdf&seqno=1>

- JICA website

<http://www.jica.go.jp/english/index.html>

【References】

- Asian Development Bank (1995), *Governance: Sound Development Management*, Asian Development Bank.
- Asian Development Bank, Office of the General Counsel (2004), *Report on the Asian Development Bank’s Law and Policy Reform Activities in Support of Poverty Reduction (Draft)*, Asian Development Bank.
- Asian Development Bank (2005), *Law and Policy Reform at the ADB, Report from the ADB Symposium on Challenges in Implementing Access to Justice Reforms*, Asian Development Bank.
- Chua, A. L. (1998), “Markets, Democracy, and Ethnicity: Toward a New Paradigm for Law and Development”, *The Yale Law Journal* Vol. 108, No. 1, pp.1–107
- Davis, Kevin E. and Michael J Trebilcock (2001) “Legal Reforms and Development” *Third World Quarterly*, Vol.22, No.1, pp.21–36
- North, Douglass C. (1990) “Institutions, Institutional Change and Economic Performance” Cambridge University Press
- Matsuo, Hiroshi (2005) “The Rule of Law and Economic Development: A Cause or a Result?” Yoshiharu Matsuura (ed), *The Role of Law in Development: Past, Present and Future*, Nagoya University: Cale Books, pp. 59–70
- Matsuo, Hiroshi (2008) “Let the Rule of Law be Flexibel to Attain Good Governance” Per Berling et al. (eds.), *Rule of Law Promotion, Grobal Perspectives, Local Applications*, Iustus, pp. 41–56
- Perry, A. J. (2002) ”The Relationship between Legal Systems and Economic Development :Integrating Economic and Cultural Approaches”, *Journal of Law and Society*, Vol. 29, No. 2, pp.282–307
- Pistor, Katharina and Philip A. Wellons(1999)*The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960–1995*, Oxford University Press
- Tamanaha, Brian Z. (1995) “The Lessons of Law-and-Development Studies”, *American Journal of International Law*, Vol. 89
- Tamanaha, Brian Z. (2004)*On the Rule of Law*, Cambridge University Press

- Trubek, David M. (2005) “The ‘Rule of Law’ in Development Assistance: Past, Present and Future” in Yoshiharu Matsuura (ed.), *The Role of Law in Development: Past, Present and Future*, Nagoya University, CALE Books 2
- UNDP (1994), *Human Development Report 1994: New dimensions of human security*, Oxford University Press
- UNDP (2002), *Human Development Report 2002: Deepening democracy in a fragmented world*
- World Bank (1992), *Governance and Development*, World Bank.
- World Bank (1994), *Governance: The World Bank’s Experience*, World Bank.
- World Bank (2000) Legal and Judicial Reform Unit, Legal Department, *Initiatives in Legal and Judicial Reform*, World Bank.
- World Bank (2001), *World Development Report 2002: Building Institutions for Markets*, World Bank.

参考 Web サイト

法整備支援の実施にあたり、情報収集のために参照する主なサイトを掲載した。特定の分野（知的財産法、独占禁止法等）や、他ドナーの情報までをカバーするものではない。

【ODA】

- ・ JICA
<http://www.jica.go.jp/>
- ・ 外務省 ODA ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

【JICA プロジェクト】

- ・ カンボジア法制度整備プロジェクト・フェーズ3
<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701047/index.html>
- ・ ラオス法律人材育成強化プロジェクト
<http://www.jica.go.jp/project/laos/002/index.html>
- ・ モンゴル調停制度強化プロジェクト
<http://www.jica.go.jp/project/mongolia/003/index.html>
- ・ JICA プロジェクト情報 (JICA ナレッジサイト)
http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf

【日本の法令情報】

- ・ 法令データ提供システム (総務省行政管理局)
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
- ・ 国立国会図書館日本法令索引
<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>
- ・ 国立国会図書館リサーチナビ (国内外の法令資料、官庁資料、国際機関資料等)
<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/index.php>
- ・ 各府省所管の法令・告示・通達 (総務省提供)
<http://www.e-gov.go.jp/link/ordinance.html>
- ・ 全国条例データベース (鹿児島大学法文学部法政策学科)
<http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/>
- ・ 新法・改正法解説記事書誌情報検索 R-LINE (龍谷大学図書館)
<http://www.ryukoku.ac.jp/apps/opac.lib.ryukoku.ac.jp/rline/>

【日本の法令の英訳】

- ・ 日本法令外国語訳データベースシステム

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>

- ・ 日本法令外国語訳データベースシステム標準対訳辞書

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/dict/download?re=01>

【外国の法令情報】

- ・ 外国の法令情報(International Legal Information Institute)

<http://www.worldlii.org/>

- ・ アジア各国の法令情報(Asian Legal Information Institute)

<http://www.asianlii.org/>

- ・ 外国の法律・政治行政資料の調べ方・文書の入手方法(京都大学国際法政文献資料センター)

<http://ilpdc.law.kyoto-u.ac.jp/frameset-mokuji.htm>

【国会】

- ・ 衆議院

<http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index.htm>

- ・ 参議院

<http://www.sangiin.go.jp/>

- ・ 参議院法制局

<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/index.htm>

【内閣】

- ・ 首相官邸

<http://www.kantei.go.jp/>

- ・ 内閣官房

<http://www.cas.go.jp/index.html>

- ・ 内閣法制局

<http://www.clb.go.jp/>

【司法】

- ・ 最高裁判所

<http://www.courts.go.jp>

- ・ 最高裁判所ウェブサイトの日本の司法制度概要(英語)

<http://www.courts.go.jp/english/system/index.html>

- ・ 法務省

<http://www.moj.go.jp>

- ・ 法務省法務総合研究所国際協力部
http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html
- ・ 日本弁護士連合会
<http://www.nichibenren.or.jp>

【判例】

- ・ 最高裁判所判例集(最高裁判所)
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=02
- ・ 高等裁判所判例集(最高裁判所)
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=03
- ・ 下級裁判所判例集(最高裁判所)
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=04
- ・ 行政事件裁判例集(最高裁判所)
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=05
- ・ 労働事件裁判例集(最高裁判所)
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=06
- ・ 知的財産権裁判例集(最高裁判所)
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=07

【各国の法令情報】

- ・ ベトナム法令検索(司法省提供)
<http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/en/pages/vbpq.aspx>
- ・ ラオス法令英訳(在ラオス日本大使館ウェブサイト)
<http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/laos/laolaws.htm>
- ・ カンボジア法(2005年当時、カンボジア人権高等弁務官事務所)
http://cambodia.ohchr.org/KLC_pages/klc_english.htm
- ・ モンゴル法英訳(FIFTA MONGOLIA)
http://www.investmongolia.com/index.php?sel=menu&mnl=4_3&sub=6
- ・ ネパール法英訳(Nepal Law Commission)
<http://www.lawcommission.gov.np/index.php/en/list-of-laws>

【その他】

- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)
<http://www.unafei.or.jp/>
- ・ 財団法人国際民商事法センター
<http://www.icclc.or.jp/equipment/index.html>

- ・ 名古屋大学 CALE
<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/index.html>
- ・ 慶應義塾大学法科大学院松尾弘研究室
<http://www15.plala.or.jp/Matsuo/>
- ・ 法科大学院コア・カリキュラムの調査研究
<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/result02.html>

※以下の解説は、法整備支援を検討する際に必要となる情報をごコンパクトに掲載することを目的としている。そのため、詳細にわたる説明を省略したり、説明を簡略化したり、改正前の法律名を用いたりしている場合がある。また、必ずしも、当該項目を説明する際に触れるべき内容のすべてに触れているものではない。
 ※以下の解説において、「国」という用語は、「国又は地域」と読み替える必要がある場合がある。
 ※以下の解説において、「私人」という用語は、自然人も法人も含む概念として用いる。

分類	用語	解説
法の支配 法治主義	法の支配 Rule of Law	法の支配とは、専断的な権力の支配(人の支配・力の支配)を排除し、権力を法で拘束することによって、市民の権利・自由を保護しようという原理である。 途上国においては、法そのものが十分でなかったり、法はあってもその運用が適切でないために、権力者が恣意的に権力を行使し、市民の権利・自由が侵害されている場合が少なくない。そこで、法整備支援においても、そのような恣意的な権力の濫用を排し、市民の権利・自由を保護すること、すなわち、法の支配を実現することが、究極の目的として想定される場合が多い。 法の支配は、歴史的にはイギリスで発展してきた英米法の概念であるが、今日では、英米法の国(地域)のみならず、大陸法の国(地域)でも広く使用される言葉になっている。ただし、法の支配は極めて多義的な概念であり、論者によって内容や射程が多少異なる。 「法の支配」における「法」は、市民の権利・自由を保障する目的に沿った、合理的な内容を持ったものでなければならず、その意味で、「法の支配」は人権の概念とも深く結びつくものである。「法の支配」とよく比較される考え方に、戦前のドイツ・日本における「法治主義」がある。この「法治主義」は、国家作用が行われる形式や手続が法に基づいていなければならないという点では「法の支配」に似ているが、その「法」は、形式的に「法」であれば、どのような内容のものでもよいとするものであった。これに対し、「法の支配」における「法」は、形式的な「法」であればよいのではなく、実体(内容)としても適切なものでなければならない。 法整備支援における「法の支配」についても、そこにいう「法」は、たんに制定手続を満たした形式的な「法」であれば足りるのではなく、市民の権利・自由を保護し、正義や公正といった実体的価値を実現することのできる内容を持った「法」であるべきと考えられる。
	法治主義 Rule by Laws Rechtsstaat(独)	法治主義とは、国家権力は法に基づいて行使されなければならないという原理である。具体的内容として、行政活動は、法律の根拠に基づき、法律に従って行われなければならないという原理(法律による行政の原理)を含む。 なお、一般的に、法治主義における「法」は、手続的に正当に成立した法律であれば、その内容は問われず、法律の根拠さえあれば市民の権利を侵害することも可能である、と考える傾向があった。たとえば、第二次世界大戦前のドイツや、明治憲法下の日本も、この意味の「法治主義」を採用しており、このような思想の結果、戦前ドイツでは、「全権委任法」という「法」に基づいたヒトラーの独裁を許すこととなった。 しかし、戦後、このような事態への反省から、「法治主義」における「法」も、市民の権利・自由を保護し、正義を実現するものでなければならないとする考え(実質的法治主義)が強くなっている。この考え方によれば、「法治主義」は、国家権力は適切な内容を持った法に拘束されるべきとする「法の支配」とほぼ同じ意味を持つことになる。
法令	法令 様々な法形式 法規範文書	法令とは、厳密には、国会が制定する「法律」と行政機関が制定する「命令」を合わせた呼び方である。 ただし、法律と命令のほか、条例、最高裁判所規則、訓令(上級官庁が下級官庁に対して発する命令)などを含めて「法令」と呼ぶ場合もあり、一般的な用法としては、そのように広く捉える方が適切である場合が多い。 なお、国によって、こうした文書の呼び方には様々なものがある。例えばベトナムでは「法規範文書」という言葉が用いられるが、この「法規範文書」に何が含まれるかについては、「法規範文書法」が定めている。
	法令の優先順位	ある状況に適用する複数の法令がある場合、どの法令が優先するかを定める必要がある。 まず、法令間に上位下位の関係がある場合には上位の法令が優先する。例えば、憲法と法律が矛盾・抵触する場合、憲法が優先され、当該法律は無効となる。日本においては、憲法 → 法律 → 政令(最高裁判所規則・議院規則) → 府令 → 省令 → 規則・庁令の順になる。(厳密には、これらの順位の一部については議論もある。) また、法令間に一般法と特別法の関係がある場合には、一般法よりも特別法が優先される。例えば、商人間の取引には、商法が民法に優先して適用される。 さらに、法令間に前法と後法(新しくできた法)の関係がある場合には、後法が優先される。
	一般法と特別法 (ex.民法と商法、刑法と麻薬取締法)	法の適用領域の広さの違いにより、適用領域が広いものを一般法、その中の一部に適用されるものを特別法という。 商法は民法の特別法であり、麻薬取締法(特別刑法の一種)は刑法の特別法である。特別法が適用される領域では、まず特別法が適用され、特別法が特別のルールを規定していない場合に、一般法が適用される。
	公法	公法とは、国や地方公共団体などの公的組織と、国民(私人)間の関係、あるいは、国家について規律する法である。憲法、行政法が典型例である。 何を公法とするかについては論者によって意見が分かれる。経済取引を規制する法など、公法的性格も私法的性格も有する法もある。法を公法と私法に二元的に分類することを否定する論者もいる。 なお、公法と私法を区別するのは大陸法に見られる傾向であり、英米法では、公法と私法を区別せず、両者に「コモンロー」が適用される。
	私法	私法とは、私人間の関係を規律する法である。民法、商法が典型例である。 なお、私人間の関係を規律する法ではあるが、国や地方公共団体に適用されることもある。たとえば、国や地方公共団体が、私人として行う契約(例えば官庁が民間企業から消耗品を購入する売買契約など)は、民法が規律する(ただし、国や地方公共団体であることによる公法的な修正はある。たとえば、水道契約の締結を拒否できない(契約自由の原則の制限)など。)
	実体法	実体法は、権利義務の発生、変更、消滅などの法律関係の存否や内容を規律する法である。民法、商法、刑法などが典型例である。
	手続法	手続法は、民法、刑法などの実体法が定める法律関係を実現するための手続を定める法のことをいう。民事訴訟法、刑事訴訟法が典型例である。ただし、一つの法律の中に、実体的な規定と手続的な規定の両方が存在する場合もある。たとえば特許法には、特許の効力などに関する実体的規定と、出願手続などの手続規定が含まれている。
	施行法 施行令 施行規則	施行法は、ある法律を施行するために必要な技術的・細目の事項や、当該法律の中で「詳細は別に定める」とされている内容を定める法律である。この内容が、内閣が出す命令(政令)で定められると「施行令」となり、各省が出す命令(省令)で定められると「施行規則」となる。施行法、施行令、施行規則は、一つの法律に関して、内容のレベルに応じ、複数のものが制定される場合もある(商法施行法と商法施行規則など)。 法整備支援においては、こうした施行法(施行令・施行規則)についても、その整備を視野に置かなければならない。これまでの事例の中には、法律の規定の中の重要な事項に関する定めを施行令や施行規則に委ねる場合や、他の法令との調整を施行法で規律する場合などがあつた。り、こうしたケースでは、施行法(施行令・施行規則)の整備が重要な意味を有する。
	関連法令	関連法令とは、ある法令の内容と密接に関係しているため、一体としての整備・運用を検討しなければならない法令である。 例えば、不動産の取引に関する実体法(民法や担保取引法等)を整備する際には、不動産登記手続に関する法令(手続法)も一体として整備しなければ、実体法のルールは、現実運用することができず、画餅に帰してしまう。同様に、民事訴訟法(手続法)を整備して、適切な手続に則って判決が出せるようになって、関連法令である民事(判決)執行法(手続法)も整備しなければ、民事判決の結果が実現できないことになる。 ただし、法令の内容は相互に関連しているものであるから、ある法令に「関連」する法令は際限なく広がる可能性がある。どの範囲を「関連法令」に含めて検討するかは、問題となる法令やコンテキストにより判断するしかない。
	付属法令	関連法令にほぼ同じ。 ただし、より密接不可分にある法令に「付属」する法令を指す用語として用いられることが多い。 また、関連法令と異なり、施行法(施行令・施行規則)を含んで使用する場合も多い。
基本法 基本的な法律	基本法とは、本来の意味では、法律の題名に「〇〇基本法」といった語が付されているものをいう。例えば、教育基本法、環境基本法などである。「基本法」では、該当分野について、国の制度、政策等の基本方針が明示される。 これに対し、法整備支援の文脈では、「基本的な法律」という言葉を用いている場合がある。この「基本的な法律」に関しては、確立された定義は存在しないが、憲法のほか、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法などが含まれ、文脈によっては行政法なども含まれる。 なお、人権を保障するための国家を縛る「根本法」または「憲法」の意味で「基本法」(Basic Laws)という言葉が用いられることがあるので、用法には注意が必要である(ドイツ連邦共和国基本法など)。	

		<p>六法とは、一般的には、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法のことをさす。明治時代に、ナポレオン五法典(民法典、商法典、刑法典、民事訴訟法典、治罪法典)に憲法を加えて六法というようになったといわれる。</p> <p>「法令集」または「すべての法律」などを意味することもある。たとえば、「六法全書」は、上記の六つの法律をはじめとする重要な法令を収録した書物である。やはり明治時代に、このような書籍が発行され、その呼称が定着した。</p> <p>ここから派生して、特定の分野に関する法令集として「金融六法」「社会福祉六法」などの書籍や用法もある。</p> <p>日本独特の用法であり、他の国では通用しないことに注意を要する。</p>
民事 刑事	民事事件 刑事事件 家事事件 行政事件 附帯私訴	<p>裁判所で扱われる紛争には、大きく分けて民事事件と刑事事件の2種類がある。民事事件は、私人間の財産や契約関係、婚姻関係(離婚)や相続などにまつ紛争であり、いわば市民同士の関係を扱う分野である。これに対し、刑事事件は、犯罪を犯した者(市民)に対し、国家が刑罰を科す手続であり、いわば国家と市民の関係を扱うものである。これらの区別に基づき、各国の裁判所は、規模にもよるが、民事事件を扱う部門と刑事事件を扱う部門に分かれていることが多い。</p> <p>民事事件のうち、婚姻関係(離婚)、養子、相続など、家族に関する事件を、特に家事事件という。家事事件を扱う部門が特別に分かれている場合もあり、日本でも、通常の裁判所とは別に、家庭裁判所が置かれている。</p> <p>また、紛争の一方当事者が行政官庁の場合で、市民が、行政官庁によって行われた処分等の効力等を争う紛争もあり、これらは行政事件と呼ばれる。日本の場合は、行政事件は民事部の中で取り扱われるが、国によっては、民事部、刑事部のほかに行政部が置かれていたり、民事事件・刑事事件・家事事件を扱う裁判所とは別に、行政事件のみを扱う特別の裁判所(行政裁判所)が置かれているところもある。</p> <p>なお、紛争の一方当事者が行政官庁であっても、たとえば行政官庁が民間の業者から物品を購入した場合の売買契約に関する紛争などは、私法上の権利関係の問題なので通常の民事事件として扱われる。</p> <p>犯罪が起きた場合には、刑事手続によって、国家が犯罪者に刑罰を科すとともに、被害者に生じた損害の賠償も問題となる。加害者から被害者への損害賠償は、理論的には私法上の権利に関する紛争として民事事件に属するものであって、刑事事件とは区別される。しかし、証拠に基づく犯罪事実や損害の内容の確定は両者に共通する部分が多いため、これらを一度に解決する制度を採用している国もある。フランス、ドイツなどで採用されている、附帯私訴と呼ばれるもので、刑事事件の裁判の中で、被害者への損害賠償についても決定する手続である。日本は、長年、刑罰の問題と、被害賠償の問題を区別し、それぞれを別の手続で扱ってきたが、被害者保護の観点から、2008年より、附帯私訴に類似する「損害賠償命令の申立」の制度が設けられた。</p>
	民事法	<p>私人間の権利義務関係及びそれに関する紛争解決を規律する法分野である。代表的なものは民法、商法である。民商法とも言う。</p> <p>「私法」と大きく重なる概念であるが、私法と異なっているのは、民事法の中には、民事紛争を解決するための手続法である民事訴訟法も含まれるところ。民事訴訟法は一般には訴訟手続法であり、「公法」に分類される。</p>
	刑事法	<p>犯罪と刑罰に関する法令の総称である。刑法、刑事訴訟法のほか、刑務所等における犯罪者の処遇に関する法令を含む。</p>
法源	実定法	<p>実定法とは、特定の社会で実効的に適用されている法のことをいい、成文法(制定法)のほか、慣習法や判例法などが含まれる。</p> <p>人間の本性に基づく倫理的な原理である「自然法」(時と場所を超越した普遍的な法)と対立する概念である。(実定法は、特定の時代や場所に限定されて適用される。)</p> <p>法整備支援が対象とするのは、実定法である。</p>
	成文法 制定法	<p>成文法(制定法)は、立法機関によって文字によって制定される法である。</p> <p>英米法の国(イギリス、アメリカなど)では、個々の事件の判決や慣習によって法が形成され、法典という文書にはまとめられていなかった(不文法)。これに対して大陸法の国(フランス、ドイツなど)では、法は文字、支章で表現されてきた。</p>
	慣習法 Customary Law	<p>慣習法は、慣習のうち、法として効力を有するに至ったものである。</p> <p>例えば、あるコミュニティ(一定の地域や特別な商品の取引)において繰り返される行動様式は、そのコミュニティの構成員や取引の当事者において、それに従わなければならないという意識を醸成させ、また他の構成員や当事者もそれに従うだろうとの期待を持つため、規範としての性格を持つ。制定法が整備されている場合は、それを補充する役割があるほか、制定法の条文の解釈をする際の基準となる。</p> <p>制定法が十分整備されていない途上国においても慣習法は存在する。法整備支援に当たっては、対象国の制定法のほか、慣習法についても留意する必要がある。</p>
	判例法 Case Law	<p>判例法は、裁判所の判決が、その後の同種の事件の判決を拘束することによって、法となるものである。</p> <p>英米法の国では、判例法が法の中心に置かれ、判例の先例拘束性が認められる。これに対し、大陸法を基調とする国では、判例には事実上の拘束力はあっても、法律としての効力までは認められない。</p> <p>ところで、判例法が法規範としての効力を認められているのは、判決の内容が合理的なものとして人々に受け入れられ、かつ、同種の事件について同種の判決が繰り返されてきたために、人々が、類似の事件では同様の判決が下されるであろうという期待を持つようになっているためである。</p> <p>この点、途上国では、特に英米系ドナーの提案などを十分検討しないままに受け入れ、過去の判例についても法律としての拘束力を認めている国の例もある。しかし、途上国においては、そもそも裁判所の判決が人々にとって容易にアクセスできる状態に置かれていることは多くはなく、内容が合理的かどうかについても、批判も含めて十分に検討されているとはいえない場合が多い。そのような場合に、判決によって導かれる一定の規範(こういうケースではこういう結論になるという基準)について、多くの人が納得し、類似の事件において規範となるという期待を持つに至っているかどうか、すなわち、先例として法的拘束力を認めることが適切かといえるかどうかは、疑問のある場合もないではない。</p>
	法典	<p>法典とは、成文法を体系的に編纂したものである。</p> <p>ある程度の条文数があるものを指すが、ある一つの分野の成文法を体系的に編纂したもの(民法典など)も、複数の分野の成文法を体系的に編纂したもの(ハンムラビ法典など)も、いずれも「法典」である。</p>
大陸法 英米法	大陸法 Civil Law	<p>大陸法とは、西ヨーロッパで発展し、ヨーロッパ大陸諸国(フランス、ドイツ等)で採用される法体系であり、議会が制定した法(成文法)が裁判の基準となる。</p> <p>ルールが文章になっているため、英米法よりも一貫性に優れるが、硬直的という短所もある。</p> <p>ただし、大陸法を基調とする国でも、成文法(制定法)のない分野や、条文の文言の解釈の基準として、裁判所の判決は重要な位置づけを有している。</p> <p>なお、大陸法をCivil Lawと称するのは、ローマ市民法を起源とするためであるが、同時に、Civil Lawは当時のローマ法から受け継いだ私人間の関係を規定する内容をもつ「民事法」をさすこともある。なお、特定の制定法である「民法(民法典)」にはCivil Codeの語が用いられることが多い。</p> <p>フランス、スペイン、ドイツなどの大陸諸国を旧宗主国とする国々、たとえばベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、中南米諸国などは、多くがこの大陸法を基調とし、成文法主義を採用している。明治時代にフランス、ドイツに学んで法整備を行った日本も、大陸法の考え方をベースにしているが、戦後の連合軍占領時代に行われた改革では、アメリカを中心とする英米法の影響も強く受けている。</p>
	英米法 Common Law	<p>英米法とは、イギリスやアメリカが採用する、判例(先例)を裁判の基準とする法体系である。</p> <p>大陸法よりも個々の紛争に対してフレキシブルな対応が可能であるが、ルールに一貫性がなく分かりにくいという短所もある。</p> <p>また、判例法が法規範として人々に受け入れられるためには、判決の内容が合理的であり、かつ、同種の事件について同種の判決が下されるであろうという期待が醸成されなければならないため、ある程度の時間を経て、十分に批判検討された判例の蓄積が必要となることから、途上国において、短い期間で判例法主義を取り入れることは一般に困難である。</p> <p>イギリスを旧宗主国とする国や地域、たとえばマレーシア、シンガポール、香港、インド、南アフリカなどは、植民地時代の判例も含め、英米法を継受している。</p> <p>なお、英米法の国においても、社会経済の発展に伴い、過去の判例法では対処できない問題が生じており、特定の分野に関して議会が制定した成文法が増加している。</p>
	憲法	<p>憲法は国の最高法規であり、国民の権利や義務、国の組織や統治に関する最も基本的な法律である。</p> <p>近代的な憲法は、まず、国による国民の人権の侵害を防ぎ、人権の保障を貫徹するために、国が国民に対して行ってはならないことと、国が国民に対して行わなければならないことを定める。そして、そうした人権保障を実現するための国の組織(統治機構)の構成や権限について定める。</p> <p>国家が新たに独立した場合や、政体の変更が生じた場合などには、新たな憲法が制定される。また、政策の大きな転換や国家機構の大きな変更に伴って、憲法が改正される(憲法が改正されることによって、政策転換や国家機構の変更が生じる)。こうした新憲法の制定や憲法改正に当たっては、新たな国家の枠組みの検討や他国の憲法の比較研究などのプロセスを国際社会が支援することがある。</p> <p>憲法は、国家の方針についての原則のみを規定するため、実際の国民の生活や、実際の組織の詳細については、別に法令を制定することになる。この際、憲法は国の最高法規であるから、憲法の内容に反する法令は制定することができない。法整備支援に当たっては、支援対象となる法令や制度が、当該国の憲法に適合しているかどうかを常に意識しなければならない。</p>

民法	<p>民法は、権利の主体や客体(財産)、財産の取引、家族関係などに関する基本的な法律である。</p> <p>憲法が国と国民の関係を規律するものであるのに対し、民法は、国民間(私人間)における権利義務を規律する、市民生活に最も密接した基本的な法律であり、「市民社会の憲法」とも呼ばれる。憲法は当然には国民間(私人間)の権利関係に適用されるものではないため、憲法がいかに国や地方公共団体の人権侵害行為を規制しても、国民間(私人間)において人権がないがしろにされては、憲法の人権保障は意味がなくなってしまう。この点で、民法が国民間(私人間)の権利義務を適切に規律することは、人権保障のために不可欠であるということがいえる。</p> <p>また、権利の主体や客体(財産)が明らかになり、財産の取引ルールが定められることは、見知らぬ者どうしでも安心して財産を取引することを可能とするため、民法は、経済発展の最も基本的なソフトインフラとして極めて重要である。また、経済発展を直接的に目的とする法律(会社法、知的財産権法、金融商品取引法など。)は、民法の基本的なルールを前提として、それぞれの分野の特別ルールを定めるものであり、こうした特別ルールの基礎としても、民法は法体系上重要な位置づけを有する。</p> <p>日本は、権利の主体(自然人・法人)や客体(物)に関する規定、物に対する権利(物権)の内容に関する規定、取引に関する規定、身体・財産に対する侵害行為(不法行為)の損害賠償に関する規定(こうした分野の規定を総称して講学上「財産法」と呼ぶ。)と、親族や相続など家族関係に関する法律(こうした分野の規定を総称して講学上「家族法」と呼ぶ。)とを、一つの法典に盛り込んでいる(民法典)。</p> <p>これに対し、日本の「民法典」の分野に含まれる規定が、権利の客体(物)や物に対する権利(物権)に関する規定を集めた法律(物権法)、取引に関する規定を集めた法律(契約法)、身体・財産に対する侵害行為の損害賠償に関する規定(不法行為法)、親族や相続に関する規定を集めた規定を集めた法律(家族法)といったように、いくつかの個別の法律に分かれて制定されている国もある。</p> <p>逆に、財産法や家族法に加えて、商法分野や知的財産権に関する規定や国際私法に関する規定などを民法典の中に盛り込んでいる国もある。</p>
刑法	<p>刑法は、どのような行為が犯罪となり、それに対しどのような刑罰が科されるかを定める法律である。</p> <p>刑法は、威嚇の効果により治安を守るという機能を有するほか、あらかじめ刑法に書かれていない行為は犯罪とはならず、また刑法に書かれていない刑罰を科することはできない(これを「罪刑法定主義」という。)により、為政者が国民に対し恣意的に刑罰を課すことを防止し、人権を保障する機能がある。</p> <p>刑罰の規定は、刑法だけでなく、様々な法律の中に存在する。道路交通法、覚せい剤取締法、証券取引法など多くの法律に刑罰を規定する条文が存在する。このような、刑法以外で刑罰を規定する法律(条文)を「特別刑法」と呼ぶ。</p> <p>どのような行為を犯罪とし、どのような刑罰を科するのが適当かについては、倫理観、宗教観を含むそれぞれの社会(国)の文化が大きく影響する。</p>
民事訴訟法 民事執行法 倒産法	<p>民事訴訟法は、民事裁判を行うための手続を規定した法律である。</p> <p>公正な裁判が実現できるような手続を規定する民事訴訟法は、安定した社会の実現のために重要である。私人間で紛争が生じた場合、当事者は裁判所に對して判断を求めることができる(多くの憲法で「裁判を受ける権利」が保障される。)。しかし、裁判が不正なものであっては、国民は裁判の結果を受け入れないし、裁判を利用しないで自力行使によって自分の権利を実現しようとする(自力救済)。これを許すと、力のある者だけが利益を得る一方、社会的弱者は救済されず、公正で安定した社会は実現されない。そのため、近代国家は自力救済を禁止し、その代わりに、法的なトラブルを裁判所で公正に解決することを保障する必要がある。また、逆に言うところ、裁判所で法に沿った判断が公平にされるという信頼がなければ自力救済はなくなる。公正な裁判の手続きを定める民事訴訟法は、人権を保障し、安定した社会を実現するために不可欠である。</p> <p>さらに、裁判で敗訴した当事者が判決を無視して義務を履行しなかった場合も、やはり国民が自分で判決内容を実現する(自力救済)のではなく、国家が判決の内容を実現することを保障する必要がある。このための手続を民事執行(強制執行)といい、民事訴訟法の中、あるいは「民事執行法」に規定されている(移行経済国では「(民事)判決執行」という概念を用いる国もある。)</p> <p>加えて、債務超過の状態になったときには、債権者が回収を急いだり、一部の債権者が先に手がけて自力救済をしたりして混乱が生じるおそれが高くなる。そこで、債務超過に至った経緯を審査して、相当の理由があれば破産を認め、残った財産は債権者で公平に分配する必要がある。そのような手続について定めるのが「倒産法」である。「倒産法」は、「破産法」や「会社更生法」といったいくつかの法律に分かれている場合もある。また、「会社法」など、法人に関する法令の中にも含まれる場合もある。</p> <p>民事訴訟法、民事執行法、倒産法などを総称して「民事手続法」と呼ぶことがある。</p>
刑事訴訟法	<p>刑事訴訟法は、刑法で定めた犯罪と刑罰を被告人に適用するかどうかを判断する裁判(刑事裁判)と、その準備段階としての捜査の手続について定めている法律である。</p> <p>犯罪が適正に処罰されなければ安定した社会は実現できない。しかし、処罰ありきで刑事裁判が不適正に行われると冤罪を生むことになり、人権を保障するために刑法を定めた意味がなくなる。また、裁判の公正さとともに、捜査が公正でなければ、人権は保障されない。なぜなら、捜査は、犯罪を犯したと疑われる者(被疑者)が逃走しないように拘束(逮捕・勾留)したり、証拠収集のために強制力を伴ったりするからである。</p> <p>刑事訴訟法は、公正な刑事裁判と公正な捜査手続を規定することによって、人権侵害を防ぎつつ、真実を明らかにし、刑罰を適正に適用することを目的としている。</p>
商法	<p>商法は、商品などを大量に反復・継続して取引する者(商人)の取引の実情に合うように、民法の一部の規定の特別なルールを定めた法律である。</p> <p>民法は、一般市民の経済生活や家族関係について規律しているが、大量・反復・継続する取引については、迅速性や簡易性を重視した特別なルールに則って取引をする方が経済活動を活性化させる。また、取引の長い商人同士の間には暗黙の習慣があったり、業界独自のルールがある場合もある。商法では、こうしたルールを取り込み、より商業取引に適したルールを定めている。</p> <p>なお、商法が対象とする分野は、商人が取引をする場合の規定(商行為法)のほか、大規模な取引を実現するための団体である会社についての規定(会社法)や、企業活動のリスクを減らすための保険に関する規定(保険法)など、多岐にわたる。日本では、明治時代に制定された「商法典」に、商行為法、会社法、保険法といった規定が盛り込まれていたが、経済社会の発展に伴って、「会社法」、「保険法」などは、「商法典」から独立して定められるに至っている。諸外国でも、商法の分野は複数の法律に分かれて規定されている場合が多い。法整備支援において、商法分野の支援を検討する場合、対象法令を明確にすることが必要である。</p>
法律名 法分野名 会社法 企業法	<p>会社法は、会社の設立や解散、組織、運営、資金調達などについて規定した法律である。「企業法」と呼ぶ場合もある。</p> <p>会社の種類によって、「株式会社法」、「有限会社法」といったように、いくつかの法律に分かれて制定されることもある。</p> <p>小口の資金を有する者が大規模な取引を行い大きな利益を生じさせるためには、多数の出資者を募り共同事業を行うことが合理的である。そのためには、出資のルールや、共同事業運営のルールが必要となる。こうした要請に応えるのが会社法(企業法)であり、経済発展のための重要な法律である。さらに、豊富な資金力を有する会社(企業)が社会的に重要な位置づけを有するようになると、会社(企業)の違法行為や非倫理的行為の社会的影響は大きくなる。そこで、現代社会における会社法(企業法)では、そうした行為を防止し、会社(企業)が適正に効率的に運営されるよう、内部及び外部からの営業を監視し規律する仕組み(コーポレートガバナンス)が重要となる。(この分野は、会社法(企業法)のほか、証券取引法等によっても規律される。)</p>
知的財産権法 知的所有権法	<p>知的財産権(知的所有権)法は、著作権や工業所有権など人間の知的な創作活動などから生産されたものに対する権利の内容、利用、処分等について規律する法律である。</p> <p>一般の財産権が有形物に対して認められるのに対し、無形の表現や技術など知的創造活動によって生み出されたものについて、それを創作した人の財産として保護するための権利が知的財産権(知的所有権)である。知的財産は、以下の3つに分類される。①発明など人間の創造的活動により生み出されるもの、②商標など営業上の標識、③営業秘密など事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。</p> <p>知的財産は、模倣が容易であり、しかも利用しても減らないため、多くの者が同時に利用することができる。有用な情報を多くの者が利用することは経済や文化の発展に適切である場合もあるが、原作者の権利が守られなければ、創作活動や創作物を公表するインセンティブが低下する。これは発展を阻害することとなる。そこで、情報の利用を一定限度で制限し、原作者の権利を守る制度が必要となるのである。</p> <p>日本では、知的財産を保護するための法律は、発明を保護する特許法、商標を保護する商標法、著作物を保護する著作権法といったように分かれるが、国によっては、知的財産全般を保護するための一つの「知的財産権(知的所有権)法」という名称の法律が存在する場合もある。</p> <p>知的財産は国境を越えて容易に流通するため、知的財産権(知的所有権)の保護については国際的な枠組みが用意されている。そのため、国際的な支援を行いやすい分野であり、多くのドナーが支援を行っている。また、知的財産権法を直接管轄する省庁のほか、国境を越えた流通の取り締まり強化のため、税関を管轄する省庁がカウンターパートになることも多い。</p>
競争法 独占禁止法	<p>競争法(独占禁止法)は、健全で公正な競争状態を維持するために独占的、協動的、あるいは不公正な競争行為を防ぐことを目的とする法律である。</p> <p>こうした目的を有する法律の名称として、「競争法(不正競争防止法)」、「独占禁止法」といった名称が用いられる。これらの法律が分野ごとに複数制定されている場合もある。</p> <p>市場経済社会においては、企業が自由に経済活動を行い、競争しあうことによって、それぞれの企業が創意工夫を発揮し、低コスト高品質の製品・サービスを生んでいき、経済全体として効率性が向上することになる。これに対し、独占状態が生じると、又はカルテルが行われると、高価格で商品・サービスを購入しなければならないという消費者の不利益が生じるばかりでなく、低コスト高品質の製品・サービスを生むことへの企業努力がなくなり、社会全体の効率性が減少する。競争法(独占禁止法)は、こうした非効率性を排除し、市場経済の発展を促進させる重要な法律である。</p>

金融法 担保法 投資法	金融法は、金融関係を規律する法律の総称である。 銀行法、証券取引法、保険業法、貸金業法などの金融規制法のほか、株式や社債に関する規定(会社法の該当部分及び証券取引法)や、担保制度に関する規定(担保法、民法の一部である場合もある。)などを含む。 途上国においては、インフラ整備等のために外国の民間資本を活用すべく、外国投資に関する法律が制定されることが多く(外国投資法等)、金融法の重要な一分野となっている。ただし、外国からの投資を促進するためには、当該途上国の国内法において、会社法、土地利用、担保制度に関する法令が整備され、適切に実施される体制が必要であり、こうした整備を抜きにして投資法だけを整備すればよいということではない。	
商事法 ビジネス法 経済法	商事法・ビジネス法といった言葉について、確立された定義は存在しないが、商法、会社法、証券取引法、銀行法など、商業活動に関する法律をまとめて「商事法」と呼ぶことがある。また、これらに加えて、債権回収・労務管理など日常的なビジネスに関する法律を広く含めて「ビジネス法」と呼ぶ場合がある。 なお、「経済法」は、海外経済協力会議の「法制度整備支援の基本方針」において日本の法整備支援の重要分野と位置づけられているが、この「経済法」についても確立された定義は存在しない。一般的には、独占禁止法など市場経済を機能させるための競争環境整備を中核とする法律がこれに含まれると理解すればよく、上記「商事法」や「ビジネス法」と重なる部分が多いであろう。また、知的財産(知的所有権)法も、「経済法」に含めて考えることができる。(総務省法令データベースの「産業通則」の「カテゴリー」には知的財産法が含まれる。) さらに、「経済法」を広義で考える場合、上記のほかに、金融・証券・貿易・為替、商工業、農林・水産、資源・エネルギー、運輸、通信などに関する法令(事業関連法)を含めることも可能であろう。(三省堂模範六法「経済法編」参照。)	
税法	税法とは、租税の賦課、徴収などに関する法律の総称である。 租税に関しては、租税法律主義が重要である。これは、法律の根拠がなければ、租税を賦課されたり、徴収されたりすることがないとする原則であり、近代国家において広く承認されている。これにより、為政者は恣意的な課税を求められず、国民の財産権、経済活動の自由が保障される。 税法は、インフラ整備や公共サービスを行う政府資金の原資となる税金について定める法律であり、途上国の発展にとって、極めて重要な分野である。一方、金銭等の徴収に直結する問題であり、権益が関係するため、センシティブな問題も多い分野である。	
行政法	行政法は、行政の組織、作用(活動)、及び不適切な行政作用に関する救済に関する法律の総称である。 行政法は、①行政の主体である国や地方公共団体の組織、権限、関係などを定める行政組織法(内閣法、公務員法等)、②行政主体と国民の関係について定める行政作用法(道路交通法、国税徴収法等)、③行政作用に不服がある場合について定める行政救済法(行政事件訴訟法等)に分かれる。このように、行政法がカバーする分野は極めて広く(近代国家の法律の大部分が行政法と言っても過言ではない)、行政法という名称の一つの法律が存在するわけではない。法整備支援において、行政法分野の支援を検討する場合、対象法令を明確にすることが必要である。	
行政手続法	行政手続法とは、行政の手続に関する一般法である。 行政手続法は、各種行政手続について、公正・透明性を保障することで国民の権利利益の保護を図ることを目的としている。すなわち、行政手続法により、告知・聴聞、行政機関の保有する記録の開示、理由付記、行政活動の基準の設定・公表を原則とする行政手続が定められれば、これに従った行政行為がなされることになり、行政運営の公正化、透明化が図られるのである。 行政手続は、経済活動を行う際の許認可といった行政行為を規律する法律であり、これが適切に整備され、適切に運用されることは、経済の発展にとって重要である。なぜなら、行政手続が不透明で、予測可能性がない場合には、投資したりビジネスを行ったりすることは不可能だからである。その意味で、行政手続法は、経済発展・民間セクター活性化支援の重要な内容となる。	
国際私法	国際私法は、国際取引や国際結婚などの国際的な私法関係について、どの国の法律を準拠法として適用すべきかを指定するルールである。 国際私法は、グローバル化する社会の中で、異なる法管轄区域にまたがる法律問題をどのように解決するかを規律する重要な法分野である。 一方、通常の法令と異なり、何らかの政策目標の達成(たとえば取引活性化、犯罪防止等)を目的とする法分野ではなく、国(地域)ごとに異なる法が適用されていることを前提に、問題となる法律問題に対して、どの法律を適用するかを選択するための機能を持つにとどまり、その内容や運用はきわめて技術的である。 国際私法は、「法律の適用に関する法」といった名称で独立して制定される場合や、民法典の中に盛り込まれる場合などがある。日本においてこの機能を持つ法律には、以前は「法例」という名称の法律があったが、現在は「法の適用に関する通則法」として整備されている。	
司法・裁判	司法	司法とは、法を適用して紛争を解決する国家の作用であり、司法を行う国家の機能を司法権という。多くの国で、裁判所が司法権を担っている。 民事訴訟法・刑事訴訟法の解説に記載したとおり、紛争が公正な手続によって解決されることは、国民の基本的人権の保障にとって不可欠である。
	司法権の独立	司法権の独立とは、一つには、司法権が立法権・行政権から独立していること、もう一つには、裁判所(裁判官)が裁判を行うにあたって外部からの干渉を受けないことを意味する。 近代国家においては、私人が自らの暴力等を用いて紛争を解決すること(自力救済)や復讐は、原則として禁止される。その代わりに、国家の強制力をもって紛争を解決する裁判制度を作り、国民が平等に利用できるようにした。しかし、裁判そのものが不公平であれば、適切な紛争解決は図れず、国民の不満が募り、安定した社会を構築することができないため、裁判が公正に行われることは大変重要である。そこで、裁判官が他者からの不当な干渉を受けることなく、法律のみに基づいて公正な裁判を行うことができるようにする必要がある。 一方、司法権は非政治的権力であり、多数決原理が働か政治性の強い立法権・行政権から侵害される危険が大きい。このため、司法権の独立、裁判官の独立は、制度で明確に保障することが望ましい。 途上国では、憲法などで司法権の独立を定めていることが多いが、実際の運用においては、必ずしも司法権の独立が実現されていない場合もあるので、注意を要する。 なお、司法権の独立は保障されていても、裁判官の独立は保障されていない場合もある。すなわち、立法権、行政権との関係では、司法権の独立がうたわれているが、司法府である裁判所の内部では、最高裁判所など上級審の裁判所、裁判官が、下級審の裁判所、裁判官を強く統制していることがある。
	裁判	裁判とは、裁判所が行う、紛争の解決を目的とする公権的な判断(日本の場合、判決、決定、命令)である。 日常的な用法では、裁判所で行われる訴訟手続全般を指す場合が多い。
	裁判所	裁判所とは、司法権を行使する国家機関である。 裁判所の種類は、国ごとに異なるが、慎重・公正な裁判を実現するため複数の階層に分かれた裁判所を設置するのが通例である。どのような裁判所を設置するかは、各国の憲法や法律で定められる。地方裁判所→高等裁判所→最高裁判所といったように、裁判に不服がある場合に計3回の審理を受けられる制度を三審制という。これに対し、裁判に不服がある場合に計2回の審理しか受けられない二審制の国もある。なお、裁判所の階層が3つ以上に分かれていても、計2回の審理しか受けられない仕組み(三級二審制)を採用する国もある。 日本の場合は、民事事件、刑事事件、行政事件を扱う通常の裁判所のほかに、家事事件と少年事件を扱う家庭裁判所があるが、国によっては、行政の処分を争う行政裁判所や、商業関係の事件を扱う商業裁判所・経済裁判所などを設けている国もある。
裁判官 判事	裁判官 判事	裁判官とは、司法権を行使し、裁判を行う官職にある者である。 「裁判官」と「判事」は、日常用語ではあまり区別されずに用いられるが、法的には意味が異なり、判事とは、日本においては、裁判官の中の職位の一つであって、「裁判官」は、その地位に基づき、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事に分類される。したがって、高等裁判所長官や、判事補などは、「裁判官」であっても厳密な意味での「判事」ではない。 裁判官には高い法的素養が要求されるが、途上国においては、専門的な教育を十分に受けていない者が裁判官の職務を遂行している場合も多く、裁判官の新規養成、裁判官(現職)の研修などが支援対象となる。
	検察官 検事	検察官とは、検察権を行使する官職にある者である。検察官は、刑事事件について、裁判所に対し国家刑罰権の発動を求める訴え(公訴)を提起し、刑事裁判における公判を担当する。日本では、独自に犯罪の捜査を行う場合もある。 このほか、日本では、人事訴訟において被告とすべき者がいない場合(認知の訴えで父が死亡している場合など)に訴訟担当者として被告となったり、行政訴訟や国家賠償請求訴訟で国の代理人を務めたりする。 「検察官」と「検事」は、法的には意味が異なり、検事とは、日本においては、検察官の中の職位の一つである。すなわち、検察官は、その地位に基づき、検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事に分かれるが、たとえ検事長や副検事は、「検察官」であっても「検事」ではない。 検察官には高い法的素養が要求されるが、途上国においては、専門的な教育を十分に受けていない者が検察官の職務を遂行している場合も多く、検察官の新規養成、検察官(現職)の研修などが支援対象となる。

<p>弁護士 弁護士 代理人 弁護士会</p>	<p>弁護士とは、当事者その他関係人の依頼、または官公署の委嘱によって、訴訟その他法律事務を行うことを職務とする者である。ほとんどの国では、一定の資格が要求されるが、公務員ではなく、民間人として、事務所を設置し、業務を行う。「弁護士」とは、刑事事件において被疑者(起訴前)・被告人(起訴後)の利益を保護することを任務とする者である。日本では、弁護士は原則として弁護士から選ばれる。刑事弁護人を弁護士から選ぶことを原則としない国もある。民事事件では、弁護士は、民事訴訟において、原告・被告等の「訴訟代理人」として主張や立証活動等を行うほか、法律相談や法的助言等を行う。日本では、民事訴訟の代理人は原則として弁護士でなければならないが、例外もあり、また、簡易裁判所では認定された司法書士も訴訟代理人になることができる。訴訟代理人を弁護士に限ることを原則としない国もある。弁護士には高い法的素養が要求されるが、途上国においては、専門的な教育を十分に受けていない者が弁護士の職務を遂行している場合も多い。弁護士の養成や研修については、一定程度国が関与する国、弁護士会が行う国、ほとんど行われていない国などさまざまであるが、特に途上国では、国家が養成・研修を行う裁判官・検察官に比べて質が劣る場合が多いため、弁護士の新規養成、弁護士(現職)の研修などが支援対象となる。弁護士の団体を弁護士会という。弁護士の弁護士会への加入については、強制する国と強制しない国がある。加入を強制する国では、弁護士会に登録しないと弁護士資格が得られないこととなるが、加入を強制されない国では、弁護士資格は司法省や管轄区域の裁判所などで管理し、弁護士会は有志の弁護士による組織である。活動内容や財政などの体制もさまざまである。弁護士(弁護士会)は、国民の側に立つ法律専門家として、国家権力から不当な干渉を受けないように独立して業務を行うことが求められるため、国家権力と対立する可能性を本質的に含んでいる。このため、国家間の合意で行うODAによる支援に当たっては、相手国政府との間で、弁護士(弁護士会)の機能強化が、国全体にどのように裨益するのかが、十分に協議し、共通認識を固めなければならない。また、弁護士会は、官庁などと異なり、ヒエラルキーのある組織ではなく、会員組織であるため、案件の実施体制の構築や実施監視については十分な検討が必要である。</p>
<p>法曹等</p>	<p>「法曹」とは、法律を扱う専門職として、実務に携わる者を意味し、日本では裁判官、検察官、弁護士をさす。「法曹三者」ともいう。「法律家」はこれより少し概念として用いられることが多く、法学者、公証人のほか、司法書士、弁理士なども含める場合がある。なお、英語のlawyerは「弁護士」と訳されることも多いが、裁判官・検察官も含む「法曹」「法律家」の意味で用いられる場合も少なくない。他の国でも、「法曹」「法律家」の意味する範囲は、沿革や制度によって少しずつ異なっており、法整備支援においても、翻訳等に留意の必要な場合がある。</p>
<p>法曹一元制 キャリア制</p>	<p>法曹一元制とは、弁護士経験者から裁判官・検察官を任用する制度であり、おもに英米法系の国で採用されている。キャリア制とは、弁護士経験を必要とせず、学位取得、試験合格などの要件を満たした後、直ちに裁判官・検察官に任用される制度であり、おもに大陸法系の国で採用されている。法曹一元制によれば、経験のある(選ばれた)者が裁判官・検察官となるメリットがあり、キャリア制によれば、その道のプロが裁判官・検察官としての職務経験を積んでいくというメリットがある。</p>
<p>公証人</p>	<p>公証人とは、ある事実の存在や、契約の適法性などを、公的に証明・認証(公証)する者である。たとえば、契約、会社の定款、遺言などの認証を行った。国によっては、各種の証明書や裁判提出書類のコピーが、原本と同じ内容であることを認証する例もある。公証が適正に行われるためには一定の法的素養が必要であり、公証人の資格を国家が与える国がほとんどである。日本では、法曹資格を有する者の中から選任され、公務員としての位置づけを与えられているが、国によっては、国家資格を取得した後は、弁護士と同様に、民間人として事務所を設け、業務を行う制度の国もある。どのような文書に公証が必要とされるかも国によってさまざまであり、契約の成立や各種書類の複製に公証を必要とする国では、公証は日常的に行われており、数多くの公証人が存在する。途上国においては、公証人の新規養成、公証人(現職)の研修などが支援の対象となる。</p>
<p>執行官</p>	<p>執行官とは、強制執行(国家権力により私法上の権利を実現し債権者に満足を得させる手続、民事執行)を実施する官職にある者である。たとえば債務者が金銭を支払えない場合、債務者の所有する財産を国家が差押えて強制的に競売し、その代金を債権者に対する支払に充てたり、ある者が法的な権利がないのに土地や建物を占拠している場合に、強制的に明け渡しをさせたりすることがあるが、これらの手続に実際に現場で関与するのが執行官である。通常は公務員であり、日本では裁判所職員である。国によっては、司法省などの職員であることもある。民事訴訟法(民事執行法)の解説に記載したとおり、執行が適切に行われず限り安定した社会は実現できないため、その役割は重要である。他方、強制的な権力行使を伴う役職であり、汚職や職務怠慢の生ずる余地も多い。そこで、執行官の新規養成、執行官(現職)の研修などが支援の対象となる。</p>
<p>管財人</p>	<p>管財人とは、倒産手続において、破産者等の残余財産を、法律に従って管理、処分したり、又は再生・更生手続中の法人の事業の経営を行う者である。不在者の財産や相続財産の管理をする者は財産管理人と呼ばれ、用語が区別される。日本では、弁護士が管財人に就任することが多いが、ビジネスのノウハウを有する者が選任される場合もあり、そちらを通例とする国もある。自然人に限らず、信託会社、銀行などの法人の場合もある。管財人には、法的素養が必要であり、公平中立な立場で財産の管理、処分、営業を行うことが必要となる。そこで管財人(現職)の研修などが支援の対象となる。</p>
<p>ADR</p>	<p>ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字であり、通常「裁判外紛争解決手続」「代替的紛争解決手続」と訳される。概念については議論があるが、判決によらない紛争を解決する手続を指し、調停や仲裁が典型例である。訴訟が提起され、裁判所で訴訟が係属している事件について、訴訟手続中に当事者に和解を勧告する手続(裁判官が関与する場合と関与しない場合がある)を含むものとして使用される場合もある。この場合、「裁判外…」と訳することは厳密には適切ではない。</p>
<p>判決によらない 紛争解決手続</p>	<p>調停 メディエーション</p> <p>調停とは、第三者(調停人)の仲介によって当事者が互いに譲歩し合い、合意に基づいて紛争を解決することである。調停人は仲介をするのみであり、解決案を示すことはあっても、判断を下すことはなく、あくまでも結論は両当事者の合意に基づく。この点が仲裁人が仲裁判断を行う仲裁と異なる。調停に対しては、調停人が論理的でない結論を事実上当事者に押し付けることが多く、権利が適切に実現されない、裁判を受ける権利を侵害するおそれがある。などとして批判的に捉える見方もあるが、紛争を柔軟かつ実効的に解決することができる。訴訟手続に比べアクセスが容易である、など、肯定的に評価する見方が一般的である。調停人は、一定の法的素養と中立性を保つことができる倫理感を有することが必要である。また、当事者間に合意が成立しなかった場合は、訴訟など別の手続に移行することになる。(こうした制度が整わない場合、上記の批判が当てはまる恐れが生じる。)</p> <p>日本の法制度では、「調停」は、裁判所で行われる、当事者の合意による紛争解決手続を指す。簡易裁判所の民事調停、家庭裁判所の家事調停、地方裁判所の調停(主に建築紛争事件)がある。一方、裁判所以外でも、同様の手続を行う機関は、各地の弁護士会のあつせん仲裁センター、交通事故紛争処理センターなどをはじめ、さまざまなものが設置されている。これら民間の紛争解決手続は調停とは呼ばれず、「ADR」「あっせん」「示談」等と呼ばれる。また、これらの手続を総称して、英語の「メディエーション」の語を使う場合もある。</p>
<p>仲裁</p>	<p>仲裁とは、紛争当事者の合意により仲裁人を選出し、その仲裁人の判断によって紛争を解決することである。裁判の場合は、一方当事者(原告)が訴訟を提起すれば、相手方(被告)も手続の効力を受けるが、仲裁の場合は、仲裁手続を開始することについて必ず両当事者の合意がなければならず、一方のみの意思によって仲裁の申立てをすることはできない。仲裁人の判断は最終的な決定として当事者を拘束し、当事者は異議を申し立てられない。裁判所の判決が、通常、控訴・上告などの上訴を認めているのと異なる。これにより、紛争を迅速に解決することができる。仲裁判断の効力については、多くの国で、民事訴訟法の中、あるいは仲裁法に規定をおり、仲裁判断をもって執行機関に申請することで強制執行が認められる場合が多い。</p>
<p>リーガル エンパワメント 司法アクセス</p>	<p>リーガルエンパワメントとは、一般市民の法的知識・能力の向上のことである。Access to Justice(一般に「司法アクセス」と訳される)という用語と並べ、あるいは概ね重なる概念として用いられることも多いが、「リーガルエンパワメント」は、「司法アクセス」を含む、より広い概念と捉えられる。すなわち、「リーガルエンパワメント」には、①法情報へのアクセスの改善(法令の普及活動など)、②司法制度へのアクセスの改善(法律相談体制や弁護士制度、法律扶助の充実など)、③法知識の向上(法教育など)が含まれるのに対し、「司法アクセス」という用語は、②に限定されて使用される場合が多い。但し、いずれの用語も多義的であり、どこまでの内容を含んで用いられているかには注意が必要である。JICAでは、これを、ルールの整備、法運用組織の機能強化と並んで、法整備支援の重要な要素としている。なぜなら、いかにルールが整備されても、一般市民がそのルールを知り、適切に活用することができなければ、ルールはその目的を果たせず、また、いかに法運用組織の機能強化が進んでも、一般市民が法運用組織にアクセスできなければ、機能強化が一般市民に裨益しないからである。なお、この場合のアクセスは、必ずしも市民自身が法律の具体的な内容について詳細に知ることを求めるものではなく、適切に弁護士などの専門家に相談することによって、自分の権利を正しく守り、行使するためにルールを活用することができるようになること、そのための弁護士や法律扶助の仕組みを整備することも含まれる。</p>

リーガル エンパワメント	法律扶助 リーガルエイド	<p>法律扶助(リーガルエイド)とは、法律問題の解決のため専門家の援助が必要な場合に、法律の専門家による援助を無料または低額の利用料で受けられるようにしたり、裁判のための費用を立て替えたりする制度である。</p> <p>経済力が理由で権利の保護に差が生じる不公平や、権利侵害に対する泣き寝入りやをなくし、平等で安定した社会を実現するのが法律扶助の目的である。</p> <p>弁護士、弁護士会等がその負担で行うものもあるが、国家や地方公共団体の費用負担によって、国民が広く利益を享受できるようにすることが望ましい。</p> <p>司法アクセスの改善の取り組みとして、法律扶助の整備・拡充は重要であり、途上国において、ドナーが活発に支援している分野である。ただし、自立発展性を重視する場合、支援終了後の財源の確保が課題となる。</p>
	プロボノ活動	<p>プロボノ(Pro bono; ラテン語)活動とは、専門家が、職業上持っている知見・ノウハウを活かして社会貢献するボランティア活動である。</p> <p>弁護士などの無料法律相談などが典型例である。低料金の法律相談や事件受任、国選弁護士業務なども含まれる。先進国では、弁護士に対し、年間一定量のプロボノ活動を義務化している場合もある。</p> <p>司法アクセスの改善の取り組みとして、プロボノ活動が行われることは望ましいが、途上国においては、弁護士の地位・収入が十分に確保されていない場合が多く、活動に参加できる弁護士は限られる。</p>
基本用語	権利濫用	<p>権利濫用とは、形式的には権利の行使にみえるが、具体的な状況と結果から見て、他人の利益を侵害し、権利の本来の目的を逸脱するために、実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為である。</p> <p>権利者個人の利益と、義務者又は社会全体に及ぼす害悪などを比較衡量して、権利濫用かどうか判断される。権利濫用は、一般には権利行使の効果がなく、権利者の要求に従わなくても責任は生じない。</p> <p>権利濫用のリーディングケースとして、宇奈月温泉事件がある。これは、温泉を経営するY会社が、Aの土地のごく一部を通過する形で引湯管を設けていたところ、それに目をつけたXがAから土地を譲り受け、Y会社に高額で土地を買取らせようとしたが拒まれたため、引湯管の撤去を求めた事件について、裁判所が、様々な事情を考慮した上、引湯管の撤去要求(所有権に基づく妨害排除請求)を権利濫用として認めなかった事例である。</p> <p>法整備支援の文脈では、たとえば、独立後・体制変換後の国家において、新憲法が各種の人権保障を規定していることをもって、国民の間、どのようなことでも権利主張する自由がある、といった誤った理解、風潮が生じる恐れがある。このような場合、権利の保護とともに、他者の人権との関係で権利濫用として許されない場合があることの理解を醸成することも必要である。</p>
	公共の福祉	<p>公共の福祉(Social Welfare)とは、人権と人権が衝突する場合に、この衝突を調整する原理である。例えば、職業選択の自由、営業の自由が認められていても、他人に害を及ぼすような内容の事業を営むことは禁止される。このように、他者の人権との関係で人権が一定の制約を受けることがある。これを「公共の福祉」による制約という。</p> <p>なお、公共の福祉は、社会公共の利益、多数者の利益といった抽象的な価値観を示すものではない。こうした抽象的な価値観を根拠に個人の人権を制限できるとすると、人権が無制限に制限されてしまう。人権と人権が衝突する具体的な場面において、どういった人権がどの程度制約されるのかを検討しなければならない。</p> <p>法整備支援の文脈では、権利の保障とともに、どのようなことでも権利主張する自由があるのではなく、他者の人権との関係で制約されることがあることの理解を醸成することも必要である。</p>
民法の基本用語	私的自治の原則	<p>私的自治の原則とは、私人が私人間の法律関係を、自己の自由意思に基づき、その責任において決定できるという原則である。</p> <p>私的自治の原則を適切に実現するためには、各人が、その有する財産権を、国家をはじめとする何人からの干渉を受けることなく、自己の自由な意思に基づいて、相互に平等な立場で、利用・処分することができなければならない。その意味で、財産権の保障と、個人の自由・平等は、私的自治の原則の前提である。</p> <p>他方、私的自治の原則により、各個人は、それぞれ平等な立場で、自由に意思決定・取引することができる。その意味では、自由と平等は、私的自治の原則の結果であるといえ、私的自治の原則は、憲法の保障する自由と平等を、私人間において具体化するために必要な原則であるといえる。</p>
	契約自由の原則 任意規定 強行規定	<p>契約自由の原則とは、私的自治の原則の一内容であり、私人が、自由意思に基づき国家の干渉なしに、その責任において契約を締結できるとする原則である。</p> <p>契約自由の原則には、契約締結の自由、相手方選択の自由、内容の自由、方式の自由がある。日本の民法では、典型契約として、いくつかの契約類型をおき、その法律要件と法律効果を定めているが、当事者は、原則として、それらの内容と異なる合意を自由に行なうことができる。ただし、現代社会では、契約当事者の力関係などに配慮して、労働基準法や消費者保護法などによって、一方当事者に不利な合意は無効にするなど、契約自由の原則の例外が定められている。</p> <p>なお、民法の契約に関する多くの規定のように、当事者の合意によって、法文の内容と異なる効力が認められるようなものを「任意規定」といい、消費者保護法などで、当事者がいかなる合意をしても、法文の内容が優先するものを「強行規定」と呼ぶ。</p>
	法律要件 法律効果	<p>法律要件とは、権利義務関係を発生させるために必要な一定の社会関係であり、それから生じる権利義務関係が、法律効果である。</p> <p>例えば、売主・買主間で、ある目的物がある金額で売る・買うという意思表示の合致があれば売買契約という法律要件が成立し、その契約(法律要件)から、売主には目的物の所有権移転義務、買主には代金支払い義務という法律効果が生じる。</p>
	善意 悪意	<p>法律用語における善意とは、ある事実を知らないことであり、悪意とは、ある事実を知っていることである。</p> <p>善悪の価値判断を含むものではない。</p>
	取引の安全	<p>取引の安全とは、もともと権利者の権利を犠牲にしても、新しく取引関係に入った者を保護する社会的要請である。</p> <p>たとえばAの所有物を、Bが勝手に自分の物のように装ってCに売却してしまった場合、Aも困るが、Bを信じて買ったCも困る。このとき、原則として、真の権利者Aの権利は保護されなければならない。しかし、取引に入ろうとする際に、取引をしようとする相手が真の権利者であるかをいちいち完全に調べなければならないとなると経済活動が停滞する。また、買った素材が転売され、加工され、消費されたような場合に、最初の売買契約がひっくり返ると、その後の取引もひっくり返ってしまい、社会的混乱が大きい。そこで、一定の場合に、真の権利者よりも、新しく取引関係に入った者を保護する必要がある。</p> <p>移行経済国においては、このような要請に対する理解が十分でないことが多い。</p> <p>なお、このように、新しく取引関係に入った者を保護する場合を動的安全の保護といい、これに対比するものとして、真の権利者の権利を保護する場合を静的安全の保護といえることがある。</p> <p>静的安全と取引の安全(動的安全)は衝突する概念であり、場面に応じてその調整が必要となる。</p>
	権利外観理論	<p>権利外観理論とは、真実と異なる外観を作り出した者は、その外観を信頼した者に対し、その外観どおりの責任を負うという法理論である。</p> <p>取引の安全を保護するにあたって、真の権利者を犠牲にしてもやむを得ない場合の説明として用いられる。つまり、真の権利者が真の権利関係とは異なる虚偽の外観を作り出したなど、その者に責任を問うことが適当な場合に、外観が虚偽であることを知らなかった者(善意者)を保護するために、虚偽の外観どおりの権利関係を認めるものである。英米法における「禁反言の法理」と同じ機能を有する。</p> <p>例えば、AがBを代理人に選任していないのに、Cに対し「Bが私(A)の代理人だ」と説明した場合、それを信頼したCがBをAの代理人として契約を締結したときは、Aは契約どおりの責任をCに対して負う、といった場合がある。</p> <p>取引の安全がより重視される商法(商事法)の領域では、この理論に基づく規定が多い。</p> <p>移行経済国においては、このような要請に対する理解が十分でないことが多い。</p>
	善意取得 即時取得	<p>善意取得(即時取得)とは、動産を占有している無権利者を正当な権利者と誤信して取引をした者が、その動産について完全な権利を取得する制度である。</p> <p>原則として、権利を持っていない者と取引をしても、その権利を取得することはできない。しかし、動産の場合、動産を占有している者は、通常は権利者であると考えられる。取引に先立っていちいち完全に取引相手が権利者であるかどうかを確認しなければ最終的に権利を取得できないとなると、安心して取引を行うことができない。また、動産は毎日大量に取引され、かつ転売されたり、加工されたり、消費されたりすることを考えると、どこかで誰かが真実の権利者の確認を怠ったときに、当該取引とそれに続く取引がすべてひっくり返ってしまうとすると、大きな社会的混乱が生じ、法的安定性が害される。そこで、動産の占有状態を信頼して取引した者を保護し、取引の安全を図ろうとするのが、善意取得(即時取得)の趣旨である。</p> <p>なお、動産が盗品や遺失物であった場合には、真実の権利者(被害者又は遺失者)に責任を負わせることが酷であるため、占有者に対する一定の返還請求権を与え、善意取得(即時取得)の効果を制限する立法例が多く見られる。</p> <p>移行経済国においては、このような要請に対する理解が十分でないことが多い。</p>

	占有権	占有権とは、物を事実上支配する状態(占有)そのものを法律要件として生ずる物権である。物に対する事実上の支配という状態を、社会の秩序維持のために保護することを目的として、一定の効果を認めるものである。所有権、土地利用のための各種の権利、質権など物の占有を伴う担保権等は、占有の法的な根拠となる権利であるのに対し、根拠の有無を問わず、占有という事実状態によっていわば仮の権利を認めるものである。占有権を有する者が、占有を妨害されたり、妨害のおそれがあったり、奪われたりしたときは、妨害の停止や予防、占有の回復、及び損害の賠償を請求することができる。占有権は、地主と小作人(土地を賃借して農耕をしている者)が存在する国で、小作人の権利の保護に重要な機能を果たすことが期待される。たとえば日本の永小作権のように、小作人の権利を物権として保護している場合もあるが、そうでない場合には、例えば、小作人が小作地の利用を第三者に妨害されたときに、占有権が認められないとすると、小作人は、地主に対して、第三者の妨害を止めるための措置を取るよう依頼するしかないが、占有権が認められれば、第三者に対し、占有権に基づき、妨害をやめるよう自ら直接求めることができる。
訴訟法の基本用語	当事者主義(民事訴訟)	当事者主義とは、訴訟の審理手続における主張及び立証の主導権を当事者(原告、被告など)に委ねる原則をいう。民事訴訟においては、事実関係を最も熟知し、かつ、自己の利益を実現するという動機のある当事者が、主張・立証を行なうことが、効率の面からもなっており、また、当事者に自ら主張・立証をさせることによって、それに基づく判断の結果に当事者を拘束することの根拠となる。私的自治の原則の訴訟上の表れともいえる。ただし、審理の内容面(手続の開始・終了、訴訟対象の設定、証拠の収集)などは当事者主義が妥当だが、審理の手続面については、当事者の公平の観点から職権進行主義が妥当な場合が多い。
	職権主義(民事訴訟)	職権主義とは、訴訟手続における主導権を裁判所に認める原則をいう。手続の進行に関する主導権を裁判所が有することを職権進行主義、審理の開始・終了に関する主導権を裁判所に認めることを職権調査主義、主張や証拠に関する主導権を裁判所が有することを職権探知主義という。逆に、審理の開始・終了等に関する主導権を当事者にゆだねる考え方を処分権主義といい、主張・立証を当事者にゆだねる原則を弁論主義という。
	処分権主義弁論主義	処分権主義とは、審理の開始・終了、審理の対象の設定などを当事者の自由に委ねる原則であり、弁論主義とは、裁判に関する資料の収集・提出を当事者の権能かつ責任とする原則である。いずれも私的自治の訴訟手続への反映である。民事訴訟では、処分権主義及び弁論主義が妥当だが、公益性の高い事項については弁論主義の適用が排除されたり、真実発見の要請が優先する人事訴訟(夫婦や親子関係についての紛争を解決する手続)では、職権探知主義が採られたりすることもある。これらの概念は、ドイツと日本では一般的だが、それ以外の国では、一般的な用語とはいえない。
	当事者主義(刑事訴訟)	当事者主義とは、訴訟の審理手続における主導権(審理対象の設定や証拠の提出)を当事者(被告人・弁護人や検察官)に委ねる原則をいう。刑事訴訟は、客観的・実質的な真実を追究しながら、迅速な手続で行われなければならない。この観点からは職権主義を広く認めて裁判所が主導的な役割を担うことが期待される。しかし、一方で、裁判所に積極的に真相を解明する役割を担わせようとするのは、有罪無罪などを判断する役割と、犯罪を糾弾する役割をとともに裁判所に負わせる「糾問主義」に通じ、裁判所の判断が、自ら真実追求のために描いた道筋や先入観(予断)に影響されてしまう危険がある。これを避けるには、犯罪を訴追する検察官の役割と、判断を下す役割を分け、当事者である検察官に証拠収集や主張・立証を委ね、裁判所は中立な判断者に徹する方がよいとも考えられる。刑事訴訟においては、真実発見の要請と当事者主義をいかに調和させるかが課題となる。
	職権主義(刑事訴訟法)	職権主義とは、訴訟の審理手続において、裁判所による主導的な役割を認める原則である。手続の進行に関する主導権を裁判所が有することを職権進行主義、公訴が提起された事件の終結は裁判のみによって行うとする原則を不変更主義(これに対し、変更主義では、たとえば検察官は判決までの間であれば公訴を取り消すこともできる)、審理の対象を裁判所が自ら拡大し、自ら証拠調べを行うことを職権探知主義という。
	糾問主義弾劾主義	糾問主義とは、刑事裁判において、裁判官と検察官の分離がなく、裁判官が自ら審理を開始し、判決も行なう制度である。真実を解明し犯罪者を処罰することが裁判官の役割とされ、裁判官が被告人という二者構造となる。しかし、糾問主義では、裁判所の判断が、自ら真実追求のために描いた道筋や先入観(予断)に影響されてしまう危険が大きくなる。弾劾主義とは、刑事裁判において、証拠を収集し被告人を訴追する検察官と、訴追に応じ判決を下す裁判官を分離する制度である。検察官が被告人(及び弁護人)と裁判所という三者構造となる。糾問主義の否定と被告人の主体的役割の承認を内容とする。なお、これら2つの概念は、審理の主導権に関する職権主義と当事者主義とはレベルの異なる問題である。
口頭主義	口頭主義とは、訴訟の審理(弁論・証拠調べ)を口頭で行うべきとする原則である。日本の訴訟手続では、口頭主義が採用されており、判決手続には、口頭弁論を経なければならないとされている。但し、実際には、特に民事訴訟では、書面で実質的な主張をやり取りし、口頭弁論期日では、それを形式的に陳述するだけという場合も多い。	
民事保全	近代国家は自力救済を禁止するとともに、法的紛争は裁判所で解決し、判決の内容に相手に従わないときは、国家が強制的な力をもってその内容を実現する民事執行制度を設けている。しかしながら、権利の実現のために判決などの債務名義を取得するには、一定の時間がかかることは避けられず、それらを待っていたのでは、相手のめぼしい財産が消失したり隠匿されたりするなど、具体的な権利の実現が困難または不可能になる場合が想定される。民事保全は、このような場合に、将来なされるべき強制執行における権利の実現を保全するために、ひとまず現状を維持・確保することを目的として行なわれる予防的・暫定的な処分である。相手の財産に対する仮差押えや、係争物に関する仮処分などによって行なわれる。民事保全はこのように予防的・暫定的な処分であることから、日本では、その執行には請求権を確認する債務名義の存在を要件とせず、口頭弁論を必要としない略式の手続によって、保全命令(仮差押命令または仮処分命令)に基づいて行なう。日本法の民事保全は、訴訟提起前に独立の手続として行なうことができるが、保全手続の後、当該権利に関する訴訟手続(本案訴訟)、判決を経て、強制執行に移行する。日本ではこれらの制度は民事保全法の中に規定されているが、民事訴訟法や民事執行法に含まれている場合もある。民事保全は、国によって設けている手続は異なっているが、訴訟提起を条件とし、訴訟提起に合わせる、相手の財産や係争物の処分を仮に禁止する手続を設けている例がある。また、民事保全は、暫定的な処分ではあるが、判決による権利の確定を待たずに相手の財産権の行使を制約するものであるため、権利濫用的な申立てを排除することが必要であり、申立てに際しては、申立人に一定の金銭を裁判所などに保証金として寄託させることもある。	
債務名義	債務名義とは、強制執行に際して必要になる文書で、債権者に、強制執行によって実現されるべき債権が存在すること、およびその範囲を公的に証明した文書である。もっとも典型的なものは、確定判決(上訴期間が経過するなどして確定した判決)である。仲裁判断に関し、執行力を認めている国も多い。また、このほかに、日本では、裁判手続中に和解が成立した場合の和解調書、民事調停や家事調停における調停調書なども債務名義とされるほか、公証人が作成する公正証書で、金銭等の支払い義務について、債務者が強制執行を受けることを了承したことが記載されたもの(執行証書)についても、債務名義として認められている。これらは、特に和解・調停制度、ADR制度の構築支援において、和解・調停やADR手続において出された結論の効力を検討する際に問題となることが多い。	
法学	実定法学	実定法学とは、実定法に関する研究であり、既に存在する実定法を前提として、その内容を認識体系化する法解釈学と、ある政策の実現のための立法を検討する立法学に分かれる。途上国の法学教育・研究は、その多くがこの実定法学であるが、基礎法学が発展していないこと、実務研究が十分に行われていないことなどから、条文の内容の表面的な検討にとどまっている場合が多い。
	基礎法学	基礎法学とは、法哲学、法社会学、法史学、比較法学など、実定法学の基礎となる法学の総称である。途上国では、その時々必要に応じた法律が制定されているが、そのような法律は、基礎法学に裏打ちされた検討がなされていない場合がほとんどである。法整備支援においては、途上国における基礎法学をとりまく状況に留意することが必要である。

